

二五四六号)	国益なきTPP合意に断固反対し国会決議の遵守を求める意見書(北海道芦別市議会)(第二五四七号)	住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書(北海道黒松内町議会)(第二五六一号)	「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書(北海道喜茂別町議会)(第二五七六号)	手市議会(第二五九五号) 「手話言語法」制定を求める意見書(愛知県東郷町議会)(第二五九六号)
国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書(北海道由仁町議会)(第二五四八号)	国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書(北海道美瑛町議会)(第二五四九号)	国益なきTPP合意に断固反対し国会決議の遵守を求める意見書(北海道和寒町議会)(第二五五〇号)	住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書(北海道余市町議会)(第二五六二号)	手話言語法(仮称)制定を求める意見書(青森市議会)(第二五七九号)
国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書(北海道斜里町議会)(第二五五一号)	国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書(北海道足寄町議会)(第二五五二号)	国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書(栃木県栃木市議会)(第二五五三号)	住民の安全・安心を支える「公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書(愛媛県八幡浜市議会)(第二五六五号)	手話言語法(仮称)制定を求める意見書(秋田県八郎潟町議会)(第二五八三三号)
国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書(栃木県栃木市議会)(第二五五三号)	国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書(栃木県市貝町議会)(第二五五四号)	国会決議の遵守を踏まえたTPP交渉を求める意見書(岡山県津山市議会)(第二五五五号)	「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書(北海道函館市議会)(第二五六六号)	手話言語法(仮称)制定を求める意見書(埼玉県蓮田市議会)(第二五八六号)
子ども・子育て支援新制度における財源不足の確保を求める意見書(東京都小金井市議会)(第二五五六号)	子ども・子育て支援法施行に当たり財源の確保を求める意見書(東京都柏江市議会)(第二五五七号)	子ども・子育て支援新制度に関する意見書(長野市議会)(第二五五八号)	「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書(北海道室蘭市議会)(第二五六八号)	手話言語法(仮称)制定を求める意見書(富山県南砺市議会)(第二五八八号)
自動車運搬代行業の更なる健全化対策を求める意見書(福井県越前市議会)(第二五五九号)	住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書(北海道根室市議会)(第二五六〇号)	「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書(北海道根室市議会)(第二五七二号)	「手話言語法(仮称)」の早期制定についての意見書(愛知県豊田市議会)(第二五九三三号)	

定を求める要望意見書(北海道余市町議会)(第二六一四号) 地方公務員給与削減に関する公共事業関連補助金への「制裁」を実施しないことを求める意見書(新潟県田上町議会)(第二六一五号) TPP交渉における国会決議の遵守を求める意見書(北海道旭川市議会)(第二六一六号) TPP交渉等国際貿易交渉合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書(北海道清水町議会)(第二六一七号) TPP(環太平洋パートナーシップ)協定交渉に関する意見書(福島県川内村議会)(第二六一九号) TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉に関する意見書(宇都宮市議会)(第二六二〇号) TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する決議の遵守を求める意見書(埼玉県議会)(第二六二一号) TPP交渉に関する意見書(新潟県議会)(第二六二二号) TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書(福井市議会)(第二六二三号) TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書(福井県南越前町議会)(第二六二四号) 「TPP協定交渉参加に関する決議」の遵守等についての意見書(愛知県議会)(第二六二五号) TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書(兵庫県議会)(第二六二六号) TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書(松山市議会)(第二六二七号) TPP交渉からの撤退を求める意見書(福岡県荏田町議会)(第二六二八号) TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉に関する意見書(佐賀県鹿島市議会)(第二六二九号) TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉に関する要請のための意見書(佐賀県嬉野市議会)(第二六三〇号) TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書	(鹿児島県曾於市議会)(第二六三一号) TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書(鹿児島県伊佐市議会)(第二六三二号) TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書(鹿児島県湧水町議会)(第二六三三号) TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書(鹿児島県錦江町議会)(第二六三四号) 道州制導入に断固反対する意見書(茨城県境町議会)(第二六三五号) 道州制導入に断固反対する意見書(岡山県早島町議会)(第二六三六号) 道州制導入に断固反対する意見書(岡山県里庄町議会)(第二六三七号) 道州制導入に断固反対する意見書(岡山県鏡野町議会)(第二六三八号) 道州制導入に断固反対する意見書(岡山県吉備中央町議会)(第二六三九号) 道州制導入に断固反対する意見書(山口県和木町議会)(第二六四〇号) 特定秘密保護法の廃止を求める意見書(北海道黒松内町議会)(第二六四一号) 特定秘密保護法の廃止を求める意見書(北海道上砂川町議会)(第二六四二号) 特定秘密保護法の廃止を求める意見書(北海道美瑛町議会)(第二六四三号) 特定秘密保護法の廃止を求める意見書(北海道和寒町議会)(第二六四四号) 特定秘密保護法の廃止を求める意見書(北海道斜里町議会)(第二六四五号) 特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し見直しを求める意見書(岩手県北上市議会)(第二六四六号) 特定秘密保護法の廃止を求める意見書(秋田県三種町議会)(第二六四七号) 特定秘密保護法の廃止を求める意見書(秋田県五城目町議会)(第二六四八号) 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書(山形市議会)(第二六四九号) 特定秘密保護法の廃止を求める意見書(山形県	長井市議会)(第二六五〇号) 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書(茨城県取手市議会)(第二六五一号) 特定秘密保護法の適正な運用を求める意見書(長野県須坂市議会)(第二六五二号) 特定秘密の保護に関する法律の慎重な運用を求める意見書(長野県下條村議会)(第二六五三号) 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書(長野県豊丘村議会)(第二六五四号) 特定秘密の保護に関する法律の廃止をとめる意見書(長野県小川村議会)(第二六五五号) 特定秘密保護法の運用に関する意見書(岐阜県郡上市議会)(第二六五六号) 特定秘密保護法の運用に関する意見書(愛知県岩倉市議会)(第二六五七号) 特定秘密保護法の廃止を求める意見書(三重県亀山市議会)(第二六五八号) 特定秘密保護法の施行をしないことを求める意見書(京都府宇治市議会)(第二六五九号) 特定秘密の保護に関する法律の廃止または抜本的改正を求める意見書(鳥取県琴浦町議会)(第二六六〇号) 特定秘密の保護に関する法律の抜本的改正を求める意見書(鳥取県北栄町議会)(第二六六一号) 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書(鳥取県日南町議会)(第二六六二号) 「特定秘密保護法」に対するしつかりとした監視チェック体制の構築を求める意見書(福岡県広川町議会)(第二六六三号) 「特定秘密の保護に関する法律」の撤廃を求める意見書(鹿児島県出水市議会)(第二六六四号) より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書(福岡県柳川市議会)(第二六六五号) 良好な自転車交通秩序の実現のための関係法令の整備等を求める意見書(福岡市議会)(第二六六六号) は本委員会に参考送付された。	本日の会議に付した案件 政府参考人出頭要求に関する件 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第七七八号) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(松本剛明君外三名提出、第八十三回国会衆法第三一号) 内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件	○柴山委員長 これより会議を開きます。 内閣提出、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案並びに第八十三回国会、松本剛明君外三名提出、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。 この際、お諮りいたします。 各案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房行政改革推進本部事務局次長長屋聡君、内閣官房行政改革推進本部事務局次長市川健太君、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長原敏弘君、総務省行政評価局局長渡会修君、総務省自治行政局長門山泰明君、文部科学省大臣官房長戸谷一夫君、厚生労働省大臣官房審議官神田裕二君、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長蒲原基道君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。 〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○柴山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
---	--	---	---	--

○柴山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。若井康彦君。

○若井委員 おはようございます。民主党の若井康彦でございます。

いよいよ、この独法の通則法、質疑も終局が近づいてまいりましたので、この間、いまだにはつきりしない点が幾つかあるということで、その点についての絞って御質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、平成二十五年の十二月二十四日に政府が閣議決定をされた組織見直しに関する基本方針におきまして、改革を推進するに当たっては雇用の安定にも配慮するとされているわけでございまして、雇用の責任は、当然個々の法人の問題であり、責任として雇用の確保が図られなければならない、そのことについての見解はいかがでしようか。まず、衆法の提出者からお答え願ひたい。

○後藤祐議員 いずれの法案にせよ、独法通則法が成立した後、我々の案と政府案では統合の数は異なるものの、個別法人の統合が予定されております。これに伴って業務の合理化は当然発生するものと見込まれます。

ポストが減る等の業務の合理化が行われた場合に雇員の雇用をどうするかということについては、民間の事業者等においても、例えば新規採用の停止、労働時間の短縮、配置転換、出向など、実際に、解雇といった手段ではなくて、他の雇用調整手段によつて解雇回避の努力を怠る義務が、これは判例上も確立した考え方でございます。

特に行政法人の場合、国の行政機関からの出向者も多いことから、出向者を行政側に引き揚げていただくことによる対応もかなりの程度可能ではないかというふうに思われますので、現職の法人の職員の解雇という最も深刻な影響を職員に与える方法はとるべきではないというふうに考えます。

個々の行政法人の統合案を決めるのは法人側ではなくて政府側であるということからしても、政

府側も、法人における雇用の安定を図る政治的、政策的責任があるものと考えます。先ほど申し上げたような行政機関から法人への出向者の引き揚げなど、政府側としてみずからできることをまず最大限行う必要があるほか、個別の各行政法人と協力しながら、現職の雇員の雇用の安定を図るために必要な対応を図るべきだと考えます。

○若井委員 同じ質問です。稲田大臣、お願いいたします。

○稲田国務大臣 先ほど委員の質問の中にもお触れになりました、昨年末の改革の基本方針の閣議決定において、雇用の確保の重要性に鑑みて、改革を推進するに当たっては、独立行政法人で現在働いている雇員の士気の向上や雇用の安定にも配慮する旨を盛り込んだところでございます。

また、過去、独法の統廃合などの大きな組織見直しが行われた際には、当該法人の置かれた状況を十分勘案した上、必要な場合には、法人間の身分承継など、雇員の雇用に関する法的措置がなされております。

今後、組織の見直しが行われる場合には、これらを踏まえて、個々の法人の状況に応じて適切な対応がなされるというふうに考えております。

○若井委員 必要な場合にはというお答えですが、しっかりとそこについては具体的な対応をしていただきたい。

二番目に、雇員の給与等についてお尋ねをしたと思ひます。

閣法では、独法雇員の給与等の支給の基準は、中期目標管理法、国立研究開発法人については、「国家公務員の給与等」、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法の業務の実績並びに雇員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定めなければならない。」とされているわけですが、衆法においても同様の改正がされているわけですが、

この中期目標管理法、国立研究開発法人の雇員の給与等の支給の基準の規定に「国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等」と加わるこ

とによって何か変わるところがあるのか。

そしてまた、行政執行法人につきましても、「国家公務員の給与を参照し、かつ、民間企業の従業員の給与、当該行政執行法人の業務の実績及び事業計画の「人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。」第五十七条の第三項とされているわけでありませう。

現行の、国家公務員の給与が考慮事項として列挙されているだけの条文から、国家公務員の給与を参照するとされた、これによって一体何がかわるのか。一般職国家公務員給与に連動して自動的に法人雇員の給与が決まるものでないと考えてよいのでしょうか。衆法の提出者からお答えくださ

い。

○後藤祐議員 この部分は、衆法も閣法も条文の内容は同じでございますが、中期目標管理法については、一般職の国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、あと雇員の職務の特性及び雇用形態その他の事情、これを考慮するというように、新たに加わっているわけでございませう。

ただ、現在、実際の現場においては、非国家公務員型の独立行政法人における労使交渉に基づく給与等の決定においては、今申し上げたような今回の条文で加わる一般職国家公務員の給与等、あるいは民間企業の従業員の給与等、あるいは雇員の職務の特性及び雇用形態、こういったことは、当然、交渉の実態上、考慮されているというふうに考えております。

ですから、今回の改正では、今言った三つの要素が、実態上、交渉における考慮事項として今までもあったけれども、それが条文に明確化されたというところであつて、給与等の決定に当たつて実質的には変わらないものではないかというふうに考えます。

行政執行法人についても、衆法と閣法の内容は同じでございますけれども、現行から比べますと、雇員の給与支給基準において、現行の、一般職国家公務員の給与等を考慮という言葉から、参

実際に、現在の労使交渉に基づく各公務員型、特定独立行政法人における給与決定というのは、一般職国家公務員の給与の改定率に近いような決定がなされるケースもあれば、そうでないケースも当然あります。これが現行の考慮から参酌というところになつても、その後の労使交渉においては、同様に、各行政執行法人ごとに、一般職の国家公務員の給与改定に近いようなケースになることもあつてよろしい、そうでないケースも当然あり得るというふうに考えております。

いづれにせよ、中期目標管理法も行政執行法人も、その雇員の給与等については、一般職国家公務員の給与に連動して自動的に決まるものではなくて、これまでと同様に、労使交渉によつて決まってくるものと認識しております。

○若井委員 稲田国務大臣、いかがですか。

○稲田国務大臣 まず、中期目標管理法及び国立研究開発法人、いわゆる非公務員型の独立行政法人の給与の支給基準については、これまで通則法六十三条第三項で、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものと定めるように定めなければならないとされておりました。

今回の改正で、中期目標管理法について、第五十条の十第三項で、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該法人の業務の実績並びに雇員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定めなければならないと具体的に規定をし、国立研究開発法人については、第五十条の十一で、中期目標管理法の規定を準用することとしたしております。

この改正は、給与の支給基準を定める際に考慮すべき事項を具体化、明確化するることにより、雇員の給与に関する法人の説明責任を強化しようとするものでございませう。

ただし、個別法人の給与の具体的な支給基準については、これまでと同様、労使交渉を経て各法人が自主的、自律的に定めていくものと理解をいたしております。

また、公務員型の独立行政法人の給与の支給基準については、これまで、通則法第五十七条第三項において、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該法人の業務の実績及び中期計画の人員費の見積もりその他の事情を考慮して定めなければならぬとされておりましたが、今回の改正で五十七条三項を改正し、行政執行法人について、国家公務員の給与を参酌し、かつ、民間企業の従業員の給与などを考慮して定めなければならぬとしております。

行政執行法人は、国の関与のもとで、国と密接な連携を図りつつ事業を実施するなど、国との密接性が高いことから、非公務員型の独法と比べて、国家公務員の給与水準との均衡が図られるべきであるというふうに考えております。このため、国家公務員の給与について考慮するだけではなく、事情を酌み取り、組み入れるという意味で参酌を求めるとしたものでございます。

ただし、個別法人の給与の具体的な支給基準については、これまでと同様、労使交渉を経て各法人が自主的、自律的に定めていくものというふうな理解をいたしております。

○若井委員 今の後半の御説明はちょっと気になる点がありますが、重ねてお尋ねをしたいと思っております。

独法職員の給与等の支給基準は、自主性及び自律性の発揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定を阻害するものではないと考えてよいのか。

また、給与等の支給の基準の決定は、これまでと同様に法人が労使交渉によって定めるものであり、現行制度と変更ないことをぜひ明確にしたいと思っております。

まず、衆法提出者から。

○後藤(祐)議員 委員おっしゃるとおり、各法人の給与等の支給の基準の決定に当たりましては、各法人の自主性及び自律性の発揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に

基づいて、各法人の労使交渉における決定に基づいて決定されるものであって、現行と何ら変わるものではないと認識しております。

○若井委員 稲田国務大臣、お願いします。

○稲田国務大臣 独法の職員の給与について、通則法は考慮事項や参酌事項を規定しているものでありまして、今回の改正後においても、個別法人の給与の具体的な支給基準については、これまでと同様、労使交渉を経て各法人が自主的、自律的に定めていくものと承知をいたしております。

このため、通則法の規定に従って必要な考慮、参酌をされるのであれば、各法人の労使交渉における決定を阻害するものではないというふうな理解をいたしております。

○若井委員 ぜひ、その原則を御確認したいと思っております。

それでは次に、業務方法書についてお尋ねいたします。

衆法も閣法も、第二十八条第二項の業務方法書の規定について改正することとしております。これについては、内部ガバナンスの強化の観点から大変に評価をさせていただきたいと考えてますが、この業務方法書には、具体的にどのような内容を記載することを想定しておられますか。

衆法提出者の方から。

○後藤(祐)議員 本件については、これまでも議論されてきたところでございますが、閣法に新設された第十九条の二で、「監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあることを認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があることを認めるときは、遅滞なく、その旨を法人の長に報告するとともに、主務大臣に報告しなければならない」として、監事の法人の長等への不法行為等の報告義務を定めております。

これを果たすために、本来、法人の中の役職員が監事にきちんとこういったことを報告しなきゃいけないわけですが、政府案の二十一条の五に基づく役員の監事に対する報告義務は、著

しい損害を及ぼすおそれがある場合に限られていて、不正違法行為等の報告義務は規定されておられません。また、職員については、両方とも報告義務は課せられておりません。したがって、委員おっしゃる通りに、二十八条に基づいて、業務方法書の中でこれらを規定する必要があると考えます。

具体的には、監事が第十九条の二の報告義務を果たす上で必要となる、まず一つ目には、役職員が著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見した場合に直ちに監事に報告することとして、職員も加える必要があると思っております。二つ目には、役職員が、他の役職員が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあることを認めるとき、または、この法律、個別法もしくは他の法令に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、直ちに監事に報告することといったことを業務方法書に記載する必要があると考えます。

さらに、現在、監事監査に関する参考指針というものが定められておりまして、監事は業務に関する重要な文書を閲覧し、理事及び職員に説明を求めることができることといった権限が規定されておるんですが、この権限に対応する役職員がこれに従う義務については規定されておられません。

ですので、同じように、業務方法書の中で、一つ目には、監事は、業務に関する重要な文書を閲覧し、理事及び職員に説明を求めることができ、理事及び職員は求めがあった場合にはこれに応じなければならないと規定する。二つ目には、監事は、重要な財産の取得、処分及び管理について調査し、理事及び職員に説明を求めることができ、理事及び職員は求めがあった場合にはこれに応じなければならない。三つ目として、法令違反行為、業務上の事故その他業務運営に著しい影響を及ぼすことと認められる事態が発生したとき及び業務運営に関する内部通報、外部告発等があったときは、役職員は速やかに監事に報告しなければならない。

こういったことを業務方法書に定めなきゃいけないと思いますが、業務方法書の根拠規定になっている二十八条二項の「役員の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」に、今申し上げたことは該当するのではないかとこのように考えております。

なお、会計監査人についても、三十九条二項で、「会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる」とされておりまして、役職員の会計監査人に対する報告義務は同じように定められておりません。したがって、役職員は、会計に関する報告を監事に求められた場合にはこれに応じなければならないといったことも、業務方法書に記載する必要があると考えております。

以上、若干重複するところがあるかもしれませんが、今までの義務をきちっと業務方法書に掲げる必要があると考えます。

○若井委員 稲田国務大臣、閣法についても同じと考えてよろしいでしょうか。

○稲田国務大臣 本二十八条は内部からのガバナンス強化の規定でございます。

今回の法改正により、法令遵守等の内部統制の体制整備を業務方法書に記載することとしたしておりますが、その内容としては、法令違反行為等のリスクの把握、監視、予防体制、法令違反行為等が生じた場合の対処方法、役職員から監事に対する報告体制等を想定いたしております。

具体的に、どのような事項を記載するかについては、自主性、自律性を重視する独法制度において、多様な業務を行う各法人が、それぞれ抱えるリスクを踏まえて検討し、主務大臣の認可を得るべきものであるというふうに考えております。

その上で、内部統制の強化、監事機能の強化の促進等の観点から、各法人にある程度共通する事項をどの程度定めていくかについては、法案成立

後、独法制度を所管する総務省を中心として検討がなされるものというふうに考えております。

○若井委員 できるだけ具体的に記載ができるように、御検討をさらにお願したいと思っております。次に、目標について確認をさせていただきます。

主務大臣が設定する目標が、ある意味でお手盛り、定性的な目標であっては意味が乏しいと思います。改正後は、総務大臣が目標に関する指針を策定し、各主務大臣はこの指針に基づき各法人の目標を策定することになりますが、主務大臣の設定する目標がお手盛り、定性的な目標にとどまっているということにならないように、当該指針はどのようなものを想定したらよろしいんでしょうか、また、研究開発法人についてはどのような配慮を考えていらっしゃるのか。

衆法提出者、いかがでしょうか。

○後藤(祐)議員 各主務大臣が中期目標を策定するに当たっては、総務大臣が策定する指針の内容が特に重要なものだと考えております。

現在、各独法における中期目標を見てみますと、委員御指摘のとおり、定性的な目標しか掲げられていないような事例も見受けられます。場合によっては数値化した目標設定が困難な場合もあるかもしれませんが、本法改正後は、より定量的、具体的目標が設定されるよう、指針において具体的な基準を示すべきだと考えます。

実際、平成十五年に特殊法人等改革推進事務局が取りまとめた独立行政法人の中期目標等の策定指針というものがござります。ここでは、目標における数値目標の必要性のみならず、数値目標で用いる指標についても例示がされています。一つ挙げますと、すぐれている例として水産大学校というのがある、「大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取組を充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が七五%以上確保されるよう努める。」と、数値目標がわかりやすく掲げられています。

す。

一方で、改善すべき例として、海技教育機構は、「就職率を維持・向上するよう努める」としか書いていなくて、この目標設定の具体性においては随分差があります。

こういったことを参考にしまして、この十五年の策定指針も参考にしながら、その上で、具体的な目標設定を行っている優良な例を参考にして指針を策定して、全法人の目標の水準が底上げされるようにすべきだと考えます。

また、今回の改正では、運営費交付金の適切かつ効率的な使用の責務についても規定されておられますので、財務内容の改善に関する中期目標の設定に関しても、先ほどの事例のように、具体的、実効的な記述が行われるよう指針を定める必要があると考えます。例えば、現在、業務経費について、五年間で五%以上の効率化を図るなどと定められている法人が多く見受けられますが、このような具体的な記述は今後も必要だということふうに考えます。

なお、研究開発型の法人に関しては、前回の連合審査会において、津村議員から、衆法と閣法における研究開発法人の目標設定における総合科学技術・イノベーション会議の関与の相違点について詳しい質疑がございました。我々が提出しております衆法においては、個別の国立研究開発行政法人の中期目標の設定にこの会議が関与できるという点が可能になっている点で、我々の案の方がすぐれていると考えますし、政府の方の案ではそのような規定になっておりませんが、ぜひ、この会議の関与をできるだけ図れるような対応が必要だということふうに、これはお願いを申し上げたいと思っております。

○若井委員 稲田大臣、いかがでしょうか。

○稲田国務大臣 改正法第二十八条の二で、主務大臣が目標設定を行う際の統一ルールを総務大臣が策定することといたしております。

その内容としては、今般の独法制度改革の趣旨に鑑みて、主務大臣は、目標設定に際し、事後の

業績評価が適正に行われるよう、法人が行う業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の健全化について、業務類型に応じて、参考例も示しながら、具体的、明確に設定し、可能な限り定量的に設定すべき旨が盛り込まれるものというふうには認識をいたしております。

また、研究開発業務については、その業務の専門性などの特性を踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議が指針の案を策定し、総務大臣が策定する指針に適切に反映させることといたしております。

○若井委員 できる限り具体的な指針をつくっていただきますよう御検討をお願いいたします。次に、評価に関する指針についてお尋ねいたします。

評価でございますが、これまで独立行政法人に対する評価は、第三者機関である各府省の評価委員会が一次チェックを、また、第三者機関である総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が二次チェックを行ってまいりました。しかし、この改正案では、目標、評価の一貫性の観点から、一次評価の主体が各府省の評価委員会から政策責任者である主務大臣に変更され、第三者機関のチェックは総務省に新たに設置される第三者機関である評価制度委員会のみとなるわけですね。

このことから、改正後の評価において客観的で適正なものとなるのかどうか、幾つか伺いたい。まず、総務大臣が策定する指針のうち、評価に関する事項についてどのような内容を想定しているのか、お伺いします。

衆法提出者、いかがですか。

○後藤(祐)議員 現在、各府省の評価委員会では、中央省庁等改革の推進に関する方針に基づいて評価基準を策定しております。しかし、これは各府省独自の基準になっております。このため、改正後は、総務大臣が策定する指針で主務大臣の行う評価がお手盛りにならないよう、適正かつ厳正に実施されるように、評価基準あるいは評価、S、A、B、Cとか、そういった言葉ですね、評

語等の統一を図っていくものと考えております。具体的な評価基準の内容ですが、現在、各府省の評価委員会の評価基準のうち、他に比べてより具体的に定められているものを参考に定めることが望ましいと考えられます。

ちょっと網羅的に見たわけではありませんが、幾つか見た中で、例えば経済産業省の評価委員会においては、委員会における年度評価の中で、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」「業務運営の効率化に関する事項」「財務内容の改善に関する事項」、この三項目を評価項目の基本として、必要に応じて「その他業務運営に関する重要事項」を追加するとされております。

さらに、経済産業省の評価委員会では、法人横断的な評価として、「業務の効率的な実施の観点から、一般競争入札の範囲の再検討等、適正な契約形態の選択が行われているか。契約に関する情報公開は適切に実施されているか。また「役職員の給与等の水準は適正か。」「資産・出資を含む」は有効に活用されているか。」「欠損金、剰余金の適正化に向けた努力が行われているか。」「リスク管理債権の適正化に向けた努力が行われているか。」こういった項目について毎年調査を行うとされております。

また、評語についても、例えば、総務省はダブルA、A、B、C、D、外務省はイ、ロ、ハ、ニ、ホ、文科省はS、A、B、C、F、ばらばらなんです。こういったものは統一を図ることが必要だということふうに考えます。

○柴山委員長 若井君、質疑時間が終了しております。

○若井委員 はい。同僚議員の時間を少しいただいて、もう少し質問を続けさせていただきます。

○柴山委員長 では、よろしいですね。

○若井委員 今の問題、稲田国務大臣、いかがですか。

○稲田国務大臣 総務大臣が策定する業績評価の

指針の内容としては、今般の独法制度改革の趣旨に鑑みて、現行制度は各府省評価委員会の間でばらばらとなっている評価基準や評語、S、A、B、C、Dの五段階などを統一いたします。

また、過去の独法改革や総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の活動成果を踏まえ、共通的な評価の視点として、例えば、運営費交付金の執行状況などの財務状況、保有資産の管理状況、給与水準などの人件費管理リスクの把握と対応などの内部統制などを設定する、また評価書の様式を統一することなどが盛り込まれるものというふうに認識をいたしております。

また、研究開発業務については、その業務の専門性などの特性を踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議が業績評価指針の案を策定し、総務大臣が策定する指針に適切に反映させることといたしております。

○若井委員 最後にもう一つ。

今の、二次評価を行う新たに総務省に設置される第三者機関が十分にその機能を発揮できるかが課題になるかと考えるわけですが、改正後のこの第三者機関がどのようなものであるのか、その点について後藤議員にお伺いをしたい。

○後藤(祐)議員 この新しい評価制度委員会は、これまでのように、主務大臣から通知される紙面上の評価結果をもとに行うだけではなくて、各府省の評価委員会がなくなることも踏まえて、これまで以上に積極的な評価を行うことが求められると考えます。

現行の各府省の評価委員会、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会、これはともに、主務省へのヒアリングや現地調査が今現在行われております。改正案において、十二条の七で、「委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。」と規定されておりますが、この規定を根拠にして、各個別の法人に対する現地調査も可能であるというふうに解釈しております。

す。

実際、おとこの連合審査において、大能議員はこの点について質問をして、渡会政府参考人は、「十二条の七によりまして、委員会は、関係行政機関の長に対し、必要な協力を求めるという規定がございます。この規定を使えばできるはずでございます。現に、現在の政独委においても、頻繁に現地調査をやっております。」と答弁しており、我々と同様の解釈をしているものと考えております。

いずれにしても、委員御指摘のとおり、改正後は総務省の方の評価制度委員会が唯一の第三者機関でありますから、この評価制度委員会が、個別の法人に対して、これまでの第三者機関以上に現地調査を行うなど、評価をしっかりとやっていただくことを念頭に置いております。

○若井委員 稲田国務大臣、今のように進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○稲田国務大臣 総務省に置かれる独法評価制度委員会は、主務大臣の中期目標案、中期目標期間の業績評価、中期目標期間終了時の業務及び組織の見直しをチェックすることとし、さらに、終了時の見直しでは、主要な事務及び事業の勧告、内閣総理大臣への意見具申が可能です。これらのチェックにおいては、委員会は関係行政機関の長に資料提出等を求めることができ、その協力のもと、主務省へのヒアリング、現地調査が可能であります。

また、毎年度の業績評価の結果が著しく不適正な場合には、随時、委員会は、評価の実施に関する重要事項の調査審議権に基づき調査審議を進め、問題改善のための取り組みについて主務大臣に対して意見を述べることも可能な仕組みとされております。

さらに、実地調査権限を持つ総務省の行政評価・監視の対象に独法を追加しております。その調査結果を委員会が活用するなど、行政評価機能との連携により、一層、実効性のあるチェックが可能となっております。

これらの権限に基づき、委員会は十分に機能を発揮することができ、お手盛りに陥ることはないというふうに理解をいたしております。

○若井委員 大臣そして後藤議員、御答弁ありがとうございます。終わります。

○柴山委員長 次に、後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 今、若井議員の質疑の中で、私の答弁と稲田大臣の答弁で、かなり共通しているところもあると思うんですが、若干の差分のところを確認したいと思います。

まず先に、一つ別に確認しておくべきことがありまして、情報公開のところを、上川総務副大臣にきょうお越しただいておりますが、こちらを先にしたいと思っております。

今、附帯決議の案が各党の中で協議されている状況だということに思いますが、この情報公開に関する規定の中で、以前の、民主党時代の平成二十四年の閣議決定で、これは公開しますよといった四つの内容のうち、二つはそのまま規定されているわけですが、残りの二つがちょっとずつ違っています。

平成二十四年の閣議決定では「公務員OBの再就職先との取引状況」というのが入っていたんですが、今回の附帯決議案では「関連法人との取引状況」となっています。また、平成二十四年のときには「事業部門・間接部門別職員数」となっていたのが、今回の附帯決議案だと「業務内容別の職員数」となっています。

確認したのは、「関連法人との取引状況」には「公務員OBの再就職先との取引状況」は含まれるのか、また、「業務内容別の職員数」には「事業部門・間接部門別職員数」は含まれるのか、これについて上川副大臣にお伺いしたいと思います。

○上川副大臣 ただいまの御質問でございますけれども、附帯決議そのものにつきましては、各党の間で今御検討されているということでございます。今回の独立行政法人改革につきましては、昨年の十二月の閣議決定におきまして、「これまでの一

律的で過度に厳格な運用を見直し、弾力化することと併せて、法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形での情報公開の充実、すなわち「見える化」を推進することとされているところでございます。

附帯決議につきましては、政府としてその趣旨を尊重していくことでございますので、その上で、国民にわかりやすい形での情報公開という観点から、さらなる情報公開の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○後藤(祐)委員 一度閣議決定した内容ですから、ぜひこれを守っていただきたいと思います。続きまして、公募について。

今、修正案について協議をされているところでございますが、唯一、二十三条三項、この公募のところについて、公募の活用に必要な場合でない、ない、なお、公募を活用しない場合であっても、透明性を確保しつつ云々、努めなければならないという形の条文修正案が今各党の間で協議されているところでございます。

この公募と透明性の関係でございますけれども、公募でない任命について、公募を活用しない場合であっても透明性を確保しつつとされるとするならば、この透明性はどのように確保していくのか。つまり、公募でない任命について、その任命を行った理由を公表する、あるいは公募にしない理由を公表する、この必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○稲田国務大臣 公募によらない場合についても、必要な説明責任を果たしていくということは不可欠であると思います。そして、最適な人材を登用する上で、どのように透明性を確保するかについては、今後検討をしていかなければならない問題であるというふうに考えております。

修正された場合の趣旨、また委員の御指摘、本国会における審議、質疑も踏まえて検討していきたいというふうに思います。

○後藤(祐)委員 ぜひ、公募にしない場合にはその理由をはっきりと明らかにしていただきたいと思います。

思いますし、これは条文が最終的に固まってきたから話かもしれないが、我々は、公募にしない場合の理由を明確に条文で限定列挙しております。そこも踏まえながら対応していただきたいと思っております。

続きまして、役員の定年のところでございますが、ここについては、残念ながら附帯決議の中でもまとまりを見せておりません。

現在、役員が六十五歳、理事長、副理事長相当職が特別な事情があれば七十歳となっていて、「当該役員の知識及び経験が法人の業務運営上特に必要である場合等においては、内閣官房長官に協議の上、上記の限りでない」とされて、政府が平成十四年三月十五日閣議決定。そして、政府が任命権を有する独法の役員の場合には官房長官協議であって、任命権を有さない場合については、各独法において「上記の趣旨を踏まえて適切に任免が行われるよう、主管府省から要請するものとする。」とされております。

先日の審議で明らかになったように、六十五歳を超えている人が七十一名、七十歳を超えている方が十四名おられます。これらについては、任命権を有する方については全て官房長官の協議をされたんでしょうか。そして、任命権を有さない独法の役員については、「上記の趣旨を踏まえて適切に任免」とは一体どんな手続をとっているのでしょうか、そしてその手続を全ての方についてとっているのでしょうか。

○稲田国務大臣 昭和五十二年の閣議決定における特殊法人の常勤役員に係る措置を踏まえ、政府が任命権を有する独立行政法人の常勤監事については、候補者の選考段階において事前に内閣官房長官に協議するものとし、法人の長については、内閣官房長官への協議を経た上、閣議口頭了解を得ることとなっております。この協議の中で、役員の年齢についても確認がされているものというふうに承知をいたしております。

また、独立行政法人制度は、理事の任命権も含め法人の長に権限、責任を一元化しており、ま

た、理事が法人の長をサポートする役割であることから、みずからを支える理事を法人の長みずからの責任で選任する仕組みとしております。

このため、副理事長、理事については、原則の在任年齢を超える者をどのような手続を経て任命するかは法人の長に委ねられていて、政府として把握をしておりませんけれども、常勤の独法役員については事前に内閣官房長官に協議をされるものとされており、この協議の中で、常勤の副理事長、理事については年齢について確認がされているものというふうな承知をいたしております。

○後藤(祐)委員 もともと法人の長は任免権がありますので、本来であれば、こういう特殊なケースについては法人の長が主務大臣に、こういうことをやるけれども御了解いただきたいというぐらゐの手続をすることが、この上記の趣旨を踏まえた適切な任免なのではないでしょうか。

ぜひ、その対応については、この閣議決定違反と言わないように、よくお考え直していただきたいと思っております。

残った時間を、先ほどの質疑応答の中で若干再確認したいものを聞きたいと思っております。

まず、雇用の確保について、稲田大臣が最後のところで、個々に適切な対応がなされるという趣旨のことをおっしゃられましたけれども、私の答弁では、実際、例えば個別の独法が統合されて業務がなくなった場合に、行政機関から法人に出向している方を引き揚げることで相当な対応ができるはずなんです。つまり、その部分については、政府側が直接自分の判断で対応する部分があるんですから、この適切な対応という言葉の中に、行政機関側からの出向者の引き揚げといったみずからできる部分も含まれるのかどうか、御答弁いただきたいと思っております。

○稲田国務大臣 今、後藤委員が御質問になった政府が引き揚げるというふうな選択肢も、その一つの方法として、私は含まれるのではないかとこのうふうに思っております。

の状況に応じて適切な対応がなされるべきだという趣旨でございます。

○後藤(祐)委員 前向きな答弁、ありがとうございます。随分な数が行っていますので、それで随分吸収できる部分があると思いますので、ぜひ、最悪の結果はもたらさないという形でやっていただきたいと思っております。

それと、目標に関する指針、評価に関する指針について先ほど幾つか質疑がありましたけれども、ぜひ、トップランナー方式を導入してほしいんです。

各独法の中で、一番わかりやすい具体的な指標を設けているようなもので比較的共同性があるようなもの、法人固有のものではなくて、といううなものがあるればそれを指針に定めるべきですし、あるいは個別の、先ほどの水産大学の例みたいなものというのはいくつか例示を挙げていただいて、こういう形の具体的なものを定めなければいけないという形で、ぜひトップランナー方式をこの目標に関する指針において、また、評価に関する指針についても同様の面があると思っております。このトップランナー方式で規定されることに、この御見解をいただきたいと思っております。

○稲田国務大臣 今おっしゃったような、いい取り組みであったり、そういう横展開する、今御提案になったようなことも踏まえて検討すべきであるというふうな考えです。

○後藤(祐)委員 ちよつと戻りますが、業務方法書についての先ほどの質疑の中で、最後、監事機能の強化をできるような記載をしていこうということだったんですが、これは総務省において検討がなされるという答弁を稲田大臣がされましたので、その部分についてはちよつと通告が行っていないで、その部分については、上川副大臣、業務方法書で何を記載すべきかということについて、私からかなり具体的な事項について申し上げました。そして、稲田大臣も、ちよつと別の言い方ではありますけれども、ある程度こんな方向性というものは示されたというふうには思っております。

す。

きょうの質疑を踏まえて総務省において検討されるということでございますので、実際に法律上の責任となつていて監事の主務大臣に対する報告義務が果たせる最低限必要な、役職員から監事への報告義務を業務方法書で、先ほどの私及び稲田大臣の答弁にあらわれているようなことは少なくとも規定すべきと考えますが、総務省としての御見解をいただきたいと思っております。

○上川副大臣 今回、御質問については、通告がないということでございますので、直ちに答えられないということでございますけれども、ただいま稲田大臣の御発言等、趣旨を踏まえてしっかりと対応していきたいと思っております。

○後藤(祐)委員 今までの検討は主に稲田大臣のもとで行われていると思っておりますので、これについては、このところ相当議論が進んだと思っております。監事に関する指針についても、総務省の方で相当今までもやっている経緯があると思っておりますので、これは論理的必然性に必要になってくる部分でありますから、ぜひ総務省の方でも、きちつと今回の審議を踏まえた、業務方法書に記載すべき事項を定めていただきたいと思っております。

あと残っている論点として、報酬の上限の話があるんですね。役員の報酬の上限なんです。

行政執行法人の役員というのは公務員です。一般職では確かにないんですが、特別職の公務員です。一般職の公務員については、国会法三十五条で、国会議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額より少なくない歳費を受ける。つまり、次官は国会議員より給料が安くきやいけないという規定があります。これからすると、少なくとも一般職の公務員は国会議員以下であるという上限が実はあります。このことを踏まえますと、確かに、行政執行法人の役員は、特別職ではあるが公務員でございます。

先ほど稲田大臣の答弁でも、行政執行法人については、中期目標あるいは研究開発型に比べて、公務との関連性が高いと言いましたか、何らかの

位置づけが、やはり公的な色彩が強い御発言があったと思いますが、そのことを踏まえ、行政執行法人については、少なくとも、その役員は次官以下、国会議員以下とすべきだということに考えます。

これは、今、法律等で規定はできないにしても、実際の運用で、今、個別の各独法の役員の給与というのは公表されていますので、それを見ますと、超えているものは今のところないようございませうけれども、ぎりぎりのところはどうあるようございませうので、そういった運用が実際上なされるよう、うまく対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○稲田国務大臣 昨年末の独法改革の基本方針で、独法の長の報酬について、法人の事務事業の効率的、効率的な実施に必要な場合には、法人の長の報酬を事務次官以上とすることも可能にするよう見直しをいたしております。

公務員型の独立行政法人である行政執行法人についても、その事務事業は多様であって、役員報酬を一律に事務次官以下とする取り扱いというのは適当ではないと思っておりますけれども、ただし、高い水準を設定しようとする法人は、当該人物に対して高い報酬を支給する必要性について、国民の納得が得られるように説明責任を果たす必要があります。

行政執行法人は、国の相当な関与のもとに確実に執行することが求められる事務事業を行う法人であり、役員報酬は、国家公務員の給与を参酌して定めなければならないとされておりますことから、事務次官より高い水準の報酬については、国民の納得が得られるような必要性というのは、現実的には想定しにくいのではないかと考えております。

○後藤祐委員 ある程度運用の方針は示されたのかなというふうに思っておりますので、これは、現実には各独法がそういう方向で運用するように、ぜひ御指導を何らかの形でしていただきたいというふうに思います。

今のお話もそうなんですけれども、個別の話をやっていくときに、情報公開がやはり大事になってくると思うんです。報酬の上限もそうだし、先ほどの公募の話もそうだし、定年についても、今回初めてあれだけたぐさんの方が六十五歳、七十歳ルールを超えているということが明らかにしました。

私が求めたらすつと出してきたんですけれども、こういった情報をやはり総務省のホームページで総括的に、積極的な情報提供ですね、求められて出す情報公開ではなくて、積極的な情報提供という形でやっていただくことを最後にお願い申し上げます。

○柴山委員長 次は、河野正美君。
○河野正委員 日本維新の会の河野正美でございます。

ただいま議題となっております独立行政法人通則法の一部を改正する法律案等につきまして、三十分という質問時間をいただきました。今まで議論された内容と重複する点もあるかもしれませんが、けれども、よろしくおつき合いのほどお願い申し上げます。

まず初めに、四月から消費税が八%と上がったわけでありまして、私、医師として二十年来、医療の現場にいた経験から、消費税増税によって地域医療が崩壊しかねないという懸念をずっと持っております。

税と社会保障の一体改革ということで、本来であれば、消費税をたくさんいただくことによって社会保障を守っていくという考えであったと思っております。しかし、医療機関は、最終消費者とされる患者さんから消費税をお預かりいたしております。

そういったことから、医療は非課税ということになっていくわけでございますけれども、こういったことで、医療機関がお薬を買ったりであるとか、入院の患者さんの食べ物を買ったり、あるいは高額な医療機器等々あるわけですが、

そういったものは全て医療機関が自己負担をしなければならぬ、還付されないという状況が続いております。これは、控除対象外消費税額、いわゆる損税と言っているものでございます。

この問題は、本当は八%に上がる際にいろいろ検討されるという予定でしたけれども、大変残念ながら、置き去りにされたまま経過しております。しかし、今後一〇%に上がるということが法律上規定されているわけですから、一〇%に上がるまでにはもう時間もありませんので、何とかこの問題は対応できるようにしておかなければ、消費税を上げることによって医療を守るはずが、医療が崩壊してしまうという懸念を強く持っております。

南海トラフ地震を初め大規模災害を想定した議論も、各委員会や各部署、いろいろな方面で議論されているところかと思っておりますけれども、そもそも、大規模な地震災害があったときに、けがをされた方であるとか患者さんが運び込まれた病院が先に壊れていたら話にならないということで、やはり病院も耐震化という問題がございます。

耐震化の診断だけでも数百万円なり、それなりのお金がかかってくるわけですし、それで、やはりこの建物が大規模震災、災害に耐えられないのではないかとということになれば、当然、補強工事あるいは建てかえをしようということになってくるわけでありまして、そうしますと、非常に大きな額の消費税を医療機関は負担しなければいけないということになっております。

そもそも、患者さんサイドから見れば、最先端の医療機器のある病院で診断を受けたいという気持ちがありでしょうから、そういったことになりまして、やはり高額な医療機器をそろえておかなければ、最新の医療機器がない病院というのはなかなか患者さんにも来ていただけないような状況になります。そうすると、また数千万、数億円という機材を買わなければいけない、どんどん買いかえていかなければいけないというような問題になります。高額機器の購入に際しましては検討

するということに言われていたんですが、八%のときは置き去りにされていた、先送りにされていたというふうに思っております。

こういった問題意識、地域医療崩壊の懸念から、機会をいただくと、きょうも差しかえてここに立たせていただいておりますが、さきほどなところで問題を提起させていただきたいというふうに思っております。

ところで、繰り返しになりますが、控除対象外消費税額は診療報酬の二・五%程度という試算でございます。平成二十五年度の厚労省の医療経済実態調査では約二・二七%というふうになっているようでございますけれども、そういった数字があります。

したがって、委員あるいは政府各位の皆さん、御地元で総合病院と言われるような病院があるとしたら、大体ざっくり言って百億円ぐらいの年収があるんじゃないかなと思うんですけれども、そういった病院では、五%時代で二億五千万円ぐらい消費税を負担しているという状況があります。八%になって、よくわかりませんが、推定すると三・六三とかも言われておりますので、仮にこのまま一〇%になるようになると非常に大きな問題になります。今、五%で二億五千万円ということは、診療報酬が上がっていればいいんですけれども、収入が全く変わっていない中で一〇%になれば、これがざっくり五億円になる、ということとは、今まで病院が利益として何とか生み出していたところからさらに二億五千万円を負担しなければいけない。非常にゆゆしき問題ではないかと思っております。こういったことによつて、非常に、もう本当に地域医療が崩壊寸前の状態にあるんじゃないかということを思っております。

今回の法案によつて独立行政法人はさらに元氣になっていかなければならないというふうに認識しておりますけれども、独立行政法人は医療機関をたくさん持っております。その中で病院において相対的に消費税負担を強いられており、経営を

かなり圧迫しているのではないかと思っておりますが、この点について具体的に教えていただきたいと思いますでしょうか。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

○神田政府参考人 お答えさせていただきます。

国立病院機構で申しますと、平成二十四年度におきましては売り上げ全体が八千七百三十一億円でございます。このうち課税仕入れに係る支払い対価が四千四百四十四億円でございます。これにかかる消費税として百九十三億円を負担しているところでございます。課税売上分にかかります仕入れについては控除ができていないということでございますので、控除されない消費税額ということでいうと百八十六億円ということになってございます。

ただ、消費税が非課税とされておりまして社会保険診療につきましては、医療機関等が医薬品等を仕入れる際に支払う消費税分については診療報酬において手当てをするということで、本年四月から、消費税の引き上げに際しまして、医療機関等の実態調査を行いまして、課税経費割合を把握した上で、全体では一・三六％、経費としていいますと約五千六百億円の手当てをいたしたところで、診療報酬における初診料、再診料、入院基本料等の引き上げによって対応してきているところでございます。

○河野（正）委員 今皆さんお聞きになったように、相当の額の消費税を負担しているということですが、百八十六億控除されないということは、かなりの経営を圧迫しているんじゃないかなと思います。

今、診療報酬で手当てをしているとおっしゃいましたけれども、診療報酬のどこに入っているのかというのが非常に不明朗です。診療報酬に入れたというのなら、以前の内閣では診療報酬が下がっていくということで、非常にそういう問題では、どこに入っているかわからない。あるいは、例えば、小児医療が大変だとか産科医療が大変、救急医療が大変というところに、そこに傾斜配分していきますので、ざっくり診療報酬という

大枠の中で仮に消費税分を入れたとしても、どこについているかわからない、そうすると、一部の医療機関は全くもらえないというようなことになりまして、この点も正していかなければならない問題ではないかなと思っております。

ところで、独立行政法人の病院などは、国民の視点から考えていきますと、国立病院であり、ある意味、国民の模範となるような行動をしていただかなければいけない。特に法令遵守という意味では、しっかりとした行動が求められるのではないかなと思っております。

次に、大手新聞等でも報道されている問題であります。お手元に資料を配付していると思っておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

消費税転嫁拒否行為について公正取引委員会が調査されておりますが、自治体病院が、注射針やガーゼなどの診療材料の納入業者に対して一律に商品の価格を三％引き下げるように要請をしたと。これを一部受け入れさせていた事実があったというところであります。

今、先ほど来話していますように、病院経営、非常に厳しく、大変疲弊した状態にあります。ですから、現場の経営努力ということで言えなくともありませんが、公的病院が率先してこのようなことをしているというのは非常にゆゆしき問題ではないでしょうか。

また、一部の記事によれば、消費税率が三％から五％に引き上げられたときもそうであったが、自治体は納入業者に対して増税分を値下げするよう要請するのは普通感覚である、全ての自治体がそうしているとは言わないが、役所の末端部署まで、いわば全庁的に内々で指示が出ていることも多いというふう言われています。

また、多選の首長さんが君臨しているような小規模の町や村、そういったところでは、公然と値下げに応じなければ、業者を変えざる、ほかの業者から取引をするぞといったようなことも現に横行しているような記事がありました。

厳しい財政状況の中、少ない予算の中で、住民から集めた税金は効率的に使わなければならない、よって、値切る行為は税金を無駄に使わない意識のあらわれといった感覚も報道によればあるそうですけれども、本日は公正取引委員会の方からも来ていただいておりますので、この配付資料について経緯等を御説明いただけますでしょうか。

○原政府参考人 お答えいたします。

地方公共団体が設置する病院が、平成二十六年四月の消費税引き上げ等に対応するために、先ほど先生御指摘のとおり、注射針、ガーゼ等につきまして、これらを納入する納入業者に対して一律に納入商品の価格を三％以上引き下げる旨を要請したことは、消費税転嫁対策特別措置法第三条第一号後段の買いたたきの規定に違反することから、平成二十六年二月二十日、当該病院を設置する地方公共団体に對しまして、同法の規定に基づき、引き下げた納入商品の価格を引き下げ前の価格まで引き上げるとともに、引き下げ時にさかのぼって当該価格を適用すること等の指導を行いました。

公正取引委員会は、病院を設置する地方公共団体が指導の対象となったことから、平成二十六年二月二十四日、公益社団法人全国自治体病院協議会に對し、病院を設置する地方公共団体が消費税転嫁対策特別措置法の適用の対象となること、同法を遵守することを会員に對して十分に周知徹底することを要請いたしましたところでございます。

○河野（正）委員 ということ指導を受けたわけですが、改めましてちゃんと確認させていただきまして、独立行政法人の国立病院機構も対象となるということでしょうか。

○神田政府参考人 国立病院機構につきましても、消費税転嫁対策特別措置法の対象となりますので、本年一月に、合理的な理由なく対価を減じて支払う減額ですとか、対価の額を通常より低く定める買いたたき、それから、増税の転嫁を受け入れるかわりに経済上の利益を提供させることですとか、価格交渉の際に消費税を含まない価格で

の交渉の申し出を受けた場合にその申し出を拒否するといった行為が禁止されていることを周知して、遵守するように国立病院機構に求めているところでございます。

それから、先ほど御指摘のような事案もございましたので、さらに本年三月にも通知を出いたしました。まして、医療機関等が購入する医薬品に係る消費税負担の増加分につきましては診療報酬改定において補填される予定であり、引き上げ分についても医療機関において負担すべきこと、消費税転嫁対策特別措置法において、納入業者等による消費税の転嫁を医療機関が拒否することは規制されていることについて、再度適切な対応をとるよう機構に対して求めたところでございます。

○河野（正）委員 根本的には、我が国の財政状況が全方位的に厳しい状況であるということが発端ではあると思いますが、公的機関はやはり法律を率先して守っていかなければならないのではないかなと思っております。

今、独立行政法人国立病院機構についておっしゃっていましたけれども、そういった通知を出されたということで、今後、それではこういった懸念はないのか、改めて厚生労働省にお聞きしたいと思えます。

○神田政府参考人 先ほど申しましたように、特に医薬品ですとか医療機器については、実勢価格に消費税分八％分を純粋にオンをした公定価格を設定いたしておりますので、消費税転嫁を受け入れる環境整備ということもいたしておりますので、しっかりと指導してまいりたいというふうに考えております。

○河野（正）委員 ぜひともしっかりと対応していただきたいと思います。

消費税が上がっていく中で、欧米諸国並みに二〇％とか今後上がっていく可能性もあるのではないかなと思っておりますけれども、やはり、しっかりと消費税制に正していかなければ、これによって、本来、社会保障等を守ろうという趣旨であったはずにもかかわらず、医療機関が消えてい

く、地域医療が崩壊していくということがありますので、ぜひともしっかりとやっていただきたいと思ひますし、そういった税制を正すことで、一方でちゃんと納税すべきは納税していただきたいというふうにも思っています。また、卸業者さんあるいはいろいろなもので生産者等々を泣かせるようなことがあつてはいけません。私、消費者問題の委員会にも入らせていただいていますけれども、そういう点もしっかりとしていていただきたいと思います。提議をさせていただきます。

群馬県高崎市にあります独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に關連してお尋ねをいたします。

重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に關する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とし、熱心に活動されているように伺っております。平成十五年十月から独立行政法人として運営されているわけでございますけれども、こういった施設を独立行政法人として運営するに至ったいきさつについてお聞かせいただきたいと思います。

○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のぞみの園でございますけれども、昭和四十年代に重度の心身障害者が入所する施設が不足している中で、昭和四十六年に、いわば全国の重度の心身障害者のための大規模な福祉施設として、国立のぞみの園という形で設置されたものでございまして、当時、運営主体は、弾力的な運営が図られるよう、特殊法人心身障害者福祉協会であったところでございます。

その後、設立当時は、いわば家庭において生活することが難しい重度の知的障害者の方々に對して、安心して生活する場を提供するという、そういった要請があつたわけでございますけれども、いわばこうした当時の要請がだんだん変わつてきている状況にございました。具体的に申しますと、施設の入所者の方々も、その人の状態に応じて、

地域での生活へ移行することを積極的に推進していく、こういうニーズに変わったところでござい

ます。こうしたことを背景といたしまして、平成十三年の特殊法人等整理合理化計画の中におきまして、一つは重度知的障害者の方がいわば地域で生活することが可能となるようなモデル的な処遇を行う施設ということで明確に位置づけるとともに、その組織形態につきましては、いわば現場のニーズに合った形で効率的に行う観点から、独立行政法人にするという整理がなされて、委員御指摘のとおり、平成十五年十月からそういう形態で運営を開始している、こういうことでございます。

○河野(正)委員 次に、今回の独立行政法人制度改革の中で、のぞみの園についてはどのような議論がなされていったかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○後藤田副大臣 お答えいたします。

今回の見直しに当たりましては、行政改革推進会議におきまして、独立行政法人改革等に関する分科会を設置いたしました。委員は、四つのワーキンググループに分かれての組織の見直しを中心に検討していただきました。そのワーキンググループにおきましては、独法の組織見直しに關する過去二回の閣議決定の内容でございますが、これについては見直しの必要がないと。平成十九年の閣議決定、組織見直しにかかわる指摘はなし、平成二十四年一月二十日の閣議決定におきましても、「成果目標達成法人とする」という、こういう二回の閣議決定の内容。

そしてまた、各所管府省から提出された業務運営の状況、また、業務、組織見直しに關する考え方をまとめた法人シートというものを、私どもの事務局といたしましていろいろ検討をさせていただいた中で、これをワーキンググループにお示ししたところ、御指摘のぞみの園につきましては、約三百名の重度の知的障害者に対して生活全般の支援を行うという業務の特殊性、また、所在地の移転が

困難であることなどから、他の独法と統合する等の組織再編はせず、単独で存続することが適当と判断されたものと承知いたします。

○河野(正)委員 それでは、中期目標管理法人というふうなされたのはなぜでしょうか。

○後藤田副大臣 のぞみの園は、今お話しさせていただきましたが、重度の知的障害者に対しての生活全般の支援を提供するとともに、国の知的障害者施策を踏まえつつ、知的障害者の自立、また、地域移行の支援に關する最先端のサービスモデルを確立、実践をし、その成果をモデルケースとして全国の知的障害者関係機関に広げるといふ使命を負っているというふうな理解をしております。

このような業務は、今回、我々が新たに定める独法の三類型のうち、中期目標管理型法人でございますが、この哲学は、国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的として、中期目標管理により高い自主性、自律性を発揮しつつ事務事業を行う法人に該当する、こういう哲学でございますので、その趣旨に合うということから中期目標管理型法人と整理されたところでございます。

○河野(正)委員 ところで、多少前後いたしますけれども、中期目標の設定についてお尋ねをしたいと思います。

現在、一般的な国の方向性として、障害者を町で見ていくという方針があると思ひます。先ほど来お話もありましたように、のぞみの園では、当初、自立支援のための取り組みということで、重度知的障害者のモデル処遇を行うことにより、入所者の地域への移行を積極的に推進し、入所者数を中期目標期間において三割から四割程度縮減することとされておりました。先ほどおっしゃっていた、設立当時は、やはり安心して住める施設であるということ、生涯を送っていくような形から、今度は町に出していくという形になつていったわけでございますが、三割から四割、入所者を縮減しないという目標は結構厳し

いものじゃないかと思ひます。

さらには、「特に支援の必要度が高い入所者の地域への移行にも積極的に取り組むこと。」というふうにあります。障害者の地域での受け入れ体制、国民、住民の理解も含めてでございますが、そういった体制が十分であること、鑑みますと、極めて高いハードルだったのでないかと思ひます。この達成状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。

独法の後、中期目標を掲げて取り組むということでございますけれども、具体的に、直近のものでいいますと、第二期の中期目標、これが平成二十年から平成二十四年ということになってござ

います。この目標の中では、入所利用者数につきまして、独法移行時、これは平成十五年の十月でございまして、そのときに比べて三割縮減するという目標を掲げて、先生御指摘ございましたとおり、いわば地域移行のための取り組み、例えば、地域生活体験ホームといったような体験型の仕組みを入れたりして、いろいろな取り組みをやることによって地域移行を進めたところでございます。

その最終年度であります二十四年度末の結果でございますけれども、先ほど申しました法移行のとき、平成十五年十月に比べて約四割の縮減ということでございます。この第二期計画については達成をしているところでございます。

ただ、一方で、のぞみの園の入所利用者の方というのは、かなり出身が全国にわたっている、こんな状況もございまして、設立当初からすると、もう相当時期がたつておまして、三十年なり四十年入所されている方もふえてきてございまして、そうした御本人の高齢化、重篤化が進んでいるということもありますし、親御さんの方もかなり高齢化している。こんなこともありまして、丁寧な取り組みが非常に求められる、こんな状況でございますが、そうした中で、いろいろな人手、

時間を割きつつ、移行先を探すだとか、丁寧な対応をやって、先ほど申しましたような成果につながってきている、こういうものと認識しております。

○河野(正)委員 地域移行と簡単に言いましても、非常に大変な労力が必要で、現場では相当な御苦労があったのじゃないかと思っております。まさに四割の達成率をしっかりとクリアしたというところで、すばらしい御努力があったものと敬意を表したいと思います。

今、中央で厚生労働省の方からお答え等をいただいているわけですが、現場の方からこういった苦労があったとか、そういった話があればぜひお聞かせいただきたいと思えます。

○蒲原政府参考人 先ほど少し総論で申し上げましたけれども、実はこれは全国から人が来ているということでもございまして、一定期間、二十年なり三十年入所した後、もともと出身地の市町村に帰すということになります。

例えば、まず、出身地の市町村と連絡をとって、かつ、その市町村にあるサービス事業者と連絡をとって、例えば御自宅に帰る場合もあれば、グループホーム、ケアホームに帰る場合もあるんですけれども、まず、どういうところが受け入れられるかということを、いわば群馬県とその所在地と市町村でやらなきゃいけないということ。

さらには、具体的に、一度で移行できるわけにいかなくて、例えば、体験入所と申しましたけれども、自分の施設のところでの体験入所をやった後、何日か、その出身地のところのグループホームに体験で入るとか、こんなこともやっている。そうすると、職員が実はそこまでついていていろいろな体験のサポートをするということをやっております。言ってみれば、一人一人の地域移行のところに、今申しましたような場所の移動だとか事業者との連絡とか、非常にきめ細かなサポートが必要だということがあります。

あわせて、さっき言いましたとおり、地元にいる親御さんがもう高齢化されたり、場合によって

は亡くなっていることがあるので、そうしたところへのきめ細かな対応というのでも大変苦労が多いという話を聞いておるところでございします。

○河野(正)委員 私も医療現場におりまして、施設から地域へという流れはもう非常に十分に理解しておるところでありますけれども、やはり人間一人一人、それぞれの生活技能も違いますし、多くの支援、しかも一律ではない、今おっしゃいましたように、地域も全国からこの施設へ集まってきたというところで、そこまで連れていって体験をさせなければいけない。非常に多くの問題があるわけでありまして。

そういったところで、独法の枠組みで一律の目標管理を課すことは現場の方々に相当な御負担になるのではないかと考えております。業務運営の効率化ということで、交付金であるとか人員を削減するなどが行われるやに聞いておりますけれども、こういったことは現場に負担をかけないのか。政府の考えはいかがでしょうか。

〔橋委員長代理退席、委員長着席〕

○福田国務大臣 今回の独法改革は、橋本行革の省庁再編、独法制度の創設の趣旨に立ち戻って改革をするということでございまして、もちろん、効果的、効率的な運営というのは非常に重要ではありますけれども、一方、法人の事業の特性に十分配慮をしてその政策機能を強化していくということが今回の改革の目的でございします。

業務運営の効率化については、昨年の改革の基本方針の閣議決定で、「各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、法人ごとに適切な目標を設定するよう努める」として、柔軟な運用を図ることとしております。

こののぞみの園についても、こうした観点を踏まえ、主務省である厚生労働省において適切な目標管理が行われるというふうに考えておりますが、のぞみの園が担ってきた業務の公共性の高さを踏まえて、今回の改革による自主性の向上、柔軟化を生かしてしっかりと役割を果たして

いただきたいというふうに考えております。

○河野(正)委員 ありがとうございます。本場に現場では、地域住民の方に、こういった障害者の方を地域で見えにくんだということで说得をしたり、あるいは生活技能が低下している方の中では、社会の中で孤独死があったりすることもあります。非常に多くの問題があると思っております。

こういった極めて大きな問題を独法という大きな枠組みで縛っていくことは、本場に現場で大変な思いをされている方はたくさんいらっしゃるんじゃないかなと懸念しておりますので、その点は、今お答えいただきましたようにしっかりとやっていただきたいと思います。

先ほど若干答弁にもあったかもしれませんが、のぞみの園が現在果たしている機能を鑑みますと、単独の独立行政法人として位置づけにくいよりは、実は埼玉県所沢市に国立障害者リハビリテーションセンターという施設があるそうなんですけれども、そういったところと一体となつて関連してやっていくこともメリットがあるのではないかなという意見もあると思いますけれども、いかがでございしますでしょうか。

○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。のぞみの園につきましては、先ほど来御答弁申し上げましたとおり、重度の知的障害者を対象に生活面での支援を中心に行っているところで、具体的に申しますと、もともと大規模な形での処遇からできるだけその所内で小規模処遇にして、さらに言えば、地域に移行する、そういう支援を行っているところでございます。

一方で、お話がございました国立障害者リハビリテーションセンターでございしますけれども、こちらは、主に身体障害者を対象にいわば訓練的な支援を中心としてやっている。少し具体的に言いますと、社会参加、職場復帰を目標として、まずは医療的な病院におけるリハビリ訓練から始まって、障害者の機能回復訓練あるいは就労移行支援というのを一貫して行っているという、いわば通

過型の施設ということになっております。

このように、両施設は、主な対象者あるいは組織としての目的、役割が異なっているということとございしますし、実際にもサービスを提供する職員の職種や業務内容も違っているということとございします。ちょっとこれは一律に一つということについてのメリットというのは、それほどないのではないかと今後は考えている、こういうこととございします。

○河野(正)委員 我が国の医療あるいは障害者施策というのは、今まで、言葉は好ましくありませんけれども、収容型というふうには、そこに患者さんに入っていたらいい、あるいは、先ほどの昭和四十年代にできたときののぞみの園も、もう一生涯をそこで終わっていたらいい、その中でどれぐらいいい生活をしていただくかということと対応されていったんじゃないかと思えます。

海外に比べて、我が国は病床が多い、ベッド数が多いということも言われますけれども、やはり地域で見えにくいくことはすごく大きなお金がかかる、予算がかかるということ、結局、先ほど来、話は戻りますけれども、医療費が非常に低いまま抑えられている、抑制されているということがあって、実は、外で見ると、病院あるいはそういった障害者施設に入っていた方が安くなってしまう。しかも、低コストだし、あるいは、マンパワー、医師や看護師等々たくさん職員がおりますので、そういったことを考えると、親御さんの中にもいらった方が楽だし、安心できるというふうな考えもあって、なかなか地域移行というのが進んでいかないのではないかなと思っております。

そういう点で、やはり地域移行はすごく大変な労力もかかりますし、予算もかかるということも認識して、しっかりと頑張っていくべきだと思えます。

僕は病院におりましたけれども、病院の医師として働いておりますと、親御さんなどが、障害者を残して死ぬわけにはいかない、この子たちが

ちゃんと一生しっかりと生活ができるように、できる施設あるいは地域移行でもいいんですけれども、そういった政策がないと困る、本当に死ぬに死ねないといったような大きな声を聞いてきましたので、この点も踏まえて、しっかりと大きな予算をつけていかなければいけない問題であるという認識をしていただきたいと思っています。

時間が来ましたので終わります。ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、杉田水脈さん。

○杉田委員 日本維新の会の杉田水脈です。

まずは冒頭、先日の委員会の中で私の発言で、新日本婦人の会は共産党の女性組織であると発言したことに対して、共産党の女性組織ではなく、共産党を支援する女性組織であると訂正をさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、質問の方に移りたいと思います。

きょうは、まず最初に、独立行政法人都市再生機構のことについてお尋ねをしたいと思います。

この都市再生機構、いわゆるURなんですけれども、これは、そもそも、みんなの党の前の代表の渡辺喜美氏が行革大臣のときに、民営化というように大胆な改革を掲げられたということに端を発しまして、その後は、その後を引き継いだ民主党の政権の中でもなかなか改革が難しく、そのまま、また自民党の政権の方に引き継がれたというふうに私は思っております。

この中でも、このたびは、稲田大臣が大変御苦勞をされてこの報告書をまとめたということとでございますので、まずは、稲田大臣に、今回のUR改革の狙いとか、こういったところがこの改革の中で達成されているのかということをお尋ねしたいと思います。

○稲田国務大臣 今回のURの改革についてのお尋ねであります。

URについては、業務が複雑多岐にわたる一方、都市のタワーマンション型住宅が民間と競合

している、また、何といっても、約十三兆円の有利子負債を抱えて金利上昇等に大変脆弱な財務構造にある、そして、当初のURの持っていた目的がどんどん時代とともに変わってきたという問題なども指摘をされてきたところです。

今回、独立行政法人改革の集大成とするに当たり、URが将来にわたって、高齢者等の住宅セーフティネットや震災復興など、真に担うべき役割を持続的に果たしていくためには、改革を先送りしてはならないというふうに考えました。

このため、行政改革推進会議における検討に当たっては、URの改革を専門に扱うワーキンググループを設けて、今後のURの役割や財務上の課題を具体的に検証し、東京都心部の高層賃貸住宅のサブリース、団地の管理コスト削減や統廃合による収支の大幅改善、関係会社の数の半減など民業補完の徹底と財務構造の健全化を両立させて、確実な実行を担保させる改革案を策定したところであります。

今回の改革に当たっては、国交省、それからURの理事長等も来ていただいて、一緒に議論をして、今回が改革のラストチャンスであるという認識をみんなが共有したところでありまして、本年の三月に経営改善計画が作成されるなど、具体的な取り組みに着手をしているところであります。改革が着実に実行されるよう、国土交通省と連携をして、しっかりと引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○杉田委員 とすればこのUR、非常に悪者にされがちなところとかございまして、時代のニーズとはもう合っていないんじゃないかというような議論もさまざまあったかと思えます。

私は、このURにつきましては、阪神・淡路大震災のときに、例えば震災直後から全社を挙げて仮設住宅や復興住宅の建設そして復興の町づくりにも多大な貢献をしてきております。今後も、都市型の震災なんか予想されている中で、このURが培ってきた震災復興に対するノウハウというのはしっかりと引き継いでいっていただきたい。

そのために、まずは改革をしつかり行って、その中で、このURを存続していくことで、そういった部分を今後の未来に向けて貢献できるように形に持っていくていただきたいというふうに思っておりますので、改革のラストチャンスという形で取り組まれたという稲田大臣の取り組みを本当に応援したいと思えますし、今後も、これからもこの改革を着実にということですので、しっかりと進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問になるんですが、独立行政法人の通則法の改革をしていくことなんですけれども、今回の改革を契機として、地方の独立行政法人制度についてどのような波及効果があるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○門山政府参考人 お答えいたします。

地方独立行政法人の制度でございますが、これは、平成十三年に国の独立行政法人の制度ができたとを踏まえて、平成十六年に、自治体にふさわしい制度ということで、関係者の御意見、ニーズなどを聞きながらつくった制度でございます。

現状としては百十九法人ございますけれども、ほとんどが大学と病院というような今は現状でございます。

今般の国の独法改革でございますが、業務の特性を踏まえた法人類型を設けることとすとか、PDCAサイクルの強化、あるいは業務運営の改善の仕組みなど、非常に参考になるものと考えておりますが、地方独立行政法人におきまして対応につきましては、改正後の国の方の独法制度の運用状況を踏まえて、なおかつ、地方自治体に使っていた制度でございますので、地方自治体の御意見もよく伺いながら検討していくということになろうと思っております。

○杉田委員 地方の独立行政法人の制度というのは、大体国の後追い、それも四、五年ぐらい後の形で、まあ、できた経緯もそうですし、改革

も、国がこの部分ができたならば地方の部分という形で、大体後追いで進められてきているというところがあるかと思うんです。

先ほどの御答弁にもありましたが、ほとんどが大学、病院であるということなんです。これは、私どもの大阪の方の維新の会からいろいろと要望を出させていただきました。単に病院だとか大学だとかに限るのではなくて、もっと広く、例えば地方で持っている博物館とか美術館とか、そういうふうなところも独立行政法人の制度を適用していくとか、そういった改革がどんどん進められていくと思います。

今回は、国の改革を受けて、先ほどもございましたが、PDCAのサイクルとか、そういうものの強化なんかを国の制度に倣っていききたいということもございましたが、私は、もう一歩踏み込んで、せっかく今もう一つ適用範囲を広げておりますが、それをもう一つ踏み込んで、地方の行政組織の中においても、公務員で今まではずっとやってきたことでありますけれども、これを独立行政法人化して切り離していくというような業務とか、どんどんもっと適用範囲が広がっていくということを実は期待していきたいというふうに思っております。

地方の業務というのも非常に肥大化をしてきております。片や、IT化などが進んでいく中で、いろいろアウトソーシングができる分野というのは非常に広がっておりますけれども、ただ、このところ、個人情報との兼ね合いだったりとかさまざまなところで、一足飛びに民営化とか株式会社にお任せするといったようなところにはなかなかいきにくい分野というのがあります。そういったところを、独立行政法人という制度を利用していただいて、そのところでやっていただいて、まずは切り離していくというふうな、第一歩というふうな形で地方の行革が進んでいけばいいなというふうに思っておりますけれども、そのあたりの展望というのはいかがでしようか。

○門山政府参考人 お答えいたします。

地方独立行政法人法につきましては、昨年分権改革一括法の関係で法律の改正が行われておりますが、その後、先生御指摘ありましたように、対象の拡大ということで、博物館を政令改正で対象に加えたということでございます。

そのほかにも、ほかの施設についても幾つか、こういった形で、独法での運営ができないかという御要望などもございます。

やはり、使っていたのは地方自治体でございますので、自治体のニーズをよく聞きまして、今後とも前向きに検討していきたいと思っております。

○杉田委員 ありがとうございます。

しっかりと地方の方でも独立行政法人の制度を活用して、地方の行事が進んでいくことを期待していきたいと思っております。

それでは、次の質問に参りたいと思います。

これは前回の質問の積み残しなんですけれども、ガバナンスの強化についてなんですが、監事機能を強化していくことで、これも今回の改革の目玉の一つではないかと思うんですけれども、この監事につきましては、主務大臣への提出書類を調査することや、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を役員が監事に報告させる、そういった規定が新たに設けられることとなっておりますが、これによってどのような効果が期待されるというふうに考えていらっしゃるか、お答え願いたいと思います。

○後藤田副大臣 お答えいたします。

委員おっしゃるように、十九条、また二十一条の五、また七十一條でそれぞれ、前政権時の法案に加えて、新たに、会社法などの規定を参考にしガバナンス強化をさせていただきました。

これらの規定によりまして、まず、法人の長を牽制する監事の機能強化という側面がございます。また、主務大臣による統制の重要性の高まりに対応しまして、監事に情報を集めやすくして監査機能の実効性をより向上させる、そして法人の自律的な業務運営の改善を促す、こういう効果が

期待されるものと考えております。

○杉田委員 ありがとうございます。

法人の長を牽制するというような意図でこれにあえてつくられたということ、私は非常に意味があることだと思いますので、この部分が効果的に回っていくことを期待していきたいと思っております。

もう一点なんですけれども、今回の委員会の議論の中で、透明性の向上ということについてもかなりほかの野党の方々からも質問が出ているかと思うんですけれども、独法の政策実施機能の向上の中で、国民が知りたい情報がきちんと公表されてこなかったという部分が今まであって、それに対しての不信感というの也不少なからずあったのではないかなと思うんです。

こういった国民の皆さんの疑念を解消するということ、きちんとした情報公開というのが必要だと思っておりますが、それについての取り組みなどをどのようにお考えでいらっしゃるかということをお尋ねしたいと思っております。

○稲田国務大臣 昨年末の改革の基本方針の閣議決定では、「法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形で情報公開の充実、すなわち「見える化」を推進する」というふうにされております。

この具体的な措置として、例えば、業績評価結果の業務運営や予算等への反映状況について、毎年度公表する。各法人の事業等のまとまりごとに、予算の見積もり及び執行実績を明らかにする。法人は、長の報酬水準の妥当性について、職務内容の特性、参考となる他の法人の事例等を用いて公表し、主務大臣はその説明内容の検証結果を公表する。法人は、総務大臣が定める様式により給与水準を毎年度公表することとし、職務の特性も踏まえ、当該給与水準となった理由を説明することなどが挙げられると思っております。

具体的な公表手法等については、法人の負担にも考慮しつつ、必要な情報を国民にわかりやすく、適切なタイミングで公表できるような仕組み

としていくことが必要であるというふうに考えております。

○杉田委員 ありがとうございます。

私も行政機関に働いていた経験の中で、情報公開の必要性というのは非常に感じてはいるんですけれども、ただ、過度な情報公開を求めるような風潮が今の日本には強くあるという部分もございまして、そのために非常に多くの人員が割かれて、その法人の本来の業務が結局おろそかになってしまおうというような、そういったことになつてしまおうと本心に本末転倒だと思っております。

また、意思決定の機関についての議論とかそういったことは、情報公開を前提としてしましますと、そこで突っ込んだ議論ができなくなってしまうというような危険性もございまして、どこまでをきっちり情報公開されるのか。それからあとタイミングなんかも非常に必要となつてきますので、そのあたりをこの独立行政法人の制度の中でもきちっと確立していただいで、きちっとした情報公開をする中で、国民の方には疑念を抱けない、だからといって独立行政法人の業務に支障を来さないといった適切な情報公開制度というのを確立していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に参ります。

今回、公募というところもまた質疑の中でもさまざまな争点となつてきていると思うんですけれども、私は、公募というのにはできる限り進めていっていただきたいというふうに思うんですけれども、これも、長所と短所、両方が存在するというふうに思います。

これは、別に、公募をしたところで、すぐたくさん応募者が集まるところと、それから公募をしてなかなか人が集まらないというような、そういう現実とかもあります。応募する側の人から見れば、独法だから応募するとか応募しないとかいう、法人の形態によつて自分が応募するかどうかを決めるのではなくて、やはりその法人の業務内容とか特性を見て自分が応募しようかどうかどう

かというようなことを決めていくと思うんです。

この公募というシステムがより優秀な人材の確保につながるというふうな形で進められていかないとけないと思うんですけれども、そのあたりが非常に難しい部分をどのように、公募を採用していただけるとすると、切り抜けて実施していけるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○稲田国務大臣 公募に関しては、今回の国会の質疑の中でもさまざま指摘がされました。

長所としては、手続としての透明性が高く、国民の信頼確保に資する、また、幅広い層からの応募があつて、当初想定しなかったような、有能でしかも意欲の高い人材を得られる可能性が広がるという長所があると思っております。

そして、今委員御指摘になったように、独法だからといって来られるわけではないので、どういう職務内容かということもきちんと公募の際には開示をする必要があるというふうに思います。

一方で、公募を実施したものの、応募者に適任者が不在で、再公募等の追加措置を要した場合が約一割ぐらいあります。書類や面接で必ずしも十分に適格性を事前に把握し切れなかったという事例もあります。また、公募という方法では、任命権者は基本的に応募者の中からしか選ぶことができません、任命者みずからの発意による主導的人事にはなじみにくい面もあります。

長所と短所があり、課題も見受けられるということで、本法案では、原則公募という義務づけではなくて、適任者を得るための選択肢の一つというふうな位置づけをさせていただいております。

○杉田委員 やはり優秀な人材を集めるためにはさまざまな努力が必要であるというふうに考えますので、ぜひ柔軟な取り組みで公募というものを捉えていただいで、できるだけ公募は推進していただこうという形で取り組んでいただきたというふうに思います。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。これもさまざまところで質疑がなされていると

ころなんです、定年制についてであります。

今、安倍政権の方では、定年制ということについて、高齢者の活用ということが大きな課題になっておりまして、年金の受給のシステムなんか大きく変えようという議論がある中で、ほとんど高齢者を活用しようというところ、この定年制というところが、なかなか折り合いが難しいところだと思っております。

ただ、我々は、やはりずっとその方がそこに続けるということは、今度、新しい人材だとか若い人材だとかを獲得することに對しては弊害となってくるのだと思っておりますので、ある一定、定年制というのはきちんと組み込んでいた方がいいという立場であるんですけれども。

このようなさまざまな課題を解決して、一定のルールをつくっていくということについて、どのようなことを考えていらっしゃるのかということをお尋ねしたいと思っております。

○柴山委員長 稲田大臣、質疑時間が終了しておりますので、端的にお願いたします。

○稲田国務大臣 私、再チャレンジ担当大臣でもあります、やはり高齢者の活用というのはこれからの日本にとって非常に重要なポイントであると思っております。一方、一定のルールを設けるということも、若者の活躍という意味からも価値があるというふうに思っております。

独法法人の役員については、任期を付して任用されるケースについては法律上の定年制はなく、他の制度との均衡を失することになる、また、高齢者の能力の活用も含め、年齢にとらわれない適材適所の人材登用のためには一律の基準を導入することは妥当ではないということから、定年等の在任年齢に係る規制はあえて法律で設けることは適当ではないというふうにしたところでございます。

○柴山委員長 杉田さん、質疑時間終了です。

○杉田委員 はい、済みません。年齢にとらわれないというのが、ある一定の年齢層だけが得するようなことがないような形のシステムをつくっていったきたいということ

を要望しまして、質疑を終わります。どうもありがとうございます。

○柴山委員長 次に、大熊利昭君。

○大熊委員 みんなの党の大熊利昭でございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

与野党の先生方の御尽力によりまして修正案がまとまりつつありまして、この辺の関係からお伺いしたいと思っておりますが、これまでも随分と、ただいまも出ました公募の関係でございます。二十条の三、修正案、修正の部分、この関係なんです、新たに修正案では、「透明性を確保しつつ」、こういうのが挿入をされております。

そこでなんですが、原則公募ではなくて、必要に応じてという話なんです、この透明性の確保で、この必要に応じての方法は、公募と、もともとこれは修正の前の閣法であつた推薦の求め、それからその他と三つあるわけなんです。公募、推薦の求め、それからその他、三つある。この三つの方法の中での透明性についての差はないのか、いや、やはり公募の方が透明性がより高いんだというところなのか、どっちなんですか。

○稲田国務大臣 透明性の確保というのは、それぞれの任命形態にもよると思っております。一般的には任命の過程、結果に関する情報の公表などが考えられますが、主務大臣が最適な人材を登用する上でどのように透明性を確保していくか、今後検討をしていかなければならないと思っております。

○大熊委員 ぜひ今後の検討を期待したいというところでございまして、その上でも、きょう最後の質疑のようですので、その検討の方向性、それについてもうちょっと深掘りをさせていただきたいんです。

今、大臣の御答弁で、過程の公表というキーワードが出てまいりました。そうすると、透明性がどうなんだというときに、過程の公表だということからすると、やはり差があるんじゃないか。公募と推薦の求め、それからその他、この三つにつ

いて、やはり差がある、こういうことなんじゃないか。

○稲田国務大臣 公募の方が、相対的には透明性は高いというふうに思います。

○大熊委員 そういう意味では、その部分についてだけ言うとお公募の方がすぐれているかもしれない、先ほどの御答弁のとおり、任命権者の主體的な働きかけという点で劣るんじゃないか、そういう先ほどの答弁を理解したんですが、要は、公募でない、任命権者あるいは主務大臣が主體的に、Aさん、Bさん、Cさんに、非公表の中で個別に、一本釣りのなにか三本釣りのなにか、声をかけに行く、こういうプロセスですね。それは何も公表しないという部分もあるんじゃないかと思

た点があるのではないかな、こういう理解をしたんですが、そういうことでよろしいんでしょうか。

○稲田国務大臣 ポストにもよりまして、また、主務大臣から与えられている政策目標の実現にとつて最適な人材を得る、登用するにはどうしたらいいかということ考えた場合に、最適な方法の選択は、公募であるか、公募でないか、任命権者の責任で行われるべきであるというふうに思っております。

○大熊委員 ちょっと、今の文脈からすると、要は、任命権者が、主務大臣さんが、この方、この方、この方、いい人がいるんだよなというふうに強く御自身で思っているケースと、いや、ちょっとね、これは広くやっていると、いっているケースと、これは方法に差が出てくるのであつて、今、ポストの種類でとおっしゃいましたけれども、ポストの種類なんじゃないんですかね。

○稲田国務大臣 ポストの種類という言い方が誤解を与えたかも知れませんが、どうしてもこの人を任命権者が任命したい、この政策目標に照らしてこの人が最適だという場合には、そちらの方がすぐれているということでございます。

○大熊委員 やはり、これは任命権者の意思とい

いますか、そちらの方が中心になって手段が選ばれる方がよろしいのかなというふうに私は思います。ポストの特性がどうのということももしかしらあるのかもしれない、それよりも、やはり申し上げたような部分の方が比重は大きいのではないかなというふうに思いますので、できればそういう観点でもって検討を進めていただければというふうに思います。

もう一つ、冒頭、三つの方法がありますよと申し上げましたが、要は、三つは重複して使えないんだということが前提になって私も大臣も議論しているかの感じなんです、公募であり、かつ推薦の求め、こういう方法、仕組みというのでもないものなのかな、絶対できないものなのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○稲田国務大臣 あり得ると思います。

○大熊委員 組み合わせもできるんじゃないかなと思うので、この辺も含めていろいろ御検討を進めていただければなというふうに思います。

その関係でございしますが、次に、やはり、公募であろうとそのほかであろうと、それぞれのポストの職務明細書、これが重要だと思っております。前回の公務員制度改革では、法律では公務員の職務明細書はなかったんですけれども、この独法についてはどういうことになっているのか教えていただければと思います。

○長屋政府参考人 お答え申し上げます。公募に応募しようとする者にとつてみますと、公募対象ポストの職務内容と勤務条件等が明らかになっているというものは不可欠な事柄でございます。このため、本法案二十条でございしますが、ここで、職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示するということを求めているところでございます。

なお、現在行っている公募におきましては、職務内容書におきまして、例えば法人の業務内容、当該ポストの職務内容、勤務条件、必要な資格、経験等々を公表して行っているところでございま

引き続き、公募に応募しようとする者にとつて必要な情報の提供がなされるよう、努めてまいりたいと思います。

○大熊委員 ちよつと確認なんです、公募のポストについてのみ職務内容が示されるということであつて、そうでないポストについてはないんだという、そういうことなんでしょうか。

○長屋政府参考人 公募対象ポストにつきましての職務内容となっております。

記載の仕方はそれぞれあるかと思いますがけれども、役員でございますので、例えば組織でいえば、幾つかの部にまたがつて所管するような場合にはそれぞれの部の所掌が書かれている場合もございますし、その辺のところは、それぞれの公募のやり方の中で工夫されていると承知しております。

○大熊委員 冒頭の議論ですと、公募と、それから例えば候補者の推薦の求め、あるいはその他の措置、これが組み合わせ可能だということでありましたね。だけれども、職務明細書は公募のポストしかありませんというのはいかがでしょうか。であつて、組み合わせができるんだつたら、公募ですという以外のポストについても職務の内容が明確化されていないとその組み合わせの検討ができるわけないので、これはおかしいと思うんですが。

まあ、それは今回の法律に入っていないけれども、ようがないとして、今後の検討の中でやっていたきたいんですが、どうでしょうか。

○長屋政府参考人 ちよつと私も勘違いしていたところがございます。

推薦と公募を併用するような場合には、公募の場合だけ書くというのは当然均衡を失しますし、そのところは、そのような運用を仮にとる場合には、また運用を考えていく、そういうことになろうかと思ひます。

○大熊委員 ぜひ、そのように。例えば、ある人事異動の時期のときには、今回

はこのポストは公募しませんと、でも、将来についてはわからないので、やはり全てのポストに原則として、公表するかどうかは別として、こういうポストなんだということを確立しておくことは、これはもう当然必要なんじゃないか。その上で、手段を選んだり、複数の手段を同時に使ったり、そういうことになるので、そういう整理じゃないかなというふうに思ひますので、そういうこととよろしくお願ひします。

時間がどんどん過ぎてまいりますので、ちよつと素朴な質問に行きたいと思ひます。

皆様方には釈迦に説法ですが、独法はいろいろな業務があるわけなんです、そのうち、病院とこののがございます。この委員会でも何回か資金のことでお伺ひした国立病院機構などがあるわけ

です。順番でいうと最後のところなんです、病院、これは普通は医療法人じゃないかと思ひますが、独法という法人の形態で病院が行われているんだというところについて、独法じゃなければいけないのか、普通の医療法人じゃだめなのかというところの線引きですね。なぜ独法でなければならぬのか。

要は、国の政策、企画立案された政策の実行をするのが独法ですから、患者さんを治すということとが国の政策の実行なのかなというのが素朴な疑問としてちよつとよく整理がつかないんですが、いかがでしょうか。

○神田政府参考人 御指摘の医療についてでございますけれども、医療の担い手としては、民間の法人と公的な医療機関とございますけれども、確かに、民間の医療法人というのは、みずから地域で必要と考えられる医療を提供するという一方で、例えば法人税などについては、ほかの普通法人と同様に課税をされるというふうになつてございます。

一方で、公的な医療機関につきましては、自治体病院もございまして、例えば日本赤十字社とか済生会もございまして、こうしたところで

は、災害医療や僻地医療など、地域に必要な医療を提供する役割が求められているというふうに思ひます。また、公的な関与としては、病床過剰地域などでは、都道府県知事はその開設を許可しないことができるというふうにされておりますし、今回国会に提案させていただいております医療介護総合確保推進法の中では、過剰な病床機能に転換しようとする場合は中止命令ができるというような、強い公的関与がございまして、一方で、法人税等とは非課税となつてございます。

とりわけ、独立行政法人についてでございますが、例えば国立病院機構ですと、民間の主体では必ずしも提供されないといった、重症心身障害ですとか筋ジストロフィーといったセーフティーネット系の医療ですとか、災害時、それから新型コロナウイルスエンザなどの緊急対応の医療など、特に公共性が高い医療を担っているところでござい

ます。こうした取り組みを確実に担保するという観点から、大臣による理事長任命ですとか中期目標の設定、それからさらに、災害が発生したときとか、緊急事態に対処するため必要があることと、きには、大臣が必要業務の実施を求めることができるという規定も設けておりますので、こうした非常に公共性が高い医療を確実に実施するという観点からは、独立行政法人というのふさわしい法人形態だというふうに考えております。

○大熊委員 いろいろあつたんですが、そうだとすると、やはり法人税を払ふ必要があるということとで、競争条件がイコールフッティングになつていないわけですね。

これは、言われた新型コロナウイルス対応とか筋ジストロフィー、そういったところもあるでしょう。だから、全部やめてしまふという極論を申し上げているんじゃないで、そこはやはり競争条件がそもそも違うようにやっていると、どうやら、簡単に言いますと不公平なわけですから、どうしてもこれは、国の政策、あるいは緊急対応とか防災対応というところと、通常の総合病院とし

ての機能もその地域で果たしているわけですから、そういう普通の、ほかの病院と同様のところというのとしつかり区別をする必要があるんじゃないかなというふうに思ひます。それについて、一言お願ひします。

○神田政府参考人 確かに、先生御指摘のように、地域におけます、いわゆる五疾病五事業と言われるような、救急ですとか災害、僻地といった医療も担つてございます。こうした点は一般の病院でも担っている部分があるかと思ひますけれども、例えば心身障害者等の医療観察法に基づく医療などについては、公的病院だけが担つております。特に、国立病院機構は全国の六割を担つております。また、筋ジストロフィーについては九六%を国立病院機構が担つてございます。

こうした観点から申しますと、やはり一般の民間の医療機関ではなかなか採算がとれないといったようなことですか、また、災害時などにおきましても、例えばDMATの派遣などにつきましても、東日本大震災がございましたけれども、国立病院機構から全体の約一〇%のところを派遣されているとか、あるいは、新型コロナウイルスがあつたときも、真つ先にワクチンの安全性、有効性確認のための臨床的なチェックをするというような機能を果たしております。

やはりこうした点については国立病院機構の役割は重要だと思つておりますので、そういった点で、一定の税制上ですとか財政融資資金の活用といたことについても、こうした配慮は必要ではないかというふうに思つております。

○大熊委員 お話のあつた、そういう民間ではちよつとできないよ、採算も厳しいよということにやはり極力限定すべきだと思つております。現実問題、国立病院機構というのは、よろしいですか、年間八百億以上もうかつては、よろしいですね。もうかつては、ずつと八百億ぐらいうかつては、業務キャッシュフローで出ているんです。もうかつては、物すごくいい

経営をやっているんです。それだったら、普通の医療法人としてもできる部分があるんじゃないですかというのを申し上げて、ちよつと時間もとと数分なので、行きたいと思います。

前回のちよつと積み残しなんです、二十五条の二の、通告ですと冒頭なんです、役員の損害賠償責任なんです。

民主党さんと私どものみんなの党の衆法では、総理の承認が損害賠償責任免除の条件になっているんですが、閣法は、総務大臣と協議の上、主務大臣の承認ということなんです。

そうすると、これはハードルが低くなってしまつていて、特に総務大臣の場合、総務大臣が自分で自分と協議するということなので、さらに自分で責任免除でっちゃう、こういうことなんです。これはちよつとハードルが低くなり過ぎ、特に総務大臣の場合は低くなってしまつていて、ではないか、問題なのではないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○長屋政府参考人 お答え申し上げます。

衆法として提出されている法案につきまして、一旦廃案となりました二十四年法案を前提にしているのではないかと考えておりますけれども、二十四年法案で、損害賠償責任の免除を内閣総理大臣の承認にこれは係らしめておりますけれども、これは当時、別途、公務員庁設置法案というものが提出されておりました、これによりまして、独法制度の所管大臣が総務大臣から総理大臣に移つておつた経緯がございます。これを前提として、制度の所管大臣の承認を得るという意味で総理大臣としたものでございます。

その公務員庁設置法、二十四年法案、ともに解散により廃案となりまして、その事務につきましましては総務省の事務のままとなつていくわけでございます。そういう意味で、独法制度を所管する大臣は総務大臣ということになります。

一方で、今回の法案では、損害賠償責任の免除につきましましては、総務大臣と協議の上、主務大臣の承認により免除するつもりとしたのは、政策の責

任主体である主務大臣による法人の管理責任を徹底させるために、その主体を主務大臣とする。一方で、法制度の所管大臣である総務大臣もちゃんと関与させて、統一性を持った制度の運用が確保できるようにする、そういう考え方を持っておりまして、特段ハードルを下げるという意図を持って設計しているわけではございません。

その中で、さらに総務大臣について御指摘ありましたが、法人を所管する主務大臣たる総務大臣から独法制度を所管する総務大臣への協議というのは、行政実務上行われ得るものでございます。独法制度を所管する総務大臣として、法律に従つて厳正に判断していただく、これが重要であらうかと思ひます。

○柴山委員長 質疑時間が終了しました。

○大熊委員 ハードルが現に下がつたと、意図するかは別にして、下がつたということだろうと思ひます。

最後に十秒だけ。独法に対しても、ITセキユリティー、これがかかると、一括した仕組みとして入るといふことで、与党の先生方から御提案がござります。これは大変いいんじゃないかなと思つております。そういった間接業務系、ITができるんだから、資金の一括管理もできるだろうといふことを最後に申し上げて終わりたいと思ひます。以上でございます。

○柴山委員長 次に、村上史好君。

○村上(史)委員 生活の党の村上史好でございます。きょうは、総括的な質問、また見解の確認といふことで質問をさせていただきますと思ひます。

特に、先般行われました参考人質疑、参考人の意見を引用しながらお尋ねをさせていただきますと思ひます。

まず、中間評価についてお尋ねをいたします。今回の改正法案では、主務大臣が直接評価をすることになつております。独法から直接実施に関する報告を聞き、また評価を行うので、計画立案、実施、評価が一貫して主務大臣のもとで行わ

れる、そのことによつてPDCAサイクルが円滑、スムーズに回りやすくなるという評価がござります。

ただ、参考人からは、評価について、事業が終わつてからだけではなくて、中間の評価、途中評価といふものが必要ではないかという点が指摘をされました。その点についての受けとめをお尋ねさせていただきます。

○稲田国務大臣 参考人質疑の中で、櫻谷参考人から、今御指摘のとおり、終わつてから評価といふのではなくて、途中途中何回か評価をしていかないと、しつかりやつておかないと、終わつてしまつてからでは遅いというような御指摘がございました。

そして、中期目標管理法人、また国立研究開発法人については、中期目標の期間の終了時まで

に、組織及び業務の全般にわたつて検討をすることとしたしておりますが、独法は主務大臣の政策実施機関であり、独法に目標という形でのような業務を負わせるかは、主務大臣が、中期目標期間の終了時に限らず適時適切に判断していくことが必要であると思ひます。

その上で、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣が行う中期目標期間最終年度の業績評価や、中期目標期間終了時までの組織、業務等の検討に際して評価に関与することになりますが、それ以外でも、主務大臣が著しく不適切な評価を行っている場合には、主務大臣に対して意見を述べることを可能としております。

さらに、国民生活や社会情勢など、独法を取り巻く環境が大きく変化する場合には、当該政策を実施する独法について、中期目標期間の最終年度を待たずに、政策評価、行政事業レビュー、総務省の行政評価、監視などの結果も参考に、主務大臣の政策判断により、目標の変更指示で、業務の追加や法人の個別法改正による業務の見直しや統廃合等の組織の変更が適切に行われることが必要であるといふふうに考えております。

○村上(史)委員 ありがとうございます。

まさに今大臣が御答弁いただきましたように、途中での評価といふものは必要なものだという認識だと思ひますけれども、ただ、余りにも中間報告あるいは中間の評価といふことで、組織を評価する側、される側、それぞれやはり評価疲れといふことになつては意味がないと思ひますので、これは、まさに今大臣が言われましたように、適時、適宜やつていくということで理解をさせていただきます。

続きまして、参考人からの指摘でございますけれども、評価の実効性をさらに上げるためには、総務大臣が定める法人の業務の特性や類型を踏まえた目標設定及び業績評価に関する統一的な方針、この目標設定や業績評価の当否、適否が評価の客観性、実効性を高める重要な要素であるといふ指摘をされております。

総務大臣の目標設定、業務評価に関する統一的な方針は、具体的にどのようにつけていかれるのか。特に、国立研究開発法人などの場合、多種多様な分野で専門性も高いという特性もあるといふことで、高度な専門性を持った人が関与しなければならぬ。しかし、他の専門家と競合する研究や、ライバル関係といふこともござります。いわゆる利益相反を超えて公平公正に策定をしていくという工夫が必要だと思ひます。

例えば、評価制度委員会の中に部会や分科会あるいは研究会などを設けるのも一つの案ではないかと思ひますが、含めて、御見解をお伺いしたいと思ひます。

○稲田国務大臣 総務大臣が定める目標、評価の方針の策定に当たつては、あらかじめ総務省に設置されている独立行政法人評価制度委員会の意見を聞かなければならないといふふうになつております。

また、研究開発の業務は多種多様であり、高度な専門性を有する、専門性が多岐に分かれる、まさしく委員の御指摘のとおりでございますが、この点については、総合科学技術・イノベーション会議が研究開発の特性を踏まえた指針案を作成し

て、総務大臣は、同指針案を適切に反映した上で指針を策定することといたしております。これらの仕組みによって、研究開発の特性にも十分配慮されたものになるといふふうに考えております。指針の策定に当たっては、業務の特性、実態を十分に踏まえて行うことが重要であり、総務大臣や独立行政法人評価制度委員会においては、適切な体制のもと、より実効性のある指針がつくられるよう期待をしたいというふうに思っています。

○村上(史)委員 期待をされるということで、なかなか今の段階で具体的にどうこうという指針をお示しになることは難しいと思いますけれども、具体的な方針に基づいて適切な評価がされるような工夫をお願いしたいと思えます。

それでは、効率化へのインセンティブについてお尋ねをいたします。

参考人からは、各法人が苦勞して効率化を進めるインセンティブがないのではないかとという指摘がございました。

独法が簡素で効率的な行政サービスを提供するという側面からすれば効率化は当然でありますけれども、ただ、問題は、なぜ効率化をするのかというインセンティブの問題なんです。民間企業では成果を上げている管理会計的な手法を活用することによって、マネジメントによる業務運営の適正化、効率化への対応が生まれてくるという指摘をされておられます。この指摘についてはどのように受けとめておられますか。

特に、一生懸命やつても運営費交付金が減らされるという側面もあるということもあわせておっしゃっておられましたけれども、このインセンティブの問題についてどのようにお考えでしょうか。

○稲田国務大臣 参考人質疑で榎谷参考人から、独法のマネジメントによる業務運営の適正化や効率化が不十分であった原因の一つが、管理会計的な手法がほとんど使われていない、また、管理会計的な手法を開発して効率化を進めるインセンティブが少ないので、プロジェクトごとのコスト

把握が進まないといった指摘があったというふうな認識をいたしております。

これに関しては、昨年末の改革の基本方針の閣議決定において、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る、各法人の事業等のまとまりごとに予算の見積りや執行実績を公表する、独法の会計基準について、事業等のまとまりごとに区分された情報を充実させるなどの見直しを行う、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運営を改善するなどの取り組みが盛り込まれております。閣議決定に盛り込まれた、管理会計の活用、セグメント情報の充実、インセンティブ向上の三つの取り組みは、互いに他を促進し合う関係にあることから、政府として、これらの取り組みを一体的に進めて、独法の効果的かつ効率的な業務運営、財務状況の改善につなげていきたいというふうに考えております。

○村上(史)委員 ありがとうございます。

続きまして、利益の処理についてお尋ねをしたいと思います。

本委員会の十六日の質疑で市川政府参考人から、法人の不要資産ではなくて、利益が政府に戻ってくるシステムの説明がございました。これまでの実績はどのようなものなのか、お尋ねをしたい。

あわせて、四十四条は、利益を毎年度積み立てていく段階、中期期間を終了して、繰り越しと国庫納付へ振り分ける段階があります。この利益の積み立てあるいは繰り越しは簡素化や効率化の成果だということふうに思いますけれども、インセンティブの意味もあるシステムという理解でいいかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

○市川政府参考人 御答弁申し上げます。

まず実績でございますが、二十五年五月現在の九十八法人のうち、平成二十四年度から新中期目標期間となった法人、つまり、二十三年度から二十四年度に中期期間の切りかえを迎えた法人は八法人ございます。その八法人につきまして、繰越

承認額は四千五百二十八億円、国庫納付額は千二百八十五億円でございます。その一年前、二十三年度に新中期期間を迎えた法人は四十一法人でございます。繰越承認額は約百七十七億円、国庫納付額は三百三十六億円でございます。

この四十九法人につきまして、法人ごとに見ますと、積立金の全額を国庫納付している法人は相当数に上ります。一方で、最終年度の運営費交付金は、一旦、積立金に積んだ上でないと繰り越しませんので、これは研究開発法人などが典型的でございますが、結果として、運営費交付金の繰り越しということを行うために積立金の過半を次期中期目標期間に繰り越している法人も存在しております。

二十四年度と二十三年度で繰越承認額と国庫納付額の大小が入れかわっているというの、事務事業の特性上、大規模の繰り越しが認められる法人が中期目標期間終了を迎える年度は全体として繰越承認額が多くなる傾向があるためでございます。

続けて、インセンティブのことについて御説明させていただきます。

先日にも御説明させていただきましたが、四十四条の中で、単年度の利益は、単なる積立金と目的積立金に分けられます。この目的積立金に分けるところは、まさに経営努力が認められた経費でないと目的積立金の方に持つていきませんので、そこは非常にインセンティブがきいているところでございます。

一方で、今御説明させていただきました中期目標期間を超えての繰り越しのところですが、これは、その目標期間中にやむを得ず使用できなかった積立金は、次期目標期間中の業務の財源に充て得るというものでございまして、したがって、こちらの方は必ずしも直接インセンティブにつながるというものでございません。

ただし、しかしながら、今般の改革におきましては、先日来御説明させていただいてます、自己収入の扱いの弾力化や経営努力認定の要件緩和

に加えて、この中期目標をまたぐ積立金の繰り越しの局面におきましても、これまで中期目標期間の最終年度は、幾ら経営努力を行いましても、それが目的積立金として繰り越しという形で報われてきませんでした。しかしながら、今回は、最終年度に経営努力認定に相当する事由がある場合には目標期間を超える繰り越しを認めるなど、繰越事由を拡大しております、これもその法人が効率的、効果的に業務を行う上でのインセンティブになるもの、そのように考えている次第でございます。

○村上(史)委員 ありがとうございます。

この背景には、財務省との関係もあると承知をいたしております。効率的に、また、成果を出していくというその努力が報われるような状況をつくっていくということも大変重要なことだと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、情報公開についてお尋ねをいたします。

業務の透明性を確保するというところで、全て公開のルールと今回なっております。それが必要な法人もありますけれども、ただ、先端的な研究開発に関しては、全て公開することが公益にかなうのかどうかという指摘もございまして、この点についてはいかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○稲田国務大臣 昨年末の改革の基本方針の閣議決定で、「法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形で情報公開の充実、すなわち「見える化」を推進する。」とされて、国民に対する理解を深め、法人の活動についての説明責任を果たすというふうになっております。

他方、今先生御指摘のように、研究開発でも世界最先端の研究を行っているような法人は、例えば特許出願にかかわるものなど、即時に研究内容を公表することが必ずしも適切でない、公益を損なうという場合もあるということとは十分承知をい

たしておりまして、そういった、公表することで法人の研究開発業務に支障を来し、ひいては国益にとってマイナスとなるような情報公開は適切ではないというふうに考えております。

いずれにせよ、法人の負担にも考慮しつつ、必要な情報を国民にわかりやすく適切なタイミングで公表できるような仕組みが必要であるというふうに考えています。

○村上(史)委員 ちよつと時間がありませんので、その仕組みは具体的にどうなのかということをお聞きしたいんですけれども、それはまたの機会にさせていただきますと思います。

それでは最後に、組織の見直しについて、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

参考人質疑のときも、私は、いわゆる統廃合等についての基準はどうあるべきなのかということに参考人に質問させていただきました。

稲田大臣も、今回の第三者機関の厳格なチェック、あるいは総務省の独法評価制度委員会、あるいはその内容について内閣総理大臣への意見具申の仕組みを設けるなど、さまざまな形で実効性の高い見直しが図られるということを答弁されておられます。

それでは、その存廃の、業務、組織の全般的な見直しをするときに、やはりその基準というものが必要になってくるはずであります。

統合によって、一対一の統合なら本来二ですが、それが一・五になるということは効率化にもつながるでしょうけれども、一プラス二が二及び二・五とか、結局水膨れするという組織も今回もあるかと思えます。統廃合の中でかえって組織が大きくなり過ぎる、あるいは役員が必要以上に数が多いなどが見受けられますし、その傾向がどうしても出てくると思うんです。そのためには、どうしても明確な基準というものを設けるべきだというふうに思いますけれども、その点について最後にお伺いをして、終わりたいと思います。

○柴山委員長 稲田大臣、質疑時間が終了しております。

○稲田国務大臣 はい。

委員御指摘の法人の存廃に係る基準については、今後具体的に検討されていくということになるかと。今回の国会での委員の御指摘ですとか審議を踏まえた上で、具体的に検討されるということになると思いますが、私としては、独立行政法人の目的や民でできることは民という原則、適切な役割分担といった今回の組織見直しの趣旨等を十分に踏まえて、国民の理解が得られるように検討していくべきであるというふうに考えております。

○柴山委員長 終了です。

○村上(史)委員 ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。

前回に引き続き、組織の改廃と労働者の雇用の問題について質問をいたします。

今回の通則法案は、組織の改廃と労働者の雇用の問題に関連いたしまして、第五十条の四の第二項において、密接関係法人等への中期目標管理法人の役職員のあつせん等の規制の例外を設けております。

第四号と第五号はいずれも、大臣の評価の結果生じる業務の縮小、内部組織の合理化や業務の廃止もしくは移管または組織の廃止に伴って中期目標管理法人の役職員の辞職を余儀なくされる場合について、あつせん等の禁止の例外を設け、密接関係法人等へのあつせんを可能としているわけですが、

しかし、第四号と第五号のスキームは大きく異なっております。

第五号には「政令で定める人数以上」という要件がありますが、前回、何でこの人数要件を入れたかと理由を問いましたところ、より大規模なリストラを取り扱うためという答弁でありました。大臣に聞きますが、この法案は、リストラの規模にかかわらず、解雇を余儀なくされる役職員が生じる場合のためにあつせん規制の例外を設けたものだと思いますが、いかがですか。

○稲田国務大臣 前回の質疑以来、第五十条の四第二項第四号と第五号の関係についてのお尋ねがあります。

そして、第四号の方は、離職を余儀なくされる職員のうち、一般職員に限定した再就職支援のため、人数制限を設けておりませんが、第五号では、法人の自助努力では対応できない大規模な人員削減に対応した再就職支援のための人数制限を設けているところでございます。中期目標終了時の業務、組織の見直しに伴う組織の統廃合で、一般職員に限らず、役員や管理職の職員も含め相当数の離職が生じる可能性があるため、五号について、大規模な場合についても規定したということでございます。

○赤嶺委員 ちよつと整理しながらまた伺ってきたいんですが、御答弁にありましたように、第四号の例外規定の方は人数制限はありません。離職者が小規模の場合でもあつせんは可能としております。

その理由は、第四号が対象者を管理職未満の一般職員に限定しており、そうすれば、法人の業務運営の公正性、透明性を損なうおそれが高いので、再就職あつせん禁止の適用除外にできるということだと理解しておりますが、それに間違いありませんか。

○稲田国務大臣 今委員が御指摘になったとおりだと思います。

○赤嶺委員 つまり、第四号に人数要件がないのは、あつせんの対象者が管理職未満の一般職員を対象としているわけですから、その結果、法人の業務運営の公正性や透明性、これを損なうおそれが高いと考えられるわけであります。

第五号が適用となる場合に、第三十五条第一項の規定による業務の廃止、移管、組織の廃止の措置において、政令の要件を満たしていません。その対象が管理職未満の一般職員というぐあいになって絞った場合に、それは影響力が小さく、法人の業務運営の公正性、透明性を損なうおそれ低いと、第四号と同じように考えられるのではな

いかと思いますが、この点はいかがですか。

○稲田国務大臣 委員御指摘のとおりでございます。第五号の政令で定める人数以下の場合で、その対象者が一般職員の場合は、五号ではなく四号を適用して再就職あつせんの対象となるということでございます。

○赤嶺委員 そうすると、中期目標の終了時点において大量のリストラなどが、リストラという大量の整理解雇という場合であっても、それは管理職未満の一般職員であれば、あつせんをして、法人に対する透明性を損なうとか、そういうものはなくなるわけですから、管理職未満の職員についてはきちんとあつせんを例外措置としてとっていく、そういう理解でよろしいですか。

○稲田国務大臣 委員御指摘のとおりでございます。

○赤嶺委員 第五号の法文を読む限り、そういう運用が可能になっているという理解はなかなかできないんですが、本当に中期目標終了時点において、人数要件がある場合であっても、それを満たさなくても、管理職未満の人たちについてはきちんと四号と同様な措置をとっていく、念押しですが、そのとおりでよろしいですね。

○稲田国務大臣 五号の政令に当たらない場合で、管理職未満の職員については、四号を適用して、あつせんをしていくということでございます。

○赤嶺委員 それでは、次の質問に移りたいと思います。

現行法では、中期目標において掲げる事項の一番目に「中期目標の期間」、二番目に「業務運営の効率化に関する事項」、三番目に「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」となっております。

今回の法案では、この二番目と三番目を入れかえておりますが、その理由は何ですか。

○長屋政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、今回の法案では、中期目標の記載事項のうち、「効率化に関する事項」と「業務

の質の向上に関する事項」、この規定の順番を入れかえてございます。

この考え方につきましては、今回の独法改革の大きな眼目は、政策実施機能の向上を図る、このための改革でございます。その観点からしますと、その成果の発現するさまをあらわすという意味で、例えば二条の独法の定義のところでも、現行では効果的かつ効果的に行うという順番を、効果的かつ効果的に行うというふうに入れかえてございます。

このように、改革の趣旨に即しまして、政策実施機能の向上あるいは効果的というような観点のものにより関連のある「業務の質の向上に関する事項」というものを前に持ってきてまして、「効率化に関する事項」をその後ろにしたということでございます。

ただ、規定の順番に優劣があるわけではございませんで、この目標の記載事項の重要性というものは同列のものとして解釈してございます。

○赤嶺委員 優劣はないといつても、今までの法文の規定を転倒させているわけですか。

「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」のその次に掲げることになっております「業務運営の効率化に関する事項」について吟味が必要だと思っております。

これについて聞いていきたいと思いますが、この事項には人件費削減目標というのが書かれてまいりました。業務が効率化できて人件費が削減できたのか、それとも、業務が効率化していないのに人件費が削減されて、現場の労働者にしわ寄せが行っていないのか、こういうことの問題意識を持ちまして、私は、それぞれの独立行政法人において労働基準監督署から労働基準法違反で是正勧告を受けたことがあれば、それはどのような事例かについて、資料を所管する各府省庁に提出を求めました。

時間があれば全ての関係府庁に質問をしていきたいところですが、きょうは、文科省に聞いていきます。

もちろん、違反事例は文科省所管の独立行政法人だけに限られているわけではないわけですが、代表いたしまして、文科省所管の独立行政法人、これらの法人で、労働基準法違反で是正勧告を受けている法人が幾つで、どのような是正勧告を受けているか、説明していただけますか。

○戸谷政府参考人 お答え申し上げます。

文科省が所管しております独立行政法人全体で二十三あるわけでございます。そのうち、是正勧告を受けている法人につきましては、十法人ほどあろうかと思っております。

それで、その勧告の内容につきましては、実は、それぞれの法人の実情によりまして、いろいろまちまちでございます。

ただ、幾つかの類型といえますか、大別した形で申し上げますと、まず、一番目といたしまして、時間外労働に関する協定の制限を超えた労働が行われていたといったようなこと。

それから、二番目といたしましては、労働基準法三十七条の関係でございます。時間外あるいは深夜労働に対する割増し賃金の未払いといったものが見受けられたといったようなもの、それからあと、三番目といたしましては、労働基準法百八条の関係で、賃金台帳の不備があったといったようなこと。

それから、労働基準法の関係ではございませんけれども、労働安全衛生法の関係で、健康診断の結果に基づく医師からの意見聴取を行っていないといったようなことがあった、そういったものに大別されるわけでございます。

ただ、いずれの是正勧告につきましても、各法人につきまして、その後、適切な対応が行われているというふうには承知いたしております。

○赤嶺委員 公務を担う、国民に対する公務サービスをを行う職場でこれだけの是正勧告を労働基準から受けている、それ自身も大変な驚きでありました。そこで、文科省に聞きますが、残業時間の協定

であるいわゆる三六協定に違反して残業をさせた関係で是正勧告を受けたのは、その中の幾つの法人ですか。

○戸谷政府参考人 お答え申し上げます。

直近五年間ということで整理させていただきますが、私どもの関係の中では、九つの法人が、今先生御指摘の三六協定にかかわる是正勧告を受けているというふうには承知いたしております。

○赤嶺委員 文科省所管の独立行政法人は、先ほどお答えがありましたように、二十三です。約四割の法人で残業規則違反が指摘をされております。人件費削減の中で業務が労働者にしわ寄せされているという証拠の一つではないかと思えます。

もう一つは、人件費削減で常勤職員が削減され、非常勤職員に置きかえられてきた、これもよく指摘される点であります。

総務省の政策評価、独立行政法人評価委員会では、毎年、独立行政法人評価年報を公表しておりますが、この中に、各独立行政法人の常勤職員数の推移の資料はありますが、非常勤職員の推移がありません。非常勤職員数の推移は、独立行政法人の業務を評価する上で欠かせない資料だと思いますが、非常勤職員の推移はなぜないのですか。

○渡会政府参考人 お答えいたします。

御指摘の独立行政法人評価年報は、各年度に行われた業務実績評価等の政独委の活動をまとめて整理しているものでございまして、御指摘の非常勤職員数については掲載はしておりませんが、一方で、各年度における各法人ごとの非常勤職員数であれば、別途作成しております。独立行政法人総覧に掲載しているところでございます。

○赤嶺委員 年報では資料として載せていないというところでありますけれども、私が調査した範囲でも、各独立行政法人は非常勤職員の割合をふやしております。業務が効率化したのではなくて、人件費削減のために常勤職員を非常勤職員に置きかえたというのが実情であります。そして、少ない法人で、三六協定違反、つまり残業規制違反

反の是正勧告を受けております。

稲田大臣は、この各独立行政法人の業務が本当に効率化したのか、独立行政法人制度の改革として、その検証のために、非常勤職員の推移、研究法人では任期つき研究職員数の推移なども取りまとめて公表するべきではないか、このように考えますが、いかがですか。

○稲田国務大臣 まず、独法の職員の数、常勤、非常勤の別などについては、この独法制度においては、各法人の具体的な業務執行は法人の自主性、自律性に委ねられておることから、法人が自主的、自律的に決定をすべきものであるというふうに考えております。

また、御指摘の非常勤職員数のデータについては、総務省が毎年発行している独立行政法人総覧に記載をされていて、既に公表されているものというふうに考えております。

今回の改革で、効率性とともに、制度の趣旨に立ち返った政策実施機能の強化、そして、独法の自主性、自律性の強化ということを図ってまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺委員 常勤、非常勤の実態がよくつかめないで、通則法では効率性だとかという議論が起こり、国民サービスの向上とか言ってみても、やはり実態に合わないと思うんですね。目標を押しつけられて、その達成のために、現場ではいろいろなひずみが生じている。

これまで法案の審議をしてまいりましたが、本当にこの法案が、百ぐらいいある独法の実態に合ったものかどうか、その公共サービスを発展させるためには何が必要か、まだ審議が尽くされていないと思います。さらなる審議が必要だということをお願いいたします。

○柴山委員長 これにて、ただいま議題となっております。各府省庁、内閣提出、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する質疑は終局いたしました。

た。

○柴山委員長 この際、内閣提出、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対し、平将明君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及びみんなの党の共同提案による修正案がそれぞれ提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。近藤洋介君。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案に対する修正案

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○近藤洋介委員 ただいま議題となりました両修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について申し上げます。

主務大臣は、独立行政法人の長または監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用を努めなければならないものとするとし、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとするとしております。

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案の趣旨について申し上げます。

第一に、法務大臣は、日本司法支援センターの理事長または監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用を努めなければならないものとするとし、公募によらない場合であつて

も、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとするとしております。

第二に、文部科学大臣は、日本私立学校振興・共済事業団の理事長または監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用を努めなければならないものとするとし、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとするとしております。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○柴山委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○柴山委員長 これより両案及び両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 私は、日本共産党を代表して、独立行政法人通則法改正案及び関係法律整備法案に反対する討論を行います。

独立行政法人制度は、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、実施部門に運営裁量を与えることで、政策実施機能の強化をうたうものですが、その一方、多様な公共的事業や業務の一つの枠組みの中に押し込み、その縮小や廃止の道具として使われてきました。その結果、各独立行政法人には、整理統合や一方的な人件費削減目標などが押しつけられ、その役割の発揮どころか、事業や業務の遂行に支障すら生じていることは重大です。

研究開発や行政に密着した事業など、独立行政法人制度になじまないものまでも制度のもとに置いたことの誤りは、今や明白です。行政自身の業務とするなど、制度から外すべきです。

そもそも、制度の根本は、法人の自主性の発揮にあります。しかし、本法案は、これまでその自主性を縛ってきた仕組みを改めるのではなく、主務大臣の役割強化や組織の改廃規定の強化など、全体として、事業、業務の廃止、縮小に向けた制度強化となっており、到底容認できません。

第一に、大臣みずから評価を行う制度への変更は、これまで以上に独立行政法人の運営を阻害する、主観的、画一的な目標を押しつけるものとなりかねません。

第二に、組織の改廃に関する評価機関の権限強化は、独立行政法人の改廃を一層推進するものとなっています。

第三に、法案は、組織の改廃規定を強化する一方、雇用の維持、権利義務の継承などを保障する規定を何ら設けていないことです。昨年末の基本方針は「職員の士気の向上や雇用の安定にも配慮する。」としていますが、法案は、反対に、士気を低下させ、雇用の安定を脅かすものとなっております。

以上、反対討論といたします。

○柴山委員長 これにて討論は終局いたしました。

○柴山委員長 これより採決に入ります。

まず、内閣提出、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、平将明君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柴山委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柴山委員長 起立多数。よって、本案は修正議決

決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、平将明君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柴山委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柴山委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○柴山委員長 この際、ただいま議決いたしました両案に対し、平将明君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党、みんなの党及び生活の党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。大島敦君。

○大島敦委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明いたします。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。このため、主務大臣は、所管する独立行政法人において、次の諸点について適切な措置を講ぜられる

よう求めるものとする。

一 各独立行政法人は、第二十八条第二項に基づき業務方法書に以下を記載すること等により、監事による内部ガバナンスの徹底に努めること。

① 独立行政法人の役員は、他の役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、直ちに監事に報告すること。

② 監事がその職務を行うために文書提出又は説明を求めた場合、独立行政法人の職員もこれに応ずること。

二 独立行政法人の役員の任命に際しては、公務員OBの再就職に対して国民の厳しい見方があることを踏まえ、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」(平成二十一年九月二十九日 閣議決定)に基づき公募は引き続き行うものとする。

三 独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を主務大臣に提出し、承認を受けるに当たっては、「独立行政法人の保有資産の不要認定にかかる基本的視点」(平成二十二年十一月二十六日 行政管理局)に沿って、不要財産とみなされたものであって国の出資等に係るものについては、国庫納付するものとする。

四 政府は、独立行政法人が保有する財産をその業務の効率的な実施に必要な最小限度のものとするため、三の不要財産を除く独立行政法人の業務上の余裕金等について、その保有・運用実態を点検するとともに、適切な管理、処分等の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五 独立行政法人の統廃合等の組織の見直しに当たっては、当該法人職員の雇用の安定に配慮すること。また、独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の発揮という制度

本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。

六 独立行政法人の情報公開については、過度な事務負担とならないことを前提に、業務内容別の職員数、関連法人との取引状況、会費等契約によらない支出の状況、交付金の使途や資産保有状況に係る情報等を含め、各法人のホームページ等で自発的かつ定期的に行うとともに、総務省はこれらの情報を総括的にホームページで閲覧可能とすること。

七 組織マネジメントの改善を推進するためには、現場を知悉する内部人材が改革を主体的・自律的に担うことが重要であることに鑑み、組織マネジメントの改善を担う内部人材についても登用・育成が行われるよう、必要な支援に努めること。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○柴山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

〔賛成者起立〕
○柴山委員長 起立多数。よって、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。稲田国務大臣。

○稲田国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえ、配慮してまいりたいと存じます。

○柴山委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○柴山委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○柴山委員長 午後零時四十五分から委員会を開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後零時四十五分開議

○柴山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官武藤義哉君、内閣官房内閣審議官岡庭健君、内閣官房日本経済再生総合事務局次長飯塚厚君、内閣官房行政改革推進本部事務局次長市川健太君、金融庁総務企画局審議官池田唯一君、総務省大臣官房審議官青木信之君、外務省大臣官房参事官山田滝雄君、外務省大臣官房参事官下川真樹太君、外務省大臣官房参事官河野章君、外務省国際法局長石井正文君、文部科学省大臣官房参事官義本博司君、厚生労働省大臣官房審議官鈴木俊彦君、経済産業省大臣官房審議官石川正樹君、防衛省防衛政策局次長眞部朗君、防衛省運用企画局長中島明彦君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○柴山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柴山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介であります。きょうは、一般質疑の機会をいただきました。

委員長、また皆様に感謝を申し上げます。

早速質問に入りたいと思います。
まず最初に、官房長官にお伺いしたい、こう思うんですが、当委員会でも今国会で審議をし、成立となりました内閣人事局についてであります。

公務員制度改革の大きな柱となった内閣人事局が、間もなく、五月三十日にスタートをする、こういう準備が進んでいるわけですが、この内閣人事局について、そのかなめといましようかトップとなる内閣人事局長につきまして、どういった方がなるのか、これは非常に大事な話であるということから、実は、昨年の十一月二十七日の内閣委員会の質疑でも私は取り上げさせていただきました。このくだりは、配付資料、委員長のお許しを得て資料を配付させていただいておりますけれども、この議事録の抜粋を添付させていただいております。

私の主張は、当時、民主党案では、この内閣人事局長というのは、やはり政務、要するに政治家がつくべきではないか、民主党案はそういう案であると。とりわけ、この公務員制度改革の中でも、ここが官僚がなると問題があるという識者も多くあったという経緯も含めて紹介をさせていただきました。ぜひ政治家を登用すべきではないかという主張をさせていただきました。その際、菅官房長官は、三人いる副長官の中から、総理が指名する副長官で考えていますという御答弁をされておりました。

実は、麻生内閣では若干ニュアンスが違っていて、当時の麻生内閣は、事務の副長官を考えているという答弁をされておらず、政治任用といましようか、政治家は充てないという御答弁でございました。事務の副長官と。

そこからすると、この十一月二十七日の菅官長の御答弁は、三人いる副長官から選ぶということでごございましたから、私は、この議事録でもありとおり、半歩前進かな、まだ政治家の可能性は残っているなということで、この議論を終えたわ

けでございます。

その後、報道では、実は、杉田副長官という報道がございました。杉田副長官は、警察庁、警察出身の事務方のトップの方でありますけれども、杉田さんがなるのではないかとという一部報道があったわけですが、二十日の記者会見で、官房長官は、こちらで記者会見の速記録を二ページ目に付させていただいておりますけれども、これに付して否定をされておまして、加藤副長官、衆議院議員を充てる方向で最終調整しているということとを明らかにされておるわけでございます。

これは記者会見で、最終調整ということでありまして、まずお伺いしたいのですが、この内閣人事局長、大変大事な初代内閣人事局長のポジションでありますけれども、加藤衆議院議員、加藤副長官でよろしいということであるのか、この人事は、当時の十一月の議論も踏まえて、私の主張にも御理解をいただいて政治主導の人事をしたということでしょうか、御答弁をいただければ幸いです。

○菅国務大臣 先般成立をさせていただきました公務員制度改革の法案の中で、やはり内閣人事局長というのは極めて大事なポストだというふうに思っております。

そういう中で、昨年の十一月ですか、確かに委員から、政務、政治主導を行うべきだということの御提言をいただきました。

私たち安倍政権というのは、政治主導そして改革姿勢というものを基本にしながら物事を進めていきたい、そういう政権だというふうに私たちは思っております。

ただ、この法案のつくりとすれば、三人の副長官の中から充てるという形に実はなっております。当時、委員からそうした御指摘を受けたときに、私は、私どもと同じ考え方だなというふうには理解をいたしました。

そして、今の縦割りの弊害、国益よりも省益、そうしたものを排して、やはり日本の国家国民のために頑張っていた公務員、そしてやりがい

のある公務員というものを内閣としてつくり上げていくときに、委員からもお話がありました、私自身も全くそのような考え方であります。

総理にも、この法案が成立の見通しが立ってきた中で相談をさせていただきまして、総理も全く同じ意見でありましたし、最高人事権者は総理大臣でありますから、総理の命を受けて、今、加藤勝信官房副長官で最終的な調整をさせていただいているのが現状であります。

○近藤(洋)委員 ありがとうございます。

官房長官がおっしゃったように、内閣人事局長は大変大事な、どのポストも大事ですが、とりわけ大事なポストでありまして、ぜひこは政治がしっかりと評価する、そのことによって求心力が高まり、そして、官僚の皆様をスポイルするわけじゃないで、やる気を前に出してもらおうという意味においても、私は、局長は政務、政治家をきちんと充てるというのは必要だと思うわけでありまして、それをさせていただいたことは評価をしたいと思います、こう思います。

実は、霞が関の方に話を聞くと、この人事、相当衝撃を受けている方もいるようでございます。最初に杉田副長官という報道があったがゆえなのかもしれないけれども、驚きを持っている方もいるようでございますが、いずれにしろ、人事は発令が全てでございますから、途中経過というのは云々しても余り意味がない、こうも思うわけがあります。

いずれにしろ、加藤副長官が、最高権者である総理の意を受けて、そして適切に評価を下し、適材適所をしていくことを望みたい、こう思うわけでございます。

ついでにもう一点。したがって、今後政務を充てる、安倍政権の間はそういう方針であるということでしょうか、よろしいのでございますでしょうか。

○菅国務大臣 先ほど申し上げましたように、安倍政権というのは、まさに政治主導そして改革意欲に富んだ内閣である、私どもはこう思っておりますことを進めていきたいというふうに思っております。

す。

ですから、安倍内閣の間は、総理はそのような判断をされるんだろうというふうに私は思っております。

○近藤(洋)委員 次の話に移りたいと思います。シンガポールでのTPPの交渉についてお伺いしたい、こう思います。

甘利大臣、本日に御苦労までございます。閣僚会合を二十日に終えて、一つの節目といえます。どうか、終えて今に至っているわけでありまして、このTPPをめぐる、まず、まだいまだにいろいろな報道が、報道というんでしょう、報道機関によつて、大筋合意ができたという形に強い報道をするところもあれば、そうでもない報道もある、こういうことかとは思っています。

いずれにしろ、二月と比べると、共同声明を素直に読むと、何が必要か道筋が見えてきた、課題が絞られてきたといった表現、道筋が見えてきたといった表現が出ていますので、二月よりは確実に前進していることだけは共同宣言を冷静に分析してもわかるわけでありまして、確認でございますけれども、全体の大筋合意には至っていないという理解でよいということとをまず確認したい、こう思うわけでありまして。

あわせて、七月に首席交渉官交渉が予定されているわけでありまして、全体の合意は、やはり現時点で合意をされていない、大筋合意をされていないといふと、年内合意に向けての見通しというものであられるのか、お答えをいただきたいと思いますでしょうか。

○甘利国務大臣 大筋合意には至っております。何人かの閣僚から、年内合意の可能性が語られています。これは不可能ではないと思います。どういう道筋が必要かといふと、要するに、今回の大臣会合で未決着の部分事務折衝に委ねようと。もちろん全部解決するわけじゃないですけれども、そういう合意が二国間でみんなほぼとれました。大臣が来ているところについて

は、七、八カ国やりましたけれども、こういう問題が二国間で残っていますね、これはとにかく事務の責任者同士で議論させましょう。どうしても政治的に残る部分については政治決着ということで、バイ会談をやったところではそういう方向ができました。日本以外の国も、恐らくそういうことになってきたんだと思います。

そうしますと、どういうことが大事かといふと、これから交渉官の交渉が継続的に行われます。そしてその後、首席交渉官会議が七月、まだ日程は確定しているわけではないんですけども、七月にやるということは決まったわけですから、あと詳細な日程と場所はこれから合意をとるところですけれども、結構長い期間になると思います。

そこでどこまで、事務折衝で処理できる部分と、どうしても大臣マターになるという部分の仕分けができるかです。私が申し上げているのは、そこで余り大臣マターのものが多過ぎると、閣僚会議を開いても、閣僚で五十も百もみんなやれというのなかなか難しいんだと思います。

ですから、CN会合のときいかんぞその次の展望が見えてくるんだと思います。一番うまくいけば、それはどのタイミングか、年内に閣僚会合で大筋の合意が全体としてとれるところまでうまくいけばいい。ですから、これから交渉官会合、それから首席交渉官会合でどこまでさばき切れるか、その先に年内妥結ができるか、あるいはまだ難しいのか、先が見えてくるというふうに思います。

○近藤(洋)委員 一点、これは要請になってしまふんですが、大臣、ぎりぎりの交渉をされて、我が国としても交渉している。野党の立場ではありますけれども、日本として、ぜひ国益をいい意味で守る交渉につなげてもらいたい、こう思うわけでありまして、その前提に立つても、やはり正しいきちんとした情報が必要に不足しているというのは否めなと思うんですね。

日米間で一体どこまでどう合意をしているのか。もちろん、通商交渉ですから、手のうちを言ってしまったら、それは他国との交渉においてもマイナスになる、日米以外の国にとってもマイナスになるというのは私も百も承知しております。

しかし、T P P交渉においては、かなりの部分を日米が占めるわけでありまして、日米間でここまで合意をしているから他国との交渉も進むということもあろうかと思えますし、国民の立場に立ってみても、ここまで来て日米で一体どこまで進んでいるんだというところはある程度の段階できちっと公表するというのはやはり必要ではないか、情報の適切な開示というのは必要ではないかということは、交渉の難しさは知っておりますが、あえて申し上げなければいけない、こう思います。

民主党としては、情報開示の法案も提出しておりますので、ぜひ当委員会でも議論してもらいたいということを申し上げて、本件についてはまた引き続き議論させてもらいたい、こう思います。

続いて、甘利大臣にお伺いをします。

配付資料の三ページ目ではありますが、最近、大変ショッキングな数字が出てまいりました。経常収支であります。二〇一三年度の我が国の経常収支が七千八百九十九億円となり、統計として比較可能な一九八五年以降で最小の黒字幅となった、一兆円を割り込んだ、こういうことであります。

もちろん、原子力発電所がとまっておりますから油を大量に買わなければいけない、円安でありますから輸入品の価格が高どまりしている、これは十分わかりますが、しかし、年度でいって一兆円割れというのは、貿易立国の我が国としては私は大変ゆゆしき問題であらう、こう思うんですね。

かつ、工業製品の輸出数量も伸び悩んでいる。一例を申し上げますと、スマートフォンの赤字は、二〇〇七年はたしか一千億円台だったと思います。が、今や一兆六千億円の赤字であります。電機

産業を中心に大変な状況になっている。日本の製造業の稼ぐ力というのが今非常に危機的な状況に陥りつつある、こう思うわけでありまして。この数字を見ると、大臣、単月、月別で見ると、我が国は経常赤字にもう既に転落という状況にもなっている、こういうわけでありまして。

そこで、大臣にお伺いしたいのですが、経常赤字国に我が国が転落した場合の問題点、マイナス点。私は、我が国が貿易赤字に加えて経常赤字になってしまったら、これはある意味で、金利に与える影響も含めて、アベノミクスというその空気感ともかく、この空気も吹き飛ぶのではないかと、大変厳しい局面に陥るのではないかと危惧するわけでありまして、甘利経済財政担当大臣としては、我が国が経常赤字に転落することの問題点をどのように認識されているか、改めてお答えいただけますか。

○甘利国務大臣 今の御質問にお答えする前に、先ほど申し上げなければならなかったんですが、海外出張に際しまして、国会中の海外出張に、環境整備にいろいろ御配慮いただいて、感謝申し上げます。ありがとうございます。

ただいまの質問であります。経常収支が赤字というの、貿易立国日本として、かつて想定をされなかった事態が、単月ではそういうときもあり得るということで、しかも、年ベースでも黒字幅がうんと小さくなっていく。

放置すればこれはどういうことになっていくかといえ、資金需要を国内調達できなくなるといふことになりまして、海外からの資金調達ということは、日本の国債の評価がよりシビアな目で見られるということでありまして。個人金融資産がかなりありますから、直ちにそういう日本の信用不安に陥るということは、直ちに発生するということはありませんけれども、しかし、放置はできない事態だと思います。

輸出力が円安に見合って伸びてきていないというところ、これは交易条件の悪化もありますし、基本的には競争力をもっとつけなきゃいけない、こ

ちらの言い値で売れるような立派な商品をつくらなきゃいけないということにもなるわけでありまして。

さらに、原発が全停止をしまして、その分の化石燃料の輸入が貿易赤字を促進してしまっている、それが経常赤字にはね返ってくるということもあります。安全第一、これはもちろん譲れないことでありますけれども、世界最高基準をクリアしたのについては、地元の理解を得つつ迅速に再稼働していくということも、経常赤字に陥ることを防いでいく重要な手だてだと思いますし、成長戦略で日本の競争力をつけ輸出力をつけていくということも大事なことだというふうに思っております。

いずれにいたしましても、未曾有の事態に突入していかないように総力を挙げていきたいと思っております。

○近藤(洋)委員 まさに甘利大臣が今おっしゃったように、そういう事態にならないように総力を挙げなきゃいかぬということで手を打たなければいかぬわけでありまして、だからこそ、安倍政権も構造改革を進め、我々民主党政権も進めてきたつもりであります。その中で、福田規制改革担当大臣にきょう来ていただいておりますが、規制の組みかえ、大改革が必要で、日本のさまざまな分野のタブーをもう一回取っ払って競争力を高めることは非常に大事だと思うわけです。

そこで、最近、私は、これは素直に評価したいというか、ある意味で驚いたレポートがあるわけです。これは規制改革会議が出された意見であります。四ページ目をあらういただければと思うんですが、「農業改革に関する意見」を昨日付で規制改革会議がまとめられました。

特に農業についてさまざまな規制改革の見直し論を出していますが、注目すべきは、農協改革について規制改革会議は提言をしております。とりわけ農協の中央会制度の廃止、すなわち、地域の農協を指導する権限を持つ中央会にこれをやめさせる、中央会制度をやめる。さらには、全農につい

て、株式会社にして、さらに輸出もできるような柔軟な経営体制にするという二点。そして、三つ目の、これも大変大きなことですが、地域農協の金融事業について農中への移管、すなわち、地域の単協が金融事業をしないようにして、窓口業務のみにして、事実上は上部団体に移管する。いろいろなことを書いていますけれども、私はこの三つに着目したいと思うんですが、この三つを提言されました。

私は、地域の特性を生かして、農協が本来の意味で農業者の立場に立って強い農業をつくり、生産者にとっても、ある意味で先に見える農業をつくる意味では、今のままの農協体制は本当にいいのかという疑問を持つ一人であります。農業県山形の国會議員であります。その意味では非常に重要な提言をされたな、よくこの提言をまとめられたな、正直申し上げると民主党時代でもできなかった提言だな、率直にお見事と思う提言であります。この提言を大臣は担当大臣としてどう評価されているのか。また、あわせて、規制改革会議の答申及び閣議決定する行動計画にどこまで盛り込む予定なのか、お答えいただけますか。

○福田国務大臣 評価をいただき、ありがとうございます。昨日、規制改革会議で農業改革についての意見を取りまとめました。それは三つの柱がありまして、一つは農業委員会改革、二つ目は農業生産法人改革、そして三つ目が、今先生が御指摘の農協の改革でございます。いずれをとっても大きな改革ですけれども、私は、この三つを一緒に進めていくことによって、危機的な農業を再生したいというふうに考えております。

規制改革会議では、本当に農業者の方々の意見をヒアリングでも丁寧に何度も何度も聞いて、そして視察にも行って、この改革案をまとめたところであります。

今御指摘の農協の組織の改革ですけれども、例えば中央会の制度の廃止について、これは農協の

解体であるというような報道をされる方がいらつしやいますけれども、決してそうではありません。今先生おっしゃったように、単協を強くして農業者を強くするために、果たしてこの中央会という組織が法律上の根拠を持った組織である必要が、そして法律に基づいて一律に指導しなさいいけないような組織で今果たしてあるでしようかと。そうではなくて、単協の自主性を生かしながら、この中央会のあり方について議論をすべきであります。

二番目の全農の株式会社化についても、私の地元のJAの越前が時々取り上げられておりますけれども、株式会社化することによって投資も呼び込めますし、そして自主性を強化して、また、その付加価値を獲得できるということで提言をさせていただきます。

また、信用事業の農中への移管については、単協の信用事業のリスクを排除して、そして、本来の農協の事業の強化に携わっていただくことによって単協を強くして、ひいては農業者の所得、そして日本の農業を強くすることとでございます。

政府といたしましては、この規制改革会議から出される答申を尊重して、官房長官のもとで、林農水大臣とも連携をしながら、六月に向けて議論を深め、具体的な農業改革の推進について規制改革実施計画に反映するというところで、もうラストチャンスということで三本の改革を進めてまいりたいというふうに考えております。

○近藤(洋)委員 ぜひこれは本気で取り組んでいただきたい、こう思うんですね。

稲田大臣も農業県で、しかも、政治的にはまさに農業政策にこれまでも強く取り組んでこられた議員であられますから、これを出されたときは大変だったと思うんですよ。自民党農林部会がどういう空気であったか、想像にかたくありませんよ。きのうも大変だったと聞いていますよ。これは容易じゃないと思いますよ。

私だって山形県の議員ですから、農協改革なん

て、言った途端に容易じゃないと。私は、TPP、逃げちゃいけないと言っただけでも袋だたきに遭いましたからね。これは大変なんです。でも、それをおっしゃったという稲田大臣に僕は敬意を表したい、こう思います。

その思いは、要するに、中央会というのは本当に必要なのかと。経団連と私が勤めていた日経新聞の隣に農協中央会がありますけれども、何か違和感があるんですね、あの巨大なビルにあること自体が。単協は頑張っていますよ、農協の単協は。だけれども、中央会のあの巨大なビルディングはどうも違和感があるんですよ。本当にそれでいいのかというのに対して、きちんと自民党がこれに取り組むということ自体は、幾ら農林部会ではこぼこになっても頑張つて戦ってもらいたいという気がするわけですが、しかし、これはなかなか容易じゃないと。

そこで、官房長官、お伺いします。

今、官房長官のもとで、林農水大臣と稲田大臣のもとで、こういう話でありましたが、総理も抜本的な改革をするという御発言をされました。この競争力会議の副議長としての官房長官のお立場もありますけれども、この農協改革の必要性について、こういう提言をされている中身も、意義と、また必要性についても、官房長官も一定のお考えをお持ちかと思いますが、官房長官御自身はこの必要性についてどうお考えなのか、お答えいただけますか。

○菅内閣大臣 農協改革については、五月の十九日の産業競争力会議において、安倍総理から、農業協同組合のあり方について、地域の農協が主役となり、それぞれの独自性を発揮して農業の成長産業化に全力を投入できるように、抜本的に見直していききたい、そういう趣旨の発言がありました。また、昨日の規制改革会議で、今委員の御指摘のように「農業改革に関する意見」を取りまとめたところであります。

農業を、競争力のある魅力のある産業につくりかえて、地域経済を牽引する成長産業にするた

め、農業政策の見直しとあわせて、農業団体のあり方の見直しも必要であるというふうに考えています。

いずれにしても、与党との御議論を踏まえながら、これから、農業者、特に担い手農業者から評価され、農業の成長産業化に資する改革案を早急に取りまとめていきたいというふうに思っています。

現状の農業の中にあつて、今のままでいいと思っている人は誰一人としていない、こう言ってもいいほど、この改革は急がれるものだろうというふうに私は考えています。

○近藤(洋)委員 ぜひこれは甘利大臣にも御答弁いただきましたが、組織のための改革は必要ないと思うんですね。

誰のための改革か。やはり、農業は大事です。食料のきちつとしたものを供給するというのは大事です。しかし、今、残念ながら、全中全体がそうではないのか。もちろん、単協を強くし、かつ生産者が希望を持つて取り組めるような産業にして、その結果として輸出力も高めていく、国民生活も豊かにしていくという改革は、まさに稲田大臣がおっしゃったように、僕はラストチャンスだと思えますし、中途半端な改革にはとどめてほしい。我々も、民主党としてしっかりと提言を続けることをお約束して、質問を終わります。

○柴山委員長 次に、松田学君。

○松田委員 日本維新の会、松田学でございます。内閣委員会の一般質疑なものですから、先般、安保懇談会の報告書が出たというタイミングでもありますので、今までは、法制懇でいろいろ議論が行われている最中の中で、なかなか中身は御答弁いただけないという御答弁が中心だったんですが、これから与党内の調整という、できるだけ国会で中身の議論ができるようにしていただければと。よろしくお願いしたいと思います。

それで、その議論が本格化する前に、若干、憲法解釈との関係で見解を確認しておきたいことが何点かございますので、幾つか御質問させていただきます。

まず、この報告書を見て、私、ちょっと違和感を感じたのは、大筋はいいと思つていますが、国際紛争を解決する手段としての戦争放棄というのが九条一項、この解釈が、日本が当事国である紛争解決の手段としての戦争を放棄したものであるということであつて、当事者でない紛争のことは言っていない、だから国際法的に合法的なものではない、だから九条一項は今の私に書かれてあるのは、ちょっとこれは今までの私の理解とは大分違うので、まずここでちょっと違和感があつたんですが。

これに対して、またもう一つ違和感があつたのは、安倍総理の会見ですかね。芦田修正論はとらないと言つて、芦田修正論というのはこのことを指して芦田修正論、これを否定しているというふうにとれるような御発言があつたんですが、芦田修正論というのは、九条一項というのが、国際的な常識では、いわゆる侵略戦争を放棄した、これはパリ不戦条約とかそういうところでも国際常識になつていて、二項の方で「前項の目的を達するため」というのは、侵略戦争のためということの、そのための戦力とかを保持しない、あるいは交戦権を否認するというところであつて、自衛のものを放棄したのではない、だから自衛隊も存続が合憲なんだというふうに理解されているんじゃないかと思つたんですが、その意味での芦田修正論というもので否定をするのか、この辺の論理的な関係をどういうふうに政府は認識しているのか、ちょっと御確認したいと思ひまして、御質問させていただきます。

○菅内閣大臣 いわゆる芦田修正論でありますけれども、これについては確立された定義があるわけではないというふうに承知をしております。

一般的に、憲法第九条第一項はいわゆる侵略戦争を放棄していると解した上で、第二項は、前項

の目的を達するため、すなわち、いわゆる侵略戦争を放棄するために戦力の不保持を定めているとし、自衛のための実力の保持や武力の行使は容認されているとする考え方であるというふうに承知をしております。

政府としては、これまでもいわゆる芦田修正論の立場をとったことはありませんが、憲法第九条のもとでも自衛のための必要最小限度の実力の保持や武力の行使は認められると解していることは、従来から答弁してきているとおりであります。

現下の国際情勢の中で、国民の生命財産、国の安全を守るためには、今後、速やかに、あらゆる事態に切れ目のない対処が可能となる法整備が必要というふうに考えております。

このような中で、先般、総理は、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるという限定的な場合に集団的自衛権を行使することが許されるという考え方について、さらに研究するように指示をされました。これを受けて、現在、与党で協議が進められております。その結果に基づいて政府としての対応を検討して、憲法解釈の必要性があれば閣議決定をしていく考え方であります。

○松田委員 これもちよつと基本的なことなんです。昔、私、阪田元法制局長官のもとに大蔵省でお仕えたことがございまして、大憲法律にお詳しい方で、ある法案をつくるときに大変しごかれた記憶がありまして、先般お会いしましたときに、政府解釈というのは変更するものではないと言つて、我が維新の立場に対して牽制をされたのかもしれないが、相当お叱りを受けたことがあるんです。

ただ、私は、元上司といえども、今なすべきことはしなければいけないと思つております。今の政府解釈というのができたのは、もう三十年か四十年ぐらゐの前の国際情勢、今それが、その間、今までの間、これだけ大きな国際情勢の変化あるいは安全保障環境の変化があったというのは歴史的にもなかなかないことなのですね。これはころこ

ろ変えるべきでないというふうなものではなくて、今こそ変えるべきときであるというのが私どもの立場でもあります。

きょうは、内閣法制局長官、お見えかと思いますが、芦田修正についての答弁が今政府からございましてけれども、政府の立場として、第一項が侵略戦争の放棄を意味しているとし、それだけでは、第二項のところで言っているだけでは、自衛のための実力行使が可能な領域について限定がない。

これに対して一定の限定をしているのが、お配りした資料に、ちよつとわかりにくくて恐縮ですが、一枚目の一番下に政府答弁がございますけれども、「前項の目的」「前項」はどこを指すのかという議論が当時ございまして、このときに、政府としてはどこを指しているかというところ、第一項の全体、下の方にあります。そういう意味では、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という方を受けているというのが政府の説に近いというふうに答弁をされている。したがつて、これを受けて必要最小限なんだということなんです。

一方で、この安全保障の法制懇の中でもいろいろ議論が出ています。憲法九条というのは、そもそも、自衛のために必要な措置というものの根拠は、憲法の前文あるいは十三条の方にある、そうであるがゆえに必要最小限なんだということ、必要な自衛のための措置というものの憲法上の根拠というのを、九条はそもそも全面的に否定しているけれども、前文や十三条で根拠を持っていらっしゃるんだと言ふのか、九条を解釈して、それで、そこに根拠があるけれども必要最小限だと言つていいのか、論理的にはどちらなのか、ちよつと法制局に御見解を示していただければと思います。

○横島政府特別補佐人 我が国は主権国家でございまして、当然、自衛権は保有していると考えられております。その上で、憲法九条という明文の規定がございます。

そこで、これまで議論をされてきたことは、この憲法九条、一見すると、我が国として、国際関係において実力の行使を行うことを一切禁止しているように見えるものでございますけれども、その上で、憲法前文で確認している国民の平和的生存権や、憲法第十三条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、その憲法九条は、外部からの武力攻撃によつて国民の生命や身体が危険にさらされるような場合に、これを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないということでございます。

○松田委員 あくまで、芦田修正があるから自衛のためのものは禁じられていないという立場をとらないというふうに今理解をいたしました。

それで、この議論、いろいろと、必ずしも論理的な手順が明確でないといえますが、そもそも砂川判決でも、必要な自衛のための措置をとり得ることは憲法では禁止されていないわけですね。

その中で、どの程度の範囲かという議論が次にあつて、結果として、集団的自衛権と今政府が言っているものに入るものも正当化されるというものが出てきて、そういう順序でやつていけばいいんですが、そもそも個別的自衛権、集団的自衛権という議論が先にあるものですから、集団的自衛権という概念を政府は定義して、そこに入るものは、汚い言葉で言うところ、みそもくそも一緒にだめだと言つてしまったところにもどうも論理的な混乱があるような気がしますので、この議論は、あくまでも憲法解釈の世界の中できちつと論理立ててやるべきだ。

一方で、憲法改正がやはり必要なんだということ、これは、多分、集団安全保障の議論というのはかなりそつちの方に入る議論だと思つてわけでありまして。

それで、今回、総理が会見で、自衛隊が武力行使を目的として湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことはこれからも決してありません。

んと言いつついるんですけども、ただ、これは憲法改正というのが将来の国民の選択肢としてあつて、我々日本というのは湾岸戦争のときに非常に大きなトラウマもあるわけですから、この議論を永久に日本としてはしないんだということではないと思ふんですね。

ですから、これはあくまで憲法改正を視野に置いた議論であります。今やつていっているのは、政府解釈と言っているのはこういうことをこれからやつていきます、その辺の区別をちゃんとつけて、もし必要ならば憲法改正のことも考えなければいけませんというふうな国民に対する論理的な説明の仕方というか整理の仕方をつけるべきではないかと思ひますが、官房長官、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 これは総理が会見で述べておるんですけれども、国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上合法的な活動には憲法上の制約はないとする報告書、これは報告書がそういう一つの考え方を示されましたけれども、政府としては採用はできないということを明言いたしております。

総理が示した今後の検討の進め方についての基本的な方向性からすれば、自衛隊が武力行使を目的としてかつ湾岸戦争やイラク戦争のような戦闘に参加することはない。総理は、こうした事例を挙げることによつて、そのような戦闘への参加は憲法上認められないとする従来の政府の立場を要する考えはないということとを国民の皆さんにわかりやすく説明した、このように考えております。

その上で、報告書の考え方のうち、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときという限定的な場合に集団的自衛権を行使することは従来の政府の憲法解釈に言いつつゆる必要最小限度の武力の行使の中に含まれるという考え方について、今後さらに研究を進めてほしい、そういう趣旨を総理が表明したところであります。

総理が示した今後の検討の進め方について、その基本的方向性に基づいて、現在、与党と十分に

協議していくとともに、内閣法制局の意見も踏まえながら、政府としての対応というものを検討していきたいと思います。

○松田委員 集团的自衛権の政府解釈を変えるのなら憲法を変えてやるべきだという意見が非常に多いんですが、ただ、憲法を改正して集团的自衛権を行使するようにする範囲というのは、これは相当踏み込んだところ、ほとんど集団安全保障に近いような世界じゃないかと思うんです。

私は、憲法改正の問題と政府解釈の問題というのは違うんだとちゃんと区別をして、それで、国民に対して、これは多分、自民党が余りにもタカ派的な、あるいは公明党との関係で警戒心を持たれないように、会見で、いろいろな配慮をされているような会見に見えますけれども、私は、やはり論理的な区別をしつかりした上で国民にわかりやすく説明した方がいいんじゃないかという気がいたしております。

それから、総理は、憲法が掲げる平和主義はこれからも守り抜いていくことをおっしゃっておられます。

ただ、一方で、集団安全保障措置というのはそもそも国際平和の回復を図ることを大義名分としているわけで、一方で総理は積極的平和主義という言葉も言っておられまして、また、会見で、NATOでの総理の演説で、集団安全保障における我々の責任等についても説明し、各国から高い支持をいただいたというふうに総理は述べておられますが、こういうふうに見てくると、どうも、集団安全保障についての総理自身は相当国際的な期待を持たれているんじゃないかというように懸念もするんですが、その辺は、ここで述べられた責任等というのはどういう範囲の責任等なのか、御答弁いただければと思います。

○菅内閣総理大臣 北大西洋理事会において、総理は、国際協調主義に基づく積極的平和主義の旗を掲げて、揺るぎのない平和国家として歩んでいく、日本はこれまで以上に世界の平和と繁栄に貢献していく、このことを力強く発信をいたし

た。

また、今回の安保法制懇の報告を受けて、世界の平和と安定のために、日本はどのような貢献をなすべきか、いかなる貢献が可能なのか、そのためにはどのような法整備が必要なのか、政府としての方針をまとめた趣旨も発信をいたしました。

この積極的平和主義に関する北大西洋理事会におけるスピーチは、出席した各国の皆さんから高い評価を得ているところであります。総理は、五月十五日の記者会見における総理の発言というのは、こうした意味合いにおいて発言をしたんだらうというふうに思っています。

○松田委員 多分、文脈から見ても、いわゆる駆けつけ警護のようなところについては我々もやっていきますよというところに期待を持たせたんじゃないかと思いますが、ただ、文脈から見ると、ふだん総理が積極的平和主義と言っている中で、集団安全保障のところまで期待を持たせたと思われるもおかしいような、そういう会見のように見えたので、ちょっと確認をさせていただいた次第であります。

菅長官、大変お忙しいところありがとうございます。私からは以上でございしますが、この後、我が党の安全保障の第一人者の中丸委員が具体論をさせていただきます。それまでの間、外していただいて結構でございます。よろしくお願いいたします。

次は、あとは、甘利大臣に経済関係のことについて幾つか質疑をさせていただきたいと思

います。まず、アベノミクスについてなんですが、いわゆる日銀の異次元緩和で二%物価目標を二年間でやりますという、去年の四月ですから、来年には二%というのが目標になっているわけですから、ただ、その後の経済の推移を見ていると、いわゆる円安によって輸入原材料の価格が上がり、それがどんどん波及して、結構物価が上

つてきた。また一方で、供給面のボトルネッ

ク、最近では人手不足というようなことも非常に

言われて、いわゆるコストプッシュ型のインフレというのが少しずつ起こりつつあるのではないかと、あるいはこれから進んでいくのではないかと懸念もあるわけですね。

ただ、一方で、もともとこの二%の物価目標は、物価の上がり方が問題でありまして、とにかく物価が上がりやすいというものじゃなくて、その内容がやはり重要なんだと思いますが、やはり基本的に、デマンドプル型の形で上がっていくという中で経済回復シナリオというのが私は想定されていったんじゃないかという気がしています。

で、この辺は、当初想定した、黒田日銀緩和から一年たつて、そのシナリオとどういうふうな乖離が生じている、あるいは生じていないと認識しているのか。

また、来年、二%インフレ率が実現した場合、そのうちの程度がコストプッシュ、コストプッシュが先に進みますと、賃金に比べて上がればいいんですが、賃金がおくれましますとやはりデフレ効果を持つてしまいますので、コストプッシュによる部分あるいはデマンドプルによる部分がどういうふうな、いわゆる要素分解をするような感じになるかという大臣の見通しみたいなものをお聞かせいただければと思います。よろしくお願います。

○甘利国務大臣 日銀の物価安定目標に向かって比較的順調に進んでいるというふうに思います。コストプッシュかデマンドプルかの議論がよくなされるわけですが、例えば、賃金上昇が生産性の向上を超えていって無理無理上げていったということになりますと、コストプッシュ要因になると思いますし、大事なことは、GDPギャップがどういう変化を示しているかだと思うんですね。GDPギャップが相当あるにもかかわらず物価が上昇していくことは、まさにコストプッシュになっていくでしょうし、GDPギャップがなく、あるいはプラスに転じてであれば、デマンドプル型になってくるんだと思

います。

現状、直近でいいますと、GDPギャップは〇・三にまで縮まっております。これは、デマンドプル型に近づきつつあるか、あるいは、そうであるかの要素が強いんだと思います。

その中で、要素分析をして、どのくらいがデマンドプルでどのくらいがコストプッシュかというと、私は、私も事務方にそういう仕分けはできるのかということをやとと振ってみたいんですけども、なかなかそこところは難しいようでありまして、今、デマンドプル型に順調にいきつつあるということはお答えできるんだと思います。

○松田委員 本日に順調にデマンドプルでいけばいいんですが。

お手元に資料を配っていますが、この委員会でも配ったことがあります「日本の金融資産と運用」というのがあります。これは日銀の資金循環統計に基づいているのですが、家計の金融資産千六百兆円と言われているものが実に千六百四十五兆円、そのほかも含めると、グロスで金融資産は三千百九十九兆円あるというのが昨年末の状況でしたけれども、この資金の流れが、この間、内閣委員会と総務委員会との連合審査でも申しましたように、やはり「預金等」「国債など」というところに太い線を引いたとどりの、これが基本的な日本の資金の流れである。

これはよく見てみると、この国債も、今年度末の国債発行残高七百八十兆円のうち、五百兆円を超えるのは赤字国債。生産的なところに貯蓄が回っていないで、非生産的な、将来の富の先食というものが、日本経済の非常に大きな課題であらう、克服すべき姿であらうと私は思っています。

その中で、これは厚生労働省が答えても後ろ向きな答弁しか得られないので、経済財政担当としての甘利大臣の御見解をお聞きしたいんです。日本の年金の話が最近よく言われるようになってきました。やはり日本の年金のポートフォリオ

自体も、余りにも国債に偏ってきた。国債というのは先ほど申したように将来の増税によって償還される、富を生むための投資ではなくて富を先食いするような運用なので、これはできるだけ減らしていつて、本来年金というのは国民経済の成長の果実を分配するものだという基本に立ち返ると、やはりそちらの方に、富を生む方に運用していく。

欧米なんかも一定割合の産業投資というのは公的年金で法制化されているということもございまして、その辺について、特に今は、異次元金融緩和が成功をおさめると長期金利が上がっていつて、膨大に国債を持つていくということは、それ自体がむしろ、リスクがないと思つていたのがかえってリスクが大きいということもありまして、先日も法案の審議がございましたが、REVI C、あのときも申し上げましたけれども、もともと日本はプライベートエクイティやベンチャーキャピタルを育成して、プライベートエクイティ・なんかは欧米の年金なんかが相当に入つていっているんですが、そちらの方に年金資金の運用もシフトしていった方がリスクも下がり、リターンも上がるという考え方があると思つて、甘利大臣はどういうふうにお考えか、お聞かせいただければと思つてます。

○甘利国務大臣 よく、年金資金の運用ということになりますと、安全、有利という話があるわけでありまして、安全で有利な投資対象というのはあるのかなというのを考えまして、有利であれば当然リスクが伴う、安全であればリターンは少ないんだと思つて。ただし、今まで、デフレ下では国債運用というのはある種、理にかなつていながらも、利が低く、デフレから弱インフレに変えていく際には、従来と同じポートフォリオだとかえつて利回り上は極めて不利になるということが考えられるわけでありまして。株価がどんどん上がつていく中で、そつちに全く目配り、配分はしないというのをおかしい話です。ただ、同時に、ポートフォリオを変更していく

ためには、ガバナンスの体制も強化をしていかなきゃいけないというふうに思つて。優秀な人材を雇うにも、給与上限のがちの縛りの中ではなかなか人も来てくれない。そこも含めて全体を見直す中で、ポートフォリオの変更を、デフレから弱インフレに変わっていく中で、しっかりとしていかなきゃいけないというふうに思つております。

昨年の十一月に、公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議が取りまとめた報告書であります。こうした認識のもとに、各資金において適切なリスク管理体制を構築した上で運用の多様化を図つて分散投資を進めるといふことを提言しているわけでありまして。

現在、これを受けまして、各資金及び関係省庁におきまして、有識者会議の提言を踏まえて、運用、リスク管理体制等の見直しを進めているところでありまして、引き続き精力的に、この提言を受けた取り組みをなされることを期待いたしております。

○松田委員 日本の金融資産のポートフォリオの質をよくするというところで、もう一つはやはり、私は、地方の事業なんかも、PFIだとかレベニュー債だとかいろいろあることを言われながら、実際は、地方債、そして元利償還金後年度負担を地方交付税で面倒を見てくれるというスキームは非常に安易なので、やはりどうしてもそつちに偏つてしまつて、これも結局は国の債務をふやしている方向に働いていつて、それであれば、むしろ民間資金をどんどん導入していくべきだという、これは安倍政権の成長戦略の中にも当然のよう位置づけられていることだと思ふですね。

ただ、ちよつと私が耳にしたのは、大阪市が水道事業についてコンセッション方式を提案しているが、大阪市議会が、特に自民、公明が非常に大きな反対をしている。そもそも、水道事業のような国民の生命にかかわるものの安全、安心が脅かされるといつたような、もうPFIそのものの意義を否定するような、そういう反対論も出ている

というふうに聞いているんです。まだまだPFIに対する理解といふますか、アベノミクス、安倍政権の基本的な成長戦略に対する理解が十分ではないんじゃないかと思つて、PFI担当大臣としてどういうふうにお考えでしょうか。

○甘利国務大臣 高度成長期に一齐に整備をしたインフラが一齐に更新時期を迎える、そういう中で財政状況が厳しい、この相反する二つをどうやって対応していくかということで、PFI、PPPの手法、つまり、民間資金をインフラに導入していくという発想が出てきたわけでありまして。これは安倍内閣の経済政策の大きな柱の一つであります。

御質問があつて、私も初めて大阪の事態を把握したのでありますけれども、これは、安倍内閣の、政府としての方針がまだ地方議会まで、津々浦々、徹底していかないというのをちよつと感じたわけでございます。

政府としての方針は、この大阪でのコンセッション方式を含めて、民間資金はあり余る状況にあるわけですから、これを従来の枠を超えてインフラ事業に投入していく、このスキームをしつかり構築してベストプラクティスをどんどんつくっていくということだと思つて。政府の方針が地方にしっかりと共有されるように、PRにも努めたいと思つております。

○松田委員 地方議会にもぜひ浸透するように、ぜひお力を出していただければと思つて。もう時間がなくなつてきたので、きょうも幾つかの質問は空振りになつてしまつてあれですが、最後に一つだけ、PPPのこともやはり聞かないわけにいかないだろうと思つて。まず、先ほど近藤委員から、国民からよく見えないという言葉がありました。これは交渉ですけれども、うがなという面もあるんですが、ただ、私は、もう少し、大局的な国際経済戦略というのは国民にもつとつと説明されてしかるべきだろうと思つておりまして、日本は非常に大きなチャンス

をつかんでいるというふうに思つて。先般、甘利大臣はロンドンで、PPPについて、中国もいずれは入らざるを得なくなるといふに語つたと報道されています。これは、中国というのは国営企業体制ですから、これを突き崩すのがアメリカのPPPの一つの大きな目的だと言われているぐらい大きな問題で、一つの体制を変革する。ベトナムというのは多分、国営企業体制というのに対して見切りをつけて、改革しようという決意を持つて入つて。そういうぐらいの大きな、外交戦略と絡むような話だと思ふんですね。

ですから、そういった意味での対中国との関係、日米協調で中国に対してどうやって向き合つていくかという要素が一つはあると思つて。それから、これからFTAAPというのを大きく形成していくわけですが、そこにRCEPとPPPがどういふふうな関係を持つてFTAAPに向かつていくのかという論点もあると思つて。片や、ヨーロッパの間では日・EU・EPAの話が出ていくわけですね。一方で、EUはアメリカともTTIPというのを進めている。そうすると、日・米・EUで一つの経済秩序をつくっていくという流れもあるかもしれない。そうすると、それとFTAAPとの関係はどういうふうになつていくのか。

大きなダイナミックな動きの中でどういふようなシナリオを描いているか、最後に甘利大臣の見解をお聞かせください。

○甘利国務大臣 もうよく御存じの上で質問されているんだと思つて。PPPを中心に、PPPが核となつてFTAAPに広がってくる、あるいは、PPPを核として日・EU、それからアメリカのTTIPにつながる。つまり、世界じゅうの経済連携が広がっていく一番の中核、基軸にPPPが存在する可能性が極めて高いと思ふんですね。

そこでは、貿易に関する自由化プラス、ルール

に関する基本的な整合性、それから、おっしゃった国営企業、国がほとんどお金を入れている企業と民間が平等な競争条件で戦えるわけがない、その競争条件を整える、あるいは、国営企業が特殊な仕事をしている場合は例外としたとしても、民間と争うような場合には平等条件にしなければならぬ。そういう競争上の平等性を確保する、その基本をつくっていく、極めて大きな基礎になつてくると思うんですね。そこが縦、横、斜めにながつていく基軸になつていく。そういう点で、非常に重要視をしなければならぬというふうに思っております。

○柴山委員長 松田君、終了の時間です。

○松田委員 どうもありがとうございます。

そっちの方の国益をぜひアピールして、もつともっと主張をしながら交渉に当たっていただければというふうに、よろしくお願いいたします。

どうもきょうはありがとうございました。

○柴山委員長 次に、中丸啓君。

○中丸委員 日本維新の会、中丸啓でございます。

昨日の雨も上がりまして、お昼からの、ちょっと眠たくなつてくる時間だとは思いますが、心の中、真ん中に日の丸を掲げながらしっかりと頑張つて質疑をさせていただきます、このように思います。

ちょっと通告を失はしてはいないんですけれども、一昨日の朝十時半ごろ、沖縄県の久米島沖で大きな爆発音とともにキノコ雲が上がったというのが現地のRBC、琉球放送のテレビのニュースで報道されたというのがインターネットの動画サイトとかにたくさん出ております。一体何があつたのかというようにございまして、この件について、もし御存じのことがあれば教えてください、よろしくお願いいたします。官房長官、御存じないですか。わからないです。

【委員長退席、関委員長代理着席】

○菅内閣総理大臣 私のもとに特段報告は受けておりません。

○中丸委員 防衛省政務官、いかがですか。

○若宮大臣政務官 私のもとにも特に報告を受けておりません。

○中丸委員 映像、動画入りで琉球放送のニュースで流れていた案件ですので、通常、私も安全保障委員会の理事もさせていただいております。訓練等があれば事前に文書が大体回つてきているんですけれども、爆発音ということは、事故でなければ、実弾を使った訓練か、もしくは何があつたのかというのは非常に大きな問題だと思ひますので、ぜひとも調査をしていただいて、また教えていただければというふうに思ひます。

それでは、本論の方に入つてまいりたいと思ひます。

皆さんのお手元にちよつと資料を配らせていただいているんですが、一昨日、五月二十一日付の産経新聞の一面に載つていた案件でございますけれども、私、広島生まれの広島育ちでございますが、余り勉強しなかつたので広島大学には行けなかつたんですけれども、広島大学で、韓国籍の男性准教授の講義について、一方的に性奴隷があつたというところで学生たちに説明、もちろん、平等性、中立性があるような内容ではなくて、一方的に韓国がつくつていく韓国の映画「終わらない戦争」というドキュメンタリーを講義の中で二百人の学生相手に行つたということが載つていました。

先日、五月九日の質疑でも、今ちよつとまさに国立大学の法律を変えていくというときに、実態として、こういう一方的なもの、例えばこれが連続講義で、こういう意見もあるが逆の意見もある、皆さんしつかり議論をしてほしいとか考へてほしいとか、そういう内容であればいいですけれども、これは一方的に、何か刀を焼きこてにして当てられたとか刀で鼻を刺されたとか、そういう話がたくさん出てくるわけですね。そのドキュメンタリーに出てくるのは、日本の非難の先頭になつて例のマイク・ホンダ議員も出てくるようなものですね。要は、こういうものを授業の中で組み込むこと

に対して産経新聞は問題視しているわけなんですけれども、文科省としてこの事実をどういうふうにと把握されているかというのを教えていただければと思ひます。

○上野大臣政務官 中丸委員にお答えします。前回は「琉大ライブ」についての御質問があり、学校に任せましたもので学校の方でということをお話したと思うのですが、きょうのこの広島大学の授業で行われたことについて、こちらとしても調査してきました。

広島大学のシラバスの中で、この教科は「演劇と映画」というタイトルの授業の名前です。教養教育の中で二年次対象に行われているもので、その位置づけは、それぞれの専門家が日本、アジア、欧米の演劇と映画について講義を行い、多様な文化を多角的な視点から学ぶことを目的として位置づけられております。年間の予定もありますが、その中の第三回目として、「朝鮮の映画を見る」というテーマのもとに、四月二十八日に上映が行われたようです。

大学におけるこのような教育は、国公私立の別を問わずに、各大学における教育課程の編成や実施に関する今お話ししましたような方針に基づいて行われるものとされております。御指摘の広島大学におけるこの講義の内容については、シラバスを確認する限りにおいては、映画等を通じて多様な社会的、歴史的背景を考察するものと考えられ、当該授業の一連の講義における位置づけがカリキュラムポリシーに沿ったものであると大学が判断していることが重要であると思ひます。

また、議員御指摘のように、一般的に、一面的な見解のみを取り上げるのではなく、多様な見解があることを取り上げ、考察することは、科学的あるいは批判的な思考力を、思考的な能力を養うためにも重要であると考え、文科省としましては、各大学で適切な対応が行われているかどうか、必要な助言を行つてまいりたいと思ひます。この点についてですが、今、新聞にも書いてありますように、広島大学では事実関係を確認して

いるところでございます。大切なことは、このような講義を通して映画を見せたり、演劇を見せることが目的ではなく、それを見せた後どのような指導をしていくか、特に政治的なものであれば、政治的な中立性を保ちつつ子供たちに何を学ばせるかという、そのところが大切であると思ひます。

○中丸委員 ありがとうございます。

多様な文化を学ぶ、文化と呼べるようなドキュメンタリーかどうかというの疑問が残るんですが、けれども、韓国側にそういう意見があるというのを見せるのであれば、その反対に、大東亜戦争はどうだったのかという話を逆に見せてもいいと思ひますし、そういう両方のバランスをとつた中立性が保たれていない。

僕は、実は内容もなんですけれども、この産経新聞のインタビュに対して、さつき政務官もおっしゃられましたけれども、事実関係を確認しているというところは、全く授業の内容を把握していないとほぼ同等にとれるようなコメントを大学が出している、これは非常に問題だなと思ひます。

この間の「琉大ライブ」の話もそうですけれども、学校が内容を把握せずに、そういう非常に偏つた行動を行っている、またそれを行っている学生団体に対して、お墨つきのように名前とコメントを出したりと同じようなことだろう、これは国立大学においては、こういったことは非常に根が深いと思ひまして、質疑の後に、文科省さんの方に、国立大学というのは琉球大学だけではないわけですから、東京大学やほかの大学も含めて、ほかの国立大学は一体どうなつていのか教えてほしいというふうに依頼をしたら、非常に寂しい回答でして、何か、学生会がやっている出版物が東大とどこかもう一校ありますよみたいなものしか返つてこなくて、私は、そういうつもりで言ったのではなくて、そういう偏つたものに対して、大学の理事、学長、副学長、教授、准教授等がどういうふうにお墨つきを与えて活動しているかとい

うのを知りたかつたんです。

その辺、各大学、国立大学というのはどういうふうになっているか、文科省の方で把握していることがあれば教えてください。

○上野大臣政務官 先生の御指摘ですが、一般に、国立大学の役員とか職員が、依頼に応じて学生団体の発行物等に挨拶文を寄せることはあると思われませんが、そうした場合には、依頼を受けた人が、個々にその対応について判断しているのではないかと考えるところでございます。

前回もお話ししましたように、この「琉大ライフ」のような配付物であっても、大学執行部の一員である理事や副学長の挨拶文を掲載することにより、当該発行物の記載内容について、新入学生等に対して、大学の公式な見解を示すものと誤解を与えるようなことは避けなければならないと考えております。

○中丸委員 ありがとうございます。

ほかの国立大学も含めて、よろしく願い申し上げます。

それと、また五月九日のやはり内閣委員会の質疑で、ちょっと別な問題なんですけれども、グレンデル市の慰安婦像、それからストラスフィードにおける慰安婦像設置の問題、こういった問題について外務省さんに質問させていただきまして。

翌日、職員の方が私の部屋にいられてまして、いろいろお話を、意見交換をさせていただいたんですけれども、その後、対応がどのようになったか、決まっていることがあれば教えてくださいなと思います。

○石原大臣政務官 お答え申し上げます。

例えば、慰安婦像や碑が設置されている地域において、在留邦人の方々に、現地紙や在外公館ホームページ、現地日本人会安全対策委員会等を通じて、慰安婦問題をめぐり嫌がらせや暴言などの被害について、在外公館が窓口となって相談や連絡を受け付け、対処しているところであります。また、慰安婦像や碑の設置にかかわる動きが確

認されている地域についても、外務省本省及び在外公館双方において、当該地域在留邦人やその関係者の間で緊密な連絡をとって、連携を図っているところであります。

○中丸委員 ありがとうございます。

連携を図っていく、非常に大事で、現地の皆様も、なかなか意見を聞いていただけないということから、今回、そういう意見をきっちり聞いていただけるといふふうにお返事をいただいたと思います。

ただ、問題は、像を設置されるかどうかというよりも、そういう運動、その設置によって、子供たちに対するいじめ、日本人に対する人種差別、こういう問題が起こっているのが一番大きいわけですね。

必要なのは、今そういう活動をされている方もそうなんですけれども、彼らの安全と人権をどう守るか、ここなんです。歴史問題がどうだったかというところではなくて、外国によつては、一番切迫している問題は、彼らにとつてはそこが一番問題なんです、きょうのこの中継をインターネット等で見られていると思いますので、そういったところで彼らがまた安心して暮らせるように、ぜひとも政務官の方から、きちんと在留邦人の人権、安全は守り抜くんだということを申し上げていただければと思います。いかがでしょうか。

○石原大臣政務官 我が国政府としては、諸外国の地方自治体において、出身国の異なる各民族が平和と調和の中で共生することを強く希望しているところであります。

出身国間の意見の違いが持ち込まれることでいじめや暴言というようなことが起こることは大変悲しいことであり、先ほどお話をした窓口で丁寧な相談に乗らせていただきたいというふうに思います。

○中丸委員 ぜひともよろしく、本当にくれぐれもよろしく願っています。

菅官房長官にきょうは来ていただきましたが、先ほど我が党の松田委員の方から集団的自衛権につ

いて少しお話がありましたけれども、私はちょっと違う角度から御質問させていただきたいと思えます。

集団的自衛権の解釈をどうするか、それによつてどういう法律をつくっていくかというこれからの動きもあるんですけども、きょうのニュース、新聞等で見ると、昨日、北朝鮮と韓国の間で弾の撃ち合いがあったとか、ベトナムで中国の艦船との衝突があった、百何十回あったけれども、悪いのはあつた、こつちだというふうな話とか、飛行場をあそこへつくるんだとか、いろいろな話が今本場に世界じゅういろいろなところで出ている時期で、まさに我が国の国防、どう守るかという取り組みは、もう時間をかけてゆつくりできる問題じゃないと。

先ほど松田委員の方から憲法九条第二項、もちろん、それは改正することにしたいことはない、私は特に、それを変えたいと思つて国会議員をやっているわけですから。ただし、それはやはり時間のかかる、もちろん国民の皆さん、国民投票も含めてやっていくものではないと、そういう中で、ただ、今、少しでも早くやらなければならないことというのがあつて、この整備というのは待つたなしだというふうに思うんですけども、今後のそういう法整備も含めた取り組み、それから今後の進め方、ざっくりとした状態でもいいんですが、スケジュール感、官房長官がお持ちのものがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○菅国務大臣 現下の国際情勢、我が国を取り巻く環境というのは極めて厳しい状況にあるということは、委員の御指摘のとおりであります。

さらに、百五十万人の方がもう海外で生活をしている時代になったんです。そして、一千八百万人の方が海外に旅行で渡航されている。そうした中であつて、いどこで何があるかわからない。国民の皆さんの生命財産、国の安全を守るというのが政府の極めて重要な役割であるという観点に立つて、総理は、切れ目のない対処が可能となる法整備が必要だ、そういうことを常に考えていた

ところであります。

その中で、総理は、就任をして、安保法制懇というものを、懇談会をお願いして、先般、その答申を受けたわけであります。

その中で、総理は、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるという限定的な場合に集団的自衛権を行使することは許されるという考え方について、さらに検討するような指示をいたしました。今、与党間でこれについて調整をされておるわけであります。

この切れ目のない法整備という中で、いろいろな問題が実はあるわけでありますけれども、まず、全体の方針を決めた後に、グレーゾーンと言われる部分について、法整備をまずそこから進めていく、とにかくできることから進めていく、そういう方向性にはなつていくだろうというふうに、この与党協議の中でも思っております。

〔閣委員長代理退席、委員長着席〕

○中丸委員 我が党は、安保法制懇の報告書が出る約一カ月ぐら前に、限定承認という形で、限定するに当たつての六要件というのを衆議院の法制局さんと一緒につくらせていただきました。私もその調査会、作成メンバーの一人として作成に参加させていただいたわけなんですけれども、それを作成した後、そういうグレーゾーンも含めて、領域警備法であるとか、こういうしたものも必要であろう、こういったものも議員立法も踏まえて考えていかないといけないだろうというのもやっているんですけども、やはりばらばらに、警察権もあり、もちろん海上保安庁もあり、自衛隊もありとさまざまな中でいくと、やはりこれは包括的な、国家安全戦略基本法とか国家安全基本法とかこういう包括法が必要ではないかという議論も今行っているわけなんですけれども、官房長官はその辺についていかが考えますか。

○菅国務大臣 総理の具体的な考え方は、まず、切れ目のない対応をしつかり行っていくということとであります。まずできることから、これは法律ですから、提案するまで時間がかかりますけれども、

も、まずそこをやっていく。そして、全体として国の安全保障をどうするかという考え方の中で、その中で憲法解釈のもとでも可能な立法措置を行うと同時に、これまでの憲法解釈のままでそうした事態に対応できるかどうか、そういうことを検討して、もし対応することができなければ、限定的な容認というものが基本的な考えでありまして、まず与党間で全体像のことを今調整している段階だというふうに思います。

ですから、現行法でできるもの、現行法では難しい、新たな解釈が必要なもの、そうしたことから全体としてできるものから行っていく、しかし、トータル的にいつまでこうしますという、そういう考え方で進めていきたいと思っています。

○中丸委員　ありがとうございます。

解釈云々という話で、憲法の解釈を時の政府が行うと際限がないとか、憲法は国家権力を縛るものなので、それを縛られている側が変えちゃいけないとか、こういった議論もあるわけでございます。

私は、例えば集団的自衛権がどうかというだけではなくて、我々国会議員は、委員会、本会議の場におきまして、いろいろな法改正とか、新しい法律をつくったりしているわけです。その新しい法律が全て憲法の何らかにぶら下がる根拠がなければ当然できないわけですし、新しい法律をつくったたり、一部法を改正する法律案、この内閣委員会でもたくさんやっておりますけれども、通常、毎日のように行っているわけです。これは誰が解釈しているのか。何が悪いのか。悪くないわけですよ、毎日、ふだんやっていることですから。

それが、ある一定のものであれば問題があつて、例えば憲法十三条の中から一部を変えるのであればどうなのか、では前文だったらどうかのか、ではこの法律だったらどうかのか、その法律ごとに云々という問題なのか。変えること自体が悪であれば全てのことができるんじゃないやない

か、そういった議論も逆に出てくるような気がするんです。

ですから、国家の安全保障というのは本当に、この国の、我が国の領土、領空、領海、国民の生命財産も含めて、全てをしつかり守って、我が国が独立国であり、主権国家であることをきちんと行うために必要なものであります。もちろん平和国家というものは、私も広島出身の一議員として非常に大事にしていきたいと思っておりますので、限定は必要だということには思いますが、できるかできないかという議論をしていること自体、いかにがなむのか。この国を守るのか守らないのかという議論をしているのと同じです。守るのとは当たり前から、どう守るのかという話が本来一番大事な議論で、非常にそれについて、そういう意味で、きょう防衛省、政務官も来ていただいていますので、ちょっとお伺いします。

安倍総理が、安保法制懇の報告書を受け、さまざまなパネルを使ったり、グレーゾーンも含めていろいろな事例を示されています。このときはできるのかできないのかという話をされています。私は、安全保障委員会の中でもよく、こういう場合どうなんですかとか、いろいろな、武器とか兵器とか、作戦の具体例の中でこれはできるのかできないのかと言うと、いつも、部隊行動基準があり、秘匿性があるものなので、それは言うわけにはまいりませんという御答弁を十回ぐらいはいただいていると思うんです。

そういう意味では、見えないことによって抑止力が外部の相手に対して働いているものがあると思うんです。要は、見えないことによってディフェンスのパワーを相手に誇示して、これを行ったら危ないんじゃないかなと思わせることも十分抑止力として有効だと思うんです。そういった観点のときに、今、この件はどうだ、この件はどうだ、この件はどうだという話をすれば、いや、これはできませんよと言うと、全部手の内を明かすことになり、潜航して通り過ぎていく潜水艦に対してどうするか、そんなもの言えるわけじゃないやない

いですか。でも、一生懸命それを、国民の理解も必要だと思うんですけども、説明をしようとしている。

私は、この見えない抑止力、これは非常に問題だと思っているんです。要は、国益を下げるようなことをやりとりしているというのは非常に問題だと思っておりますけれども、いかがお考えですか。

○若宮大臣政務官　中丸委員におかれましては、安全保障委員会におきまして、日ごろより、大変建設的な、前向きな御意見あるいは御質問をいただいていることに心から感謝を申し上げます。

ただいま御指摘の点でございます。

今月の十五日に総理に提出をされました安保法制懇の報告書をめぐりましては、おっしゃるとおり、具体的な事例に即して、安全保障にかかわりますさまざまな議論が行われているところは、十分私も承知いたしているところでございます。私も防衛省に對しまして、国会におきまして、あるいは記者会見等々、さまざまな場面で、具体的な、今委員が御指摘になられましたような事例におきます防衛省・自衛隊の対応につきまの質問というのは、確かに御受けをいたしてございます。

しかしながら、防衛省といたしましては、委員もおっしゃられて、十回以上の、答弁を差し控えたというお話でございましたけれども、基本的な法的な観点からの一般論ということでは御答弁を申し上げさせていただくことをいたしてございしますが、自衛隊の具体的な能力あるいは対応要領など、事柄の性質上、やはり差しさわりがある、支障がある場合におきましては、答弁を差し控えていただいているところでございます。

ただ、政府といたしましては、今後、与党とも十分に相談をいたしまして、具体的な事例に即してさらなる検討を深めて、国民の皆様方にやはり理解をいただくということは重要なことでございします。理解をいただきながら、先ほど官房長官からも御答弁を申し上げましたが、切れ目のない対応を可能にするための法整備をきっちりつくってまいりたいというふうに考えておりますところでございます。

ただ、やはり委員の御指摘の、明らかにしないことによる抑止力という点につきましては、私自身も大変重要なという認識を持っておりまして、私どもは、我が国の国家国民を守るための防衛につきまして支障がないよう留意して、十分な対応をまいりたい、そのような覚悟でございます。

○中丸委員　ありがとうございます。

そういう見えない抑止力というのが、国防の上では、世界じゅう、これは存在しているわけですから。やはり見えない敵ほど怖いものはないわけですから、相手にとつてですね、悪意を持った相手は特に。自分たちは傷つきたくなくて、自分たちの利益を得たくてやっているわけですから、そういう意味では、抑止力というのは非常に大切で、私は、この抑止力をいかに上げていくかというのは一つのテーマに持つております。

そういう意味では、こういう見えない抑止力をうまく、言い方が悪いですけども、口先外交というんですよ。そういった、うまく使うやり方というのがあろうと思うんですけども、外務省さん的にどう思われますか。

○石原大臣政務官　基本的なことでありまして、けれども、安全保障政策について内外に積極的かつ効果的に発信し、その透明性を高めることは、国民の理解を深めるとともに、諸外国との協力関係の強化や信頼醸成を図ることで重要であるというふうに思います。

その一方で、外交においても、国の安全が害されるおそれがある情報など、一定の公表できない情報があることにやはり十分に留意する必要があるというふうに考えております。

○中丸委員　私は野党の人間なので、いろいろ答弁を求められることはほとんどないんですけども、今から、来週、予算委員会も開催をされるといふ話、そういう中で、官房長官もいろいろなこ

の件についてお答えがあつて、あのときは、こういう場合はどうなんだとか、一つ、私が考えた答弁があるんですけども、ぜひとも感想を聞かせていただきたいんです。

そういう細かな事例については、要は、我が国の持つ非常にサイレントな抑止力を失うおそれがある、したがって、そういう事例が起れば、合理的に必要な、適切な対応をする、この答弁はいかがでしょうか。

○菅国務大臣 その答弁で委員の方に御理解をいただければありがたいんですけども、なかなか御理解をいただけない。ただ、適切な対応をさせていただきまうことは使わせていただきますすけれども。

ただ、国家として大事なものは、国民の皆さんの生命財産と国の安全をいかにして守るかということだというふうに思います。

今回、この安保法制懇から含めての総理の対応の中で、やはり日米同盟を強化する、強化することによって抑止力が高まるわけでありまうから、結果として、我が国が武力行使をしなくて済む可能性が大きくなる、こういうことも私は大事だというふうに思っていますので、委員が先ほど来お話をありました抑止力というのは極めて大事だと思っています。

○中丸委員 ありがとうございます。
よく誤解を受けるんですが、私は決して極右でもございませうし、戦争をしたいとこれっぽちも思っておりません。

ですから、今、官房長官がおっしゃっていたことは本当にそのとおりでございまして、間違ひが起るからそういうことが起るわけでもうとにかく我々は専守防衛をうたっているわけで、侵略はしないと明確に国際社会に言っているわけですから。

そのかわり、守るべきものは守る。相手が、国土を広げたい、領海を広げたい、地下資源が欲しい、領空を管理したい、いろいろなことを言ってくると思ひますけれども、我が国は徹底して守

る。日本という国は、守っていると相手に思つてもらい、徹底して守つていれば、中途半端に手出しをするとかやけどをすると思ひえ、それが抑止力の原点だと思ひます。

教育問題もそうなんです。一人一人がこの国を愛し、守りたいと思ひ心をつくるのは教育しかないわけで、それをトータルで、きょうお越しの皆様は今後とも進めていただければということをお願い申し上げまして、中丸の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。
集団的自衛権について質問をさせていただきます。
安倍首相は、五月十五日、安保法制懇からの報告書の提出を受けて、今後の検討の基本的方向性を示しました。

まず、官房長官に基本的な事実関係を確認したいと思ひますが、安保法制懇の報告書は、政府の見解を示すものではなく、総理が記者会見の場で示した基本的方向性が政府の見解だということでしょうか。

○菅国務大臣 安保法制懇は、政府としての対応を検討していく上で参考とするための意見を聴取する場として開催したものでありまして、その報告書は、政府としては、行政運営上の参考として扱うものであります。

安保法制懇の報告書における提言は、国民の生命財産、そして国の安全をしっかり守るために何をなすべきか、安全保障環境の変化に留意し、具体的事例も踏まえながら提言するものであり、専門的で現実的な議論を踏まえた貴重な提言として、そこは高く評価をいたしておりますけれども、基本的な考え方というのは、行政運営上の参考ということでありまう。

○赤嶺委員 参考ということでありましたが、報告書は、「我が国として採るべき具体的な行動の事例」として、第一次安倍内閣のもので議論された四類型に加えて、六つの事例を挙げております。

これらはもとも、有識者のベーパーとして会議に出されたものでありますが、それらが今、日米間で具体的な協議の対象になつていふというわけではない、このように聞いておりますが、それはそういうことでよろしいですか。

○菅国務大臣 そのとおりであります。この報告書を受けて政府がどうするかということ、この間、総理の判断として示したものであります。

○赤嶺委員 それでは、一つだけ確認しておきますが、事例二として、「米国が武力攻撃を受けた場合の対米支援」、これを挙げております。アメリカが弾道ミサイルによる奇襲といった武力攻撃を受けた場合に、強制的な停船、立入検査や、我が国への回航など、これは武力行使に当たり得る措置になるわけですが、そういう措置をとるといふものであります。

アメリカの防衛のために日本が武力を行使するといふものですから、日米安保条約の改定にもつながる話ですが、こんなことを日米間で話し合われたといふのは私は聞いたことがありませんが、その点はいかがですか。

○武藤政府参考人 特に日米の間で協議をしたことに基づいての報告書の内容ではないといふふうに承知しております。

○赤嶺委員 戦後の日米安保体制は、アメリカがこの地域で自由勝手に使用できる米軍基地を確保するところに最大の眼目があったわけですが、しかも、七〇年代後半以降は、日米地位協定の負担原則にも反して、思ひやり予算まで負担をさせてきました。これほど安上がりな基地を維持できる場所はありません。

自衛隊も、マッカーサーの指令で創設された警察予備隊が前身であります。米軍の任務を補完する形で育成され、九〇年代以降は、アメリカの求めに応じて、海外にまで派遣されるようになりまう。

報告書は、武力攻撃を受けた米国を日本が支援しなければ、日米同盟に甚大な影響が及ぶおそれがあると強調しておりますが、これほど対米従属

を重ねてきた日本の戦後史をどう捉えているのか。私は、これらの議論は全くためにする議論だといふことを指摘しておきたいと思ひます。
報告書の内容で、もう一点聞きます。

日本が国連に加盟したのは、一九五六年十二月です。ところが、報告書は九月となつていふ。報告書の原案は誰が書いたのでしょうか。政府としてチェックはしなかったのですか。

○武藤政府参考人 報告書は、安保法制懇の有識者の方々、北岡座長代理を中心として、委員の方々がそれを作成されて、政府としても事務的にサポートしておたといふことでございまして。

○赤嶺委員 国連加盟の記述は外務省のホームページにあるものとも違ひますが、その点はどうなうに我々は見ていけばいいんですか。

○武藤政府参考人 外務省のホームページにあるものが正しいのではないかと思っております。
○赤嶺委員 どうも、専門家が書いたという割には、それは非常に、国連加盟の日について記述が誤つていふことを言わざるを得ないわけですね。

中身も、誤解を生む表現であります。
国連の加盟時に、国連の集団安全保障措置や、憲章五十一條の個別的、集団的自衛権の規定について「何ら留保は付さなかつた」として、あたかも当時から政府がそうした軍事対応を想定していたかのような記述になつていふ。

しかし、この問題は、国会でもこれまで議論されてまいりました。留保という、かつて内閣憲法調査会で外務省の西村条約局長が使った言葉を認めるかどうかは別として、政府は、憲法九條の制約を持ったまま国連に加盟できると説明をしてきました。
日本の国連加盟は憲法九條を前提としていた、そういうことでよろしいですね。

○山田政府参考人 お答えを申し上げます。
日本の国連の加盟は、昭和二十七年六月十六日付の岡崎外務大臣発、国連事務総長宛ての書簡をもつて申請を行い、認められたものでございま

す。

これらの手続を通じまして、日本政府としては、日本国としては何らかの留保を付したとは考えていないというのが、これまで政府として御答弁してきた一貫した立場でございます。

○赤嶺委員 今私が聞いたのは、留保、憲法調査会での西村発言について聞いたのではなくて、国連加盟の際に、日本の国連加盟は憲法九条を前提としていたのではないかと、こういうことであります。

西村条約局長は、一九五二年の国連加盟承認案件の審議の際に、「軍備、交戦権を放棄した日本」といたして、国連加盟を申請いたしますときに、この日本の国家の性格と、国際連合加盟国として憲章から受ける義務その間に問題がありはしないかということを非常に懸念いたしております。このように述べた後、その後の研究で「一国に軍備がないということは欠格にならないという確信を持つております。」こう答弁しているわけですね。

国連加盟の際に、日本は憲法九条を前提としていたということよろしいですね。

○山田政府参考人 この点につきましては、昭和三十五年八月十日の憲法調査会の会合におきまして、先ほど申し上げました書簡発出時の条約局長であった下田氏が、こういうふうな発言をしております。現実問題として憲法九条のために国連加盟が妨げられ、国連憲章上の義務を遂行し得なくなるというような危惧を政府が抱いたことはない。

○赤嶺委員 ですから、憲法九条を前提としていたわけでありまして、そういうことです。

西村条約局長が、一九五二年四月二日、衆議院の外務委員会、ちよつと前から読みますと、その当時から私も事務当局といたしまして、国連憲章だけしか持ちませんので、軍備、交戦権を放棄した日本といたして、国際連合加盟を申請いたしますときに、この日本の国家の性格と、国際連合加盟国として憲章から受ける義務

その間に問題があるいはしないかということ懸念を申しした。

国際連合憲章の解釈上、一国に軍備がないというところ、または交戦者にならないという憲法上の性格を持つておる国といえども、憲章の解釈上加盟国となる資格の故障になるものではないという確信を深めていた次第であります。

憲法九条があるから国連加盟が認められないのではないかと、そういう懸念の中で、憲法九条を持つていて、そして憲法九条を前提に国連に加盟をしてきたという経過は、これはもう、これまでの国会論議を通して明らかであります。

総理会見の内容について聞いていきます。

総理の会見で、また新しい事例が出てきました。海外から逃げようとする日本人を米国が輸送しているときに日本近海で攻撃を受ける場合というものであります。これは法制懇の事例とも違いますが、懇談会で議論された事例とも違う事例、これを会見で示すことになったのはなぜですか。

○武藤政府参考人 懇談会の報告書でも六つほどの事例を挙げていたいておりますけれども、総理は会見で、国民に理解をしていただくという観点から、二つの事例を挙げて説明をされたということでございます。

○赤嶺委員 次々事例が出てくるわけですね。一体何をやりたいのか、非常に疑問に思うわけですね。例えば、在外邦人の保護は在留先の国がその責任を果たすことがまず大前提でありますし、万一、退避が必要となるおそれが出てきた場合には、渡航情報や退避勧告を出して、民間の定期航空便などが運航している間に自主的に退避してもらうということが基本であります。

さらに、緊急退避が必要になれば、政府が民間の航空機や船舶をチャーターする。私たちは反対であります。政府としては、政府専用機や自衛隊の航空機、船舶などを使う枠組みを持つておりません。

機や船舶などが退避に使われる場合も現実にはあります。そこには、米国籍の人も含めてさまざまな国の人々が乗り合わせることになるわけですね。

仮に、総理の示すような事例があったとして、米軍が必要な警戒態勢をとらないということ、これは考えられないわけですね。日米間でそんなことが具体的に話し合われたことがあるとは思えません。この点、いかがですか。

○武藤政府参考人 日米では安全保障に関するふだんからさまざまな協議をしておりますが、その具体的内容については差し控えていた方がいいと思います。

いづれにしても、総理が挙げられた事例というのは、同盟国である米国が能力を有している、それが救助、輸送をしているときに我が国の邦人も運んでいる、それを、日本近海で攻撃があるかもしれない、そういうふうなときにこの船を日本の自衛隊は守ることができない、そういうような例として挙げられたところでございます。

それから、先ほどの報告書の国連加盟の日付でございますけれども、後ほどしかるべく訂正をしておるということで承知してございます。

○赤嶺委員 間違っていたということですね、訂正をするということですね。

今のは、日米間でさまざまなそういう協議があるというお答えでしたけれども、この問題についても日米間で具体的に議論されているんですか。

○武藤政府参考人 お答えいたしましたとおり、日米間でさまざまな協議は行われていますけれども、その内容というものは、機微にわたるものについては差し控えていたのだと思います。

○赤嶺委員 私は、総理が発表しているから聞いています。機微にわたるもの何れも、総理が堂々と発表している話じゃないですか。

非常に考えるに、想定を、さまざまな前提を飛ばして議論するやり方は、非常に危ういと言わなければなりません。パネルを示しながら、国民の命を守るということを印象づけようとしておりましたけれども、大体、二〇〇四年のイラクの人質事件で自己責任を振りかざしたのは、当時の政府・与党ではなかったのかということを強調せざるを得ません。まさにこれらの議論は、ためにする議論であり、こういうことはやめていただきたい、このように思います。

次に、今後、政府・与党として何を検討していくのかという点です。

総理は、「自衛隊が武力行使を目的として湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからは決してありません。」と述べました。これは、安倍内閣のもとでは、憲法解釈の変更によつて、国連の集団安全保障措置のもとでの武力行使を認めることはない、そういうことでよろしいですか。

○菅国務大臣 総理は、国民の生命と財産と国の安全を守るために何がしか必要かということを考えた中で、先般、記者会見をさせていただいたところであります。

そういう中で、国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上合法な活動には憲法上の制約はないとする法制懇の報告書の一部の考え方は、政府としては採用しない、そういうことは総理が明言をしたわけでありまして。

今後の進め方については、基本的方向性からすれば、自衛隊が武力行使を目的としてかつ湾岸戦争やイラク戦争のような戦闘に参加することはない。総理は、こうした事例を挙げることによつて、そのような戦闘への参加は憲法上認められないとする従来の政府の立場を要する考えはないということ、国民の皆さんにわかりやすく説明をされたのであります。

その上で、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性のあるときという限定的な場合は、集団的自衛権を行使することは従来の政府の憲法解釈に言う必要最小限度の武力行使の中に含まれるという考え方について、これは与党で検討してほしい、そういうことを申し上げたところであります。

す。そして、与党で研究した上に、内閣法制局の意見も踏まえながら、必要なことについては政府として対応していく、そういう方針であります。

○柴山委員長 赤嶺君、質疑時間が終了いたしました。

○赤嶺委員 時間がなくなりましたけれども、私は、これを実行しなければ日米関係が壊れるとか、日米同盟にひびが入るとか、そういう議論が花盛りだったものから、これらの事例についても日米間で協議しているかといえ、そうではない。やはり一方的な憲法の解釈変更は許されないうことを申し上げて、質問を終わります。

○柴山委員長 次に、村上史好君。

○村上(史)委員 生活の党の村上史好でございます。

きょうは集団的自衛権について、入り口の議論をさせていただきたいと思っております。

私は、集団的自衛権の容認の是非については、日本の今までの安全保障政策から、将来に向けて大きく転換をするということで、日本の将来にも大変大きな影響を及ぼす可能性のある政策転換だという認識のもとで質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、安保法制懇のことに、二、三、お伺いをしたいと思います。内閣にとつて今回の安保法制懇の報告書はどのような位置づけになるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○菅内閣総理大臣 安保法制懇は、集団的自衛権の問題に関する政府としての対応を検討していく上で参考とするための意見を聴取する場として開催したものであって、その報告書というのは、政府としては、行政運営上の参考として扱うものであります。

そして、この報告書の提言は、国民の生命財産、そして国の安全をしっかりと守るため何をなすべきか、将来見通し得る安全保障環境の変化にも留意して、具体的事例も踏まえながら安全保障の法的基盤のあり方を提言するものであり、専門的

で現実的な議論を踏まえた貴重な提言をしてください。たものと高く評価しております。

○村上(史)委員 それでは、そもそも私的諮問会である安保法制懇、これは御承知のとおり、法的な根拠はありません。あくまでも総理が諮問をする会というもので、人選も含めて総理が決められたと聞いております。

その中のメンバーが、この法制懇の中で解釈改憲の議論はしたことはない、あくまでも集団的自衛権は憲法解釈で行使可能だという立場で議論をしたというふうなマスコミでも報道をされております。これでは、結論ありき、あるいは総理の自説を通すための一つのアリバイづくりになつてしまっているのではないかと、そう指摘をされても仕方がないのではないかと、御見解を伺います。

○菅内閣総理大臣 安保法制懇の各委員のお考えについて政府としてコメントすることは差し控えたいと思っております。その上で申し上げれば、私は安保法制懇に全部出席をしておりました。五月十五日の第七回会合において、報告書は合理性と正当性を持った内容だと思つた御発言がありました。有識者の方々から、今御指摘のような不満の声というのはありませんでした。各有識者全員の方に最終結論の前に発言をいただきました。

そして、この法制懇は総理大臣決裁によつて開催をするものであります。先ほど私が申し上げたとおりであります。懇談会には、外交防衛政策に関する実務の経験者だとか、あるいは、政治、外交、憲法、国際法等の各界の関係者、経済界の民間有識者といった幅広い分野の代表の方々に参加していただいて、専門的な高い御見識の上に、結論を、予断なくさまざまな観点から議論を行つていただいたわけでありまして、そういう中で、総理の持論を認めさせるためのアリバイづくりというのは、御指摘は全く当たらないと思っております。

○村上(史)委員 それでは、安保法制懇から少し離れますけれども、連立与党でございます公明党さんから、今、安倍内閣が最も優先的に取り組ま

なければならぬのは、デフレ脱却であり、アベノミクスの推進であり、いわゆる経済政策を第一に考えてやるべきである、集団的自衛権の解釈、容認問題はそれほど優先されるべき課題ではないのではないかという声が公明党内にもあるやに聞いておりますが、それに対する官房長官の御見解はいかがでしょうか。

○菅内閣総理大臣 安倍総理は、総理に就任をして最初の閣議の中で、三つの点を政権として柱として掲げて行つていきたいという柱を立てました。一つは日本経済再生、一つは東日本大震災からの復興、そして一つは、我が国を取り巻く安全保障環境が極めて厳しい中であつて危機管理を徹底する、この三本の柱、それぞれの大臣が所管大臣になつたつもりでこれに当たるようにという強い指示だったんです。

そしてまた、私も自由民主党は、政権交代のあの衆議院選挙の際に、集団的自衛権を含む安全保障を徹底するということも選挙公約として掲げていたということもぜひ御理解をいただきたいというふうに思っています。

そしてまた、今や海外で生活している人が百五十万人おります。さらに、年間一千八百万人の人が海外に出かけていく時代であります。こうした国際化が進展する中であつて、我が国を取り巻く安全保障の環境は厳しい。こうした中で、国民の生命財産、国の安全を守るには今後何を行うべきか。速やかにあらゆる事態に切れ目のない対処を可能とする法整備というのが極めて大事だということに思つております。

総理は、そういう考えの中、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があると限定した場合に集団的自衛権を行使することは許されるという考え方についてさらに検討してほしい、そうしたことを与党の皆さんにお願いしたわけでありまして。

今、与党の中で検討をいただいております。その結果に基づいて政府としての対応を検討して、憲法解釈の変更が必要と判断されれば、それは閣

議決定をしていきたい、こういうふうに思っています。

○村上(史)委員 今官房長官から、日本を取り巻く環境が厳しさを増している、あるいは、現在のグローバル社会の中で日本人が海外で生活をする、仕事を、百五十万人以上になつてきたと。

もちろんそういう事実は認めますけれども、ただ、そのことと、一足飛びに集団的自衛権の行使を容認するかどうかというのは、ストレートに結びつかない問題だと思ひます。国家が国民の安全、生命を守るのは当然でありますけれども、ただ、その議論と集団的自衛権行使容認の問題とは直接にリンクすることではないというふうに私は思ひます。

ですから、この法制懇の本身も、集団的自衛権容認の議論と、それ以外のグレイゾーンの問題やさまざまな問題がちよつと混在をしているので、恐らく国民は混乱をするんじゃないかなと思ひがいたします。そういう面では、集団的自衛権の問題と、後の法的な整備というのは別々に考えて議論を進めていくべきではないかな、私はそのように思つております。

そういう中で、安保法制懇の報告書を受けて、五月十五日に安倍総理が記者会見をされました。その中で、安倍総理は、法制懇が示した二つの異なる考え方の中で、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があると、限定的に集団的自衛権を行使することは許されるとの考え方に立つて政府として今後研究を進めていきたい、こういう発言をされておられます。ということは、この方向に向けて総理としては議論を収れんさせていきたいという思いだと思ひます。

そこで、内閣法制局長官にお伺いをしたいと思います。

従来の内閣法制局が説明をしてきました、現憲法下では集団的自衛権行使はできないという見解を変えようとするならば、どういった法的な根拠に基づいて解釈改憲が可能なのかどうか、それをお尋

ねしたいと思います。

○横島政府特別補佐人 先般、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告書が提出され、安倍総理が示した今後の検討の進め方についての基本的方向性に基づき、与党と協議していくとともに、政府内部の検討が行われるものであり、現時点では、憲法解釈を変更する必要があるか否かを含め、政府としての対応はまだ決まっていないものと承知しております。

その上で、直接今のお尋ねにお答えすることは差し控えていただきたいと思います。一般論として、憲法を初めとする法令の解釈についての考え方について申し上げますと、平成十六年六月十八日の島根衆議院議員に対する政府答弁書でもお答えしているとおり、

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであつて、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるとい性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。

このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないとはいえない。個別、具体的に検討されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

ということでございます。(発言する者あり)

○村上(史)委員 わかりやすいんですけども、ただ、いわゆる憲法も変わらない、その条文ももちろん変わらない中で、可能性があるとすれば、さまざまな議論の積み重ねを、あるいは社会的な背景も含めて、解釈が可能な状況であるという判断のもとに、政府の施策も、あるいは法律に基づいて憲法の解釈を変えることができるという意味でよろしいんでしょうか。

○横島政府特別補佐人 先ほどお答えしたとおりでありまして、議論の積み重ねのあるものについては、やはり全体の整合性を保つということにも留意する必要がある、やはり論理的に説明のできるものであることが必要である、政府としてそのような説明ができないものは便宜的、意図的な変更であるというような評価を受けるであろう、そういう趣旨でございます。

○村上(史)委員 この問題についてはまだ二問ほどございますけれども、残りがあと五分ということで、次の機会に改めて伺いたいと思っております。

それでは、集団的自衛権の一般的定義について、政府の見解で結構でございますが、お述べいただけませんか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

集団的自衛権とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利というふうに解されております。

○村上(史)委員 ということは、地理的な概念、あるいは特定の国を限定したものではないという理解でよろしいでしょうか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

御質問は、私が申し上げた自国と密接な関係にある外国というのはどういう国を指すのかということにお答えするということだと思いますが、密接な関係にある外国につきましても、一般に、外部からの武力攻撃に対し、共通の危険として対処

しようとする共通の関心を持って、集団的自衛権の行使について要請または同意を行う国を指すというふうにご考えております。

こういう意味におきまして、密接な関係にある外国というのは、必ずしもあらかじめ特定される性質のものではないと思われ、また、条約関係にあることは必ずしも必要ではないというふうに従来から御説明申し上げております。

○村上(史)委員 自国と密接な関係については改めて官房長官にお伺いしたいんですけども、地理的概念はないということとは間違いありませんね。なければ結構です。

そこでお尋ねをいたしますが、先ほどの総理の見解、記者会見で述べられている内容もそうですが、限定的な集団的自衛権の行使は容認という形の研究をしていくということ、限定的というものは本当にあり得るのかどうかということをも確認していききたいと思っております。

先ほど官房長官は、他の委員の質問の中で、日米関係ということを確認されました。日米同盟の深化をより密接にしていこうことは我が国の安全保障上、大変重要な要素であるという意味の発言をされましたけれども、ここで言う自国と密接な国というのは、アメリカと言っても問題はないですか。

○菅内閣総理大臣 まず、先ほど私が申し上げたのは抑止力の話で、例として申し上げました。

密接な国、アメリカということとは、当然、今の日米関係を考えれば、密接な国はアメリカでと言つても私はおかしくないというふうに思っております。

さらに、従来の政府の憲法解釈に立つたとしても、ここで言う必要最小限度の武力の行使の中に集団的自衛権の行使も含まれると解釈するべきである、さらに、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときには集団的自衛権を行使することができるとすべきであるといった考え方がこの報告書の中に示されたわけでありまして、その報告書の考え方を端的に説明したのが安倍総理の

発言であります。

政府としては、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときという限定的な場合に集団的自衛権を行使することは、従来の政府の憲法解釈に言う必要最小限度の武力の行使の中に含まれるという報告書の考え方について今後ぜひ検討してほしいということで、今、与党にお願いをしているところであります。

○村上(史)委員 この限定論の話で一つ申し上げたいのは、御党の石破幹事長が、当面は限定的な集団的自衛権をということ、アメリカでそういう発言をされました。当面はということ、将来的には限定的ではないという趣旨のことだと思っております。

これは、ある面で見れば、集団的自衛権の性質の問題から見れば、石破さんの考え方が本来正しい考え方だと思います。限定的というのは、あらゆる事前の想定ということを前提にしております。ただ、紛争というのは、想定どおりのことが起こるかどうかわかりません。これは何の保証もないということで、限定的という言葉が一つの歯どめになるというのはまだ納得しがたいなという思いでございます。質問をさせていただきたくはありますが、この問題については今後もやらせていただきたいと思います。

○菅内閣総理大臣 誤解されまいと思ひまして申し上げます。総理は、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるという限定的な場合に集団的自衛権を行使することは、従来の憲法解釈の必要最小限度の武力の行使の中に含まれるというこの報告書の考え方について検討してほしいということで、それ以外の、いわゆる芦田修正論も含めて、それはとらないということを政府が明言していますから、総理が言ったことが全てであります。

○村上(史)委員 終わります。ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、大熊利昭君。

○大熊委員 みんなの党の大熊利昭でございます。

す。

午前中に引き続きまして、午後もしょろしくお願いをいたします。

最初の二問、官房長官に安全保障関係をお願いいたします。

私も、きょう一般質疑の中で、複数の質問という形で出てまいりましたが、先日の五月十五日の、パネルを使った総理の記者会見の関連でございいます。

私が伺いたいのは、ちょっと観点が違うといいますが、大きな意味は同じなんです、アメリカの船に乗っている、帰国をしようということで日本人が乗っている船、ここへの攻撃が日本への攻撃に当たらないという前提でお話しになっているのではないかと、このふたつは理解をしたんです。なぜならば、日本への攻撃ならば個別的自衛権が発動でき得るはずでございますから、自衛隊法七十六条の防衛出動ができ得るはずでございますから、これじゃないんだという前提でお話しになっておりましてというふうに理解をしたんです。

そこで、日本人への攻撃がなぜ日本への攻撃にならないのかをお尋ねしたいんです。

比較のためにわかりやすく、では、どこの地区と違うと差しさわりがありますから、山の中に何が落ちた、爆弾なりミサイルが落ちてきた、そこには人が誰もいませんでした。これは、場合によつてはどうか、日本の国土の、山の中に落ちたわけですから、日本への攻撃ではないかと私は思うんです。人命が失われなくても、その山を持っている所有者の、山の木、財産が失われるという意味では、国民の生命と財産が失われる、そういうのが入ると思うんです。

船に乗っている、フラッグ、旗国がアメリカだとしても、そこに一人二人ということじゃなくて多数、しかも、一般的に、恐らくそういつた有事のときですと報道等もされますから、日本人がアメリカの船に乗って、あるいはほかの国の船に乗って帰国をするんだ、有事ですから、そういう

ことが一般的に報道される。明らかにわかつている中で攻撃された場合は、これは日本への攻撃に当たらないのか、つまり個別的自衛権発動の七十六条の要件になり得るのではないかと、いうふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。

○菅国務大臣 まず、個別具体的な事例に即して判断する必要がありますけれども、一般論として申し上げれば、在外邦人に対する攻撃が発生したことのみに基づいて、いわゆる自衛権発動の三要件のうち、我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したという第一要件を満たすとは、これは考えられません。

総理会見における事例については、このような場合でも、日本自身が攻撃を受けていなければ、その状況を設定して行っており、個別的自衛権の行使による対処は行い得ないというふうに考えられます。

現行の憲法解釈のもとで、米艦が攻撃を受けた場合でありますけれども、我が国の領域内に存在する米艦に武力攻撃がある場合、我が国に対する武力攻撃が既に発生した場合において我が国防衛のために行動している米艦が相手国から攻撃を受けた場合、この二点だというふうに思います。

○大熊委員 冒頭長官がおっしゃられた、必ず三要件の第一番に当たるとは確かに限らないんですが、必ず当たらないとも限らないんじゃないかというところが質問なんです。

もう一回繰り返しますと、公海上におきまして、米艦、アメリカの船に多数の日本人が乗っている。しかも、それが報道されて、日本人がたくさん乗っていますよというところを狙い撃ちで攻撃してきた場合。これは公海上ですね、他国の、例えばニューヨークのあそこ湾の中で停泊している船とかそこまですべて、他国の領海ではなくて公海上、しかも日本の周辺の公海上ですね、日本に帰ってくる船。

これは日本への攻撃に当たらないんだとする、ちょっとどうなのかなというふうに思うわけなんです、一般的に考えてもどうなのかなと思

うんですが、現行解釈ではそれは絶対に当たり得ないんだ、こういうことなんでしょうか。

○菅国務大臣 現行解釈では、当たらないということになっていきます。

○大熊委員 確認ができました。ありがとうございます。

そこでなんです、今回チャレンジャング憲法解釈をされようと、その是非はちょっとおいておきまして、それは、集団的自衛権に向かつて解釈を変えよう、そういうことでやっていたら、それと違うんですが、今私が申し上げたアプローチは、個別的自衛権の中で変えようということですよ、それを、日本への攻撃、要するに七十六条発動要件のうちのひとつというふうにすればいいわけですから。

よく言われるのは、北岡先生もよく言われています、個別を拡大すると危ないんだと言われます。それは一般的に言って危ない場合もあるかもしれないんですが、私が今申し上げているこのケースでは危ないかと思うんです。なぜならば、どこかを個別的自衛権を使って攻撃しに行こうということではないんです。

この事例について言うと、例えば、現在の自衛隊法をつくりというのは全部ポジティブリストで書いてあるわけでございます、これは釈迦に説法ですが、これができるといふ法をつくりで書いてあるわけでございます、現行法の個別的自衛権のもとでの。

したがって、この個別的自衛権の憲法解釈を拡張すれば、それでポジティブで自衛隊法を改正して追加すれば、これは法構造としてもできるはずだと思んですが、こういったことをせずに解釈で拡張していくときに、個別的自衛権への拡張はせずに集団的自衛権だけの拡張を検討しているというところにちょっと違和感を感じているんですが、なぜ個別的自衛権の拡張はしないのか。やはり個別をやるのは危険だからという北岡先生の御趣旨でやらないんでしょうか。教えていただければと思います。

○菅国務大臣 そこは総理が事例を出して説明をされました。国民の皆さんの生命財産と国の安全を守るときに、いろいろな事例があります。そういう中で、個別的自衛権、集団的自衛権。集団的自衛権というのは行使はできないということ、今まで見解として申し上げてきました。

しかし、今、先ほどのような事例の中で、個別的自衛権に、解釈で、できるかできないか、できないものについては、これは当然、委員も限定的容認は必要だというふうに考えられると私は思うんです、個別的自衛権が行使できないもの。そうしたことを、グレーゾーンの部分から含めて、当たり前というんですかね、国民の皆さんがそういう事態になったときに、今まで放っておいた部分をしっかりと整理していこうという、これは総理が第一次政権のときから、国民の皆さんの生命財産、そして国の安全というものは、今の法律ではなかなか難しいという考え方に立って、前回もこの懇談会でお話ししたということでありまして、そうしたもののについて、どうしても、集団的自衛権の限定容認、それから入るということではなくて、どうしても国民の皆さんの生命財産、国の安全を守ることができるところから入っていくというところであります。

○大熊委員 この中身の議論を、いろいろまだまだ深いところがある、またちょっと機会を改めてさせていただきたいと思うんです。

一点、済みません、一つ戻りまして、先ほどの当たらないという部分なんです、これは、長官じゃなくても、法律解釈の話なので政府参考人で結構なんです、先ほど来議論のあるとおり、もとも現行解釈で自衛権があるというのは、これは九条からだけではなくて、前文だとか十三条から出てくるわけですね。

それで、十三条に何と書いてあるかという、国じゃなくて「国民の」と書いてあるわけなんです。十三条から由来するのであれば、当たらないという現行解釈はおかしいんじゃないですかね。

○山田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、国際法上の問題でございますが、一般に、公海において船舶が攻撃を受けた、そういう場合に、国際法上の個別的自衛権の行使として、その攻撃を排除し得る立場にあるのは、原則として、この船舶の旗国である。すなわち、米船であれば米国であるということでございます。

もちろん、限界的な事例において可能性はございますけれども、それは、例えば攻撃国の発言等さまざまな状況から判断して、例えば、邦人が乗っているから、日本を攻撃するためにこの米船を攻撃するのである、そういった意図を明らかにする等の事情があつて、その攻撃が我が国に対する組織的、計画的な武力の行使の着手であると判断されれば個別的自衛権が行使できる可能性はございますが、これはあくまでもこのような限界的な事例につきましてもでありまして、日本人の方が乗っておられるからといって直ちに日本が個別的自衛権を行使できるというわけではない。

仮に、もし日本が武力によってその攻撃を排撃しようとした場合には、これは米国のための集団的自衛権の行使であるというふうに判断される可能性が高いものと考えます。

○大熊委員 伺っているのは、別に国際法上のことを伺っているんじゃない。国内法の、つまり憲法十三条に由来をしているんじゃないですかと、「国民の」と書いてあるわけですから、十三条に。国民の生命財産と書いてあるわけですから。国際法上のことは私も私には理解しているつもりで、国際法上、集団的自衛権だと見られたとしても、国内法上の扱いは必ずしも同じではないわけですから。

十三条から由来しているのであれば、なぜそれが当たらないという解釈に今なっているのか、それはおかしいんじゃないですかというのが質問ですから、国際法上の話を聞いているんじゃないのです。

○山田政府参考人 国内法上の解釈は、外務省は有権的な解釈の立場にございませぬけれども、まず、日本国憲法には、九条、十三条等を含めまし

て、個別的、集団的自衛権についての言及はございません。

あくまでも、これらの考え方は、国連憲章第五十一条にある個別的自衛権、集団的自衛権についての考え方から持ってこられるものでありまして、国際法を踏まえた上で解釈がなされるべきものと考えております。

○大熊委員 外務省は有権的な解釈の立場にないという。この質問は通告していますので、政府のどなたが答えていただかなきゃちょっと困るんですが、あくまでも国内法のことを伺っています。十三条には「国民の」と書いてあるので、これは、現行、国民がやられても、どこを言っているにせよ、山の中で人が誰もいないところに落ちてきた、これでも直ちに七十六条発動とはもちろん限りませんよ。でも、なり得るわけですよ。日本国への攻撃ということになり得る。

例えば、国際法ということになると、一九七四年の侵略の定義というのが、これは一応定着になっていきますよね、法的拘束力はありませんが。よく御存じだと思います。これは、その国だとか艦船だとか商船も入る、一応こういうことになっていますね。確かに、ここには、国民、その国の国民と一九七四年の国連総会決議はなっています。しかし、これと法的拘束力はないわけですよ、国連総会決議、侵略の決議は、御存じのとおり。

だから、国際法の中でもいろいろある。国内法は、またこれは国際法と必ず一致とは限らないわけですが、しかも、我が国の憲法、そこから解釈で由来して自衛権というのを導き出しているわけですね、九条と前文と十三条。やはり特に十三条のように、これは大事なんですよ。何でその大事なものがやられているのに防衛出動できないかという現行解釈なのか、おかしいんじゃないですかということを国内法上の視点から答えてくださいと、おかしくない、なぜおかしくないのかというのを答えてくださいというふうに聞いているんです。

○山田政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、我が国の山林に攻撃を受けた場合はどうかというところでございますが、これは明白に我が国の領域に対する攻撃でございますので、我が国に対する武力攻撃であつて、これについては個別的自衛権の行使の対象となり得るというふうに考えます。

それから、まず、自衛権でございますけれども、仮にこれを行使しますと、国連憲章の第五十一条に従ひまして安保理に報告する義務がございます。したがって、私どもとしては、我が国による自衛権の行使は国際法に従つて行われるべきものと考えております。

○大熊委員 国際法と全く同じなんですか。国内法の法構成と国際法が全く同じ、そんなことはないと思いますよ。仮に、国際的に、それは集団的自衛権の行使だとされたとしても、国内法上のたてつけが違うんだということを立証すればいいわけですから。我が国は別に独立国家なわけですから、それは何もおかしくないと思うんですよ。

要するに、聞いていることは、国内法上、なぜ、日本人を守るということにならない、それが自衛権の出動要件には当たり得ないのか。必ず当たると言っているんじゃないですよ。例えば山林を攻撃されたら、相手が組織的、計画的な武力攻撃でなければ、ただの武器の使用であれば当たらないわけですから、よく御承知のとおり。船の日本人が攻撃されたら必ず七十六条だと言っているわけじゃない。当たり得ないというのがやはりおかしい。常識的に考えても、十三条の書きぶりから考えても、おかしいんじゃないですか、どのように説明するんですかということなんです。

稲田大臣にいらつしやうていただいているので、残り的一問だけでもさせていただきたいと思うので、ちよつと手短かに、よろしくお願ひします。

○山田政府参考人 我が国の個別的自衛権につきましては既に自衛隊法上の防衛出動に規定がござ

います。が、集団的自衛権につきましては、今まさに与党協議が行われて、それを行使するかしないかを含めてまだ結論が出ていない状況でございます。それをさらに国内法上どのように対応すべきかという点については、まだお答えできる立場にはございません。

○大熊委員 ちよつとよくわからなかった。また次回やりたいと思います。

済みません、稲田大臣、お待たせいたしました。最後数分なんです。が、いつもの案件じゃなくて、ちよつと前向きな案件で、残り数分、ちよつとクルージャパンの宣伝を、どういうことになっているのか、この間、一号案件が、やります、検討しますという発表があったので、最後に、ちよつと前向きな形で一言いただければと思います。

○稲田国務大臣 私、クルージャパンの初代の戦略担当大臣でございます。今御指摘のクルージャパン機構のことですけれども、これは、私が推進してまいりました、各分野、各府省の連携を強化して多様な日本の魅力を海外に効果的に発信をするという戦略に沿つて、民間事業者が世界で事業展開を行う上で大変強力なツールであるというふうに理解をいたしております。これにより事業者がチャンスが広がることから、民間事業者を強力に後押しするよう、有効に使っていただきたいというふうに思っています。

御指摘のとおり、先月、初めての取り組みが発表されましたが、発表された事業分野は、メディア・コンテンツ、食・サービス、ファッション・ライフスタイルであります。これらは、いずれも、我が国の強みを生かした、また関連市場への波及効果が見込まれる分野であるというふうに理解をいたしております。勝ちパターンとなるような成功モデルを創出することで、多くの意欲ある事業者が世界へ羽ばたくことを期待いたしております。

○大熊委員 ありがとうございます。

このクルージャパンは、亡くなった藤巻参議院議員、私どもと一緒にずっとやってきた仲間として、大臣も藤巻議員ともこの件でいろいろやらせていたというふうに承知しておりますので、ちょっと細かいところはまた次回伺いたいと思います。

項目だけ、ちょっときょうは時間がなくなってきたので、問題提起といえますか提案だけでもあるんですが、通告でクルージャパンの一つ前の歳出削減と公務員の業務のあり方という部分なんですけれども、要するに、公務員制度、政府案、私どもは違う案だったんですが、ともかく通りまして、内閣人事局ができますということで、ここで終わりにして、これをいかに実際の行政の効率化、スリム化に生かしていくのかというところが私は重要ではないかというふうに思っております。

そこで、同じ行政効果を出しましたよ、決算ベースで三割お金を削減、予算ベースというのはちょっと難しい、決算ベース、したがって、決算委員会というのが大事になるわけなんです、三割減らせました。そうしたら、その三割の部分を人事評価としてプラス、加点をするんだ、こういう仕組みを入れたらどうかということでございます。現在はそういったことが余りないんじゃないか。全くな�とは言いませんが、ここをしっかりと制度として入れていく必要があるんじゃないかな。

いろいろないい仕事、こういう仕事をやってください、これは能力実績主義のもとであるんですけれども、ではそれを幾らでやったんですかという視点がないので、それを幾らでやったんですかという、つまり決算ベースの視点を入れていくことで、外から無駄だ何だと、例えば国会の方から言うということも、事業仕分けなことでもいいと思うんですが、それよりも、一番わかってるのは内部の課長さんなり局長さんなので、そこを制度として、仕組みとして。

具体的に言うと、標準職務遂行能力表というの

があつて、これを今度、きょう朝、委員長からもお話がありました、この委員会の所管に、つまり、総務委員会から、総務省からこちらに移ってきますので、大臣の所管になるので、ここを変えていくことで、これは、オートノミーといいますが、自律的に行政のスリム化ができていくんじゃないかというふうに通じているんですが、ちょっと細かい議論はまた次回やりたいと思います。

時間が終了したということで、きょうは以上で終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、大島敦君。

○大島(敦)委員 民主党の大島です。

きょうは、子ども・子育て支援新制度について何点が質問をさせていただきます。

平成二十四年の八月に、子ども・子育ての支援法案、これは三法案ですけれども、成立をいたしまして、今、政府内でこれをどうやって実施するかについての協議、検討が行われて、来年四月からの制度の実施に向けてのさまざまな取り組み、こういうふうに取り組んでくださいというふうに発表がされております。

私の理解としては、今手元に、内閣府、文部科学省、厚生労働省の「なるほどBOOK」すくすくジャパン」というのがありまして、この中には、全ての子どもたちが笑顔で成長していくために、全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために、子ども・子育て支援新制度がスタートすると書いてあります。

平成二十四年の社保と税の一体改革の審議あるいはその成立に向けての話の中で、増税した部分については子育てに重点的に配分していくということで、我が党内あるいは各三党との間でも議論がされてきておりまして、ことしですと三千億円です、そして来年度以降は多分五千億円ぐらい、一〇％に消費税が上がった時点で七千億円が子供のために使われて、そしてプラス三千億円、どこからか財源を持ってくる、一兆円は子供のために

使うということで成立を見たと思います。私の同僚議員、一期生の方も、そういうことで御自身で納得して、あの審議のときに、私に対して、大島、この一票を入れると、賛成に投じると落選してしまうかもしれないと言っていて賛成投票した一期生も多かったんです。

ですから、本当に子ども・子育てのために公平に使われているかということが結構大切かと思っております。私も安心して。財源が五千億なり七千億なり、非常に、今の予算の中で新しく財源ができるものから、あまねく全ての保護者の皆さんあるいは施設を運営されている方について、現状よりも少なくとも全ての方がよくなるなという理解をしていたので、皆さんに安心して大丈夫ですよということを聞かれるたびに言っているんですけれども、今、個々に聞いてみると、そうでもないんです。

先々週ぐらいも、認定こども園を運営されている方から私のところに、今回の新しい制度で、政府側で公定価格というのが発表されて、多分今月中には、きょうあたりか、来週か、大体公定価格が全部出そろうかと思うんですけれども、これを見て当てはめてみると、いや、結構経営に対して影響するぐらい減ってしまうという話とか、あるいは、個々の、今度は制度を大きくいじるものから、これまで幼稚園ですと、特に私学の場合には就園奨励費ということで国から援助を受けていたのが、今度新しいシステムになると、また違う考え方ですから、そこでも親の負担が、親というよりも保護者の負担がふえてしまうというケースも散見されるやに聞いております。

今後なんですけれども、まだまだ制度として充実していくには多少時間がかかると思います。今回は政府としても骨子案ということで多分お示しだと思つて、これからさまざまな議論を踏まえて制度設計に入っていくと思つておりますので、まずは、総論的な部分はきょうと後回しにして、文部科学省に各論をきょうと質問したいんです。

子ども・子育て新制度は、小学校就学前の子供

に質の高い教育、保育の機会を保障することが目的の一つであり、先ほど申し上げました子ども・子育て支援法第三条によると、市町村は、保護者の選択に基づき、多様な施設による提供体制を整備する義務を有するものとされている。

私立幼稚園には、私学助成に残ることも新制度に参加することも選択の自由が認められる。その一方で、五歳児の半分以上が幼稚園に通って、幼稚園の園児の八割以上を私立幼稚園が引き受けておりまして、私立幼稚園が保護者に多様な選択肢を提供する現実も受けとめなければならぬと思っております。

文科省の資料をいただきました。今、改めて、ゼロ歳から五歳までの子供たちがどういう施設に預けられているのか。保育所ですと大体百五十万人、幼稚園ですと百五十八万人、認定こども園だと十八万九千人ですから、ほぼ幼稚園あるいは保育所が半分半ぐらいの割合なんです。

市町村の現場、これは結構、私の地元でも待機児童が非常に多いところと待機児童がいらつしやらないところと、日本も非常に広いですから、都市部とまた地方の方だと事情が違うと思うんです。

待機児童のいない地域においても、需要と供給、これを合わせるための事業計画の策定作業は結構大変だと思つていて、私立幼稚園への情報提供とか相談の対応が十分に行われているのかなどちょっと疑問に思つています。そして、新制度への参加に関するきめ細やかな相談の実施、認定こども園への移行の支援、都道府県の私立学校担当部局や認定こども園担当部局との連携、市町村内の教育委員会との連携など、市町村における新制度の趣旨に沿った私立幼稚園支援の取り組みも進めていくことが必要じゃないかと思つています。

今回の制度は非常に大きな制度改正なものですから、都道府県、市町村の担当者も資料を読むのが精いっぱい実情で、聞かれてもよく返答できないというところがまだまだありまして、特に今

回、制度としては、さまざまな選択肢が用意されている制度になっているわけです。

久しぶりに私も勉強してみると、今までどおり私学の幼稚園として私学助成、就園奨励費を受け取ることもあってもいいとされていて、プラス、施設型給付ということで、新しいシステムの中で認定こども園、あるいは幼稚園、あるいは保育所へ移るというケースもあって、それぞれが今、どういふふうに移行することも考えて移行するのが一番ベストなのかということに悩んでいる方々が非常に多いんです。

ですから、この点についての、まず文部科学省からの答弁をお願いいたします。

○義本政府参考人 お答えいたします。

大島委員御指摘のとおり、今回、新制度では、施設側の方が多様な選択肢を選ぶということがございますが、その意味は、同時に経営判断をしなくちゃいけないということでございます。また、今回の制度におきましては、市町村が計画をつくるですとか、いろいろな認定、確認についての中心的な役割を果たすということでございますから、市町村とのかかわりというのが非常に大事になっているところでございます。

委員御指摘のとおり、これまで、従来、私立学校につきましては、都道府県とのやりかかわりがありまして、どちらかというと、地域によりまして、市町村とのかかわりをそれほど持っていないというふうな地域での幼稚園もあるということも事実でございます。

その点から、委員御指摘のとおり、市町村においてしっかりとこの制度において経営判断ができるような形で支援をしていくことが肝になっていくということについては、私も、認識しているところでございます。

そういう観点からすると、幼児期の教育における中核的な役割を果たしている市町村が新制度に円滑に移行できる、あるいは、今の私学助成の中に残るといふことも含めて考える場合、新制度の実施主体であります市町村が移行の支援を行うと

いふようなことをしっかりとやっていくことが大事でございます。

その観点から、文部科学省としましては、内閣府、厚労省と連携しながら、あるいは総務省と連携しながら、四月の十日付で通知を発出させていただきます。市町村に対して、私立幼稚園等に対する相談・支援体制をしっかりと整備していくということ、それから二つ目は、認定こども園への移行支援のために、調理室等の施設整備の補助など各種の事業を積極的に活用すること、それから三番目としましては、幼稚園が受けられる教育標準時間認定子供に係る施設型給付ですとか、幼稚園が行っております一時預かり事業について、国の定める基準に基づいて財政支援を行うというところを明確に求めるとともに、御指摘のとおり、市町村あるいは都道府県の担当者がその趣旨をしっかりと理解していただくことが大事でございますので、通知を出すだけではなくて、各種説明会を行ったりとか、都道府県ごとの説明会に担当者派遣して、その周知あるいは説明を繰り返していろいろな機会を通じて行っているところでございます。

また、あわせて、学校教育を担当します教育委員会に対しまして、教育を所管する専門性を有する教育委員会が、幼児期の教育の質の向上という観点から、新制度に積極的に取り組むよう求めているところでございます。

今後、市町村等の動きをしっかりと注視しながら、引き続き、私立幼稚園が新制度に円滑に移行できるように、市町村に対して必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○大島(教)委員 森大臣、今回は、相当私どもとしては政治的に、二十四年には、皆さんの協力を得ながらこの法案を通過させていただいて、先ほど述べましたとおり、相当の財政規模で、多分、こんなに子ども・子育てのために財源がつくことはないと思うんです。

ですから、余り損得で判断するのではなくて、要は、さまざまな制度を自由に選ぶ方がいいと

思っていて、それは、今、施設を運営する主体の方も、別にこちらでもいいし、こちらでもいいというふうにした方がいい。

その点についても、結構細かいシステムなんです。多分、大臣も、これまでさまざまな法案の審議で、子ども・子育ての新制度について、恐らく理解はされていると思うんですけども、多くの時間を割けなかったかと思っていて、ですから、これから、多分、概算要求それから本予算の作成に向けて、もうあと一年を切っていて、一年を切つてもまだまだ理解が進んでいない状況の中で本当にやっつけていいのかなという面もあったり、いろいろと考えるところがあるんです。

ですから、その点について、今後、よく皆さんの意見を聞いてほしいなと思っていて、この新制度は、三党合意により税と社会保障の一体改革の中で成立して、高齢者福祉に加えて、子供の分野に新たに消費財財源を充てていくことが改革の根幹となっております。

新制度において、現在の私学助成や保育所運営費の支援水準から低下することはないと考えていかどうか、そして、私立幼稚園や保育所に対する財政支援は、新制度により具体的にどのように改善されていくのかについてどのように試算しているのか、御答弁いただければ幸いです。

○森國務大臣 一昨年の民主党政権のときの三党合意によつて、民主党、自民党、公明党の三党合意によつて子ども・子育て関連三法ができました。そして、参議院の附帯決議においても、一兆円超程度の財源が必要である、そして、政府は、財源の確保に最大限努力するものという記載が盛り込まれました。大変素晴らしいことだと思っております。消費財財源が、今まで医療、年金、介護という高齢者に使われていたことに加えて、初めて子供のために〇・七兆円、消費財財源の中から〇・七兆円ということが初めて入りました。これは必ず確保してまいりたいと思っております。

これを受けて、昨年六月に、少子化社会対策会議においても、少子化危機突破のための緊急対策

を決定させていただきました。この中にも、子ども・子育て支援の質、量の充実を図るための財源として、消費税率の引き上げにより二十九年度までに確保する予定の〇・七兆円程度を含め一兆円超程度の確保に努めるというふうに決定をさせていただきました。

三党合意を踏まえて、一兆円超程度の財源確保に努めていく方針について、何ら変わることはありません。

そして、二十七年四月に施行することについては、消費税率の一〇%までの引き上げが総理の御判断に委ねられておりますので、その前の段階ではございますけれども、二十七年四月に施行するという方針は、これは明らかにさせていただくということを決めさせていただいたところでございます。

しっかりと始める、スタートすることと財源の確保に取り組むという決意を述べさせていただいて、そして、細かい点等について、委員のさまざまな御指摘もいただきました。自治体や事業者の皆様、関係者の皆様の御意見をよくお聞きしていきたいと思っております。

○大島(教)委員 本質は細目に宿ると言われておりまして、大きな予算を確保するとともに、政治というのは、個々の予算をどうやって細目に落とすしていくかということが結構大切になってきます。

その細目について、大臣にお願いしたいのは、今回の制度には、いい面とそうでないところが混在しているということなんです。全体が上がるわけじゃないんです。これだけ予算をつけたのに、要は全体がハッピーではないんですよ。だから、そのところをよく相談していただいて、保護者の皆さんと施設の運営の主体となっている皆さんが今回の新制度に移ってよかったと思うような状況をしっかり整えてほしいと思っているんです。

これは恐らく、このところは役所に任せておいても難しいです。内閣府があって、文科省が

あつて、厚労省があつて、内閣府の方が、確かに内閣府設置法で、文科あるいは厚労省よりも企画、調整で権限は持っているかもしれないけれども、このところは、しっかりとその権限を大臣として使つていただいて、バランスのとれたものにしてほしいと考えております。

それで、きょうは総務省の青木さんにも来ていただいているので、総務省あるいは文科省に御答弁をお願いしたいんです。

今回の制度というのは、私立幼稚園の公定価格は、国庫負担のない地方単独費用部分に加えて、初めて認可基準を満たす運営に必要な経費を確保することができると二階建ての構造になっております。もしも、この地方単独費用部分が国基準どおりに執行されなければ、さまざまな制度変更に伴う負担を乗り越えて私立幼稚園が私学助成から新制度に移行しても、かえつて教育、保育の質の低下を招くおそれがあるかもしれない。これは結構、肝の部分なんです。

私学助成、就園奨励費から今回の新しい制度に移るといのは、冒頭述べたとおり、考え方が大きく変わるものですか、この点をしっかりと総務省としても理解してほしい。

ですから、地方財源負担については、地方財政措置を確実に講じてほしいということと、あと、子供分野に消費税財源を充てるという一体改革の目的、消費税の使途を明確化して社会保障制度を充実する地方税法の趣旨に照らし、公定価格の地方単独費用部分の切り下げを起ささないような仕組みが必要じゃないかと考えているんですけれども、これは総務省そして文科省の方にそれぞれ答弁いただければと思います。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十七年に施行が予定されております新制度、ここでは、お話にもございましたように、認定こども園、幼稚園、保育所による就学前の子供に対する学校教育、保育の給付を市町村が支給する施設型給付として一体化する、ここがポイントだろうと思います。

地域のニーズを踏まえて、市町村が主体的に給付、事業を実施することになるわけでございますが、お話にもございました新制度に移行する私立幼稚園は、都道府県の私学助成から市町村による施設型給付の対象に、こう移行することになるわけでございます。

この新制度の私立幼稚園における施設型給付の公定価格は、国と地方が費用の二分の一ずつを負担する全国統一費用部分と、それから地方が費用の全額を負担する地方単独費用部分、これを組み合わせたということとされているわけであります。総務省としては、子供、保護者に対する支援が後退することがなく、いずれの地域においても良質な幼児教育、保育を受けることができ、すよう、この施設型給付に係る地方負担について、今後、国が定める公定価格の基準も踏まえまして、適切に地方財政措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○義本政府参考人 お答えいたします。

この問題につきましては、非常に大事な点でございますので、文科省は、総務省と協議、調整を重ねてきて取り組みをしているところでございます。

具体的には、文科省におきましては、先ほど申しました四月十日付の通知で、私立幼稚園に対して十分な施設型給付が支給されるよう、市町村に対して通知を发出したところでございます。

その中においては、国が示す公定価格の見込み、いわゆる仮単価でございますけれども、これを国基準としておりますが、その国基準に基づいて給付額を設定すること、それから、国の基準を下回る給付額を設定する場合には、その合理的な理由を明確にして、地方版子ども・子育て会議等に報告して議論を行うことなどを求めているところでございます。

また、市町村の設定後の状況につきまして、国として調査いたしましたので、その状況を公表するということもその通知の中で明記しているところでございます。

それに合わせまして、各種会議を通じまして、その趣旨を都道府県、市町村に対してふくそうして周知、説明しているところでございます。

幼稚園における教育あるいは子育て支援が後退することがないように、いずれの地域におきましても良質な幼児教育、保育を受けることができるように、引き続き、施設型給付の額が適正に設定され支給されるよう、関係省庁と連携しながら文科省としても取り組んでまいりたいと存じます。

○大島政務委員 森大臣、今、総務省の積極的な答弁と、文科省と総務省で話をしているというお話なので、ここはやはり内閣府としても、ぜひ調整してほしい、文部科学省の申し入れについてしっかりと対応をとってほしいなと思つていまして、よく話を聞いてほしいなと思つています。

その点について、よろしくお願いいたします。

○森国務大臣 わかりました。

適切な移行がされまして、この新制度になったときにそごが生じないように、また、地方の方がしっかりとした体制がとれるように、文科省、総務省とも連携して取り組んでまいりたいと思っております。

○大島政務委員 財源については、多分、近年にはまれに多くの財源が確保はされているので、あとはそれをどうやって使うかということになりますので、その点についても踏まえながらの御対応をお願いしたいと思います。

あと、残りがもうなくなりましたので、最後に一問だけ、一番最後の質問をさせていただきます。

御承知のとおり、認定こども園といつてもさまざまなタイプがありまして、幼保連携型認定こども園の仕組みでは、幼稚園の認可と保育所の認可の両方を得て、それぞれ独立の施設として認可基準を満たしておく必要があります。

新制度では単一の認可施設となり、二重行政が解消されることがメリットであるとされているんですけれども、現在の仕組みの中で認定こども園に参入せざるを得なかった先駆者については、行政の都合によって二重行政の非効率を強制してき

たことも踏まえ、単一施設としての認可基準を前提とする新規参入者とは異なる公定価格の措置が必要じゃないかと考えております。認定こども園制度の改善を目指す制度改正によって、認定こども園の先駆者が不利益をこうむることがないように、認定こども園の普及に滞りがあつては困るものですから、その点について、大臣の見解を伺わせてください。

認定こども園は、結構、政府としてずっと推進していただけてすよ、認定こども園をつくってくださという施策の中で、ですから、幼稚園型の認定こども園もあれば、保育所型の認定こども園もあれば、幼稚園と保育所を一緒にした、今述べたような認定こども園もあつて、それぞれが、政府が言うんだからということで制度をつくつてきたところもあるものですから、その点についても丁寧な対応をお願いしたいという趣旨ですので、最後に大臣の答弁をお願いいたします。

○森国務大臣 そのようなお声も寄せられております。

公定価格は、認定こども園についても、子供の認定区分を勘案して定めることとされておりますので、教育標準時間認定の子供については幼稚園、保育認定の子供については保育所の経営実態を踏まえつつ、認定こども園として独自に求められる基準も考慮して検討を行つてまいりました。

その際、新たな幼保連携型認定こども園については、単一の施設にふさわしい、単一の基準を定めることを基本的な考え方として認可基準を定めるところであり、その内容を公定価格の検討の前提としております。

四月にお示しした認定こども園に係る公定価格の仮単価イメージについては、関係者の皆様から、現在の幼保連携型認定こども園の運営実態に合っているのか等のお声もあることは承知しておりますが、今般お示しするものは、あくまで仮単価であり、先ほど申し上げましたとおり、単一の認可施設としての原則を踏まえつつ、現在の幼保連携型認定こども園への影響を慎重に見きわめた

いと考えております。

政府としては、引き続き関係者の御意見を丁寧
に聞きながら、平成二十七年予算編成過程にお
いて本単価を設定するに当たり、幼保連携型認定
こども園を含む認定こども園が安定的に運営でき
る公定価格の価格を目指していきたいと思ってお
ります。

○柴山委員長 大島君、質疑時間が終了です。

○大島(敦)委員 この子ども・子育ての新制度に
ついての質問は、今後もたびたびさせていただこ
うかなと思っています。

特に、繰り返しになるんですけども、要は、
私は、みんながハッピーかなと思っていただけ
すから、ここまで予算をつけて、あまねく皆さん
がハッピーかなと思っていただんだけれども、そ
うじゃない方もいらっしゃるというところがどう
しても解せなくて、どうしても私としては理解で
きないものですから、その点についても、ぜひ大
臣としての対応を今後も期待するということで、
私の質問を終わらせていただきます。

○柴山委員長 本場にきょうはありがとうございました。

○柴山委員長 これにて今日の質疑は終了いたし
ました。

次回は、来る二十八日水曜日午後一時二十分理
事会、午後一時三十分委員会を開会することと
し、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案
に対する修正案

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の
一部を次のように修正する。

第二十条第二項の次に一項を加える改正規定の
うち第三項中「いう。」を「いう。以下この項にお
いて同じ。」の活用に努めなければならない。公募
によらない場合であっても、透明性を確保しつ
つ」に改める。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に
対する修正案

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施
行に伴う関係法律の整備に関する法律案の一部を
次のように修正する。

第五十六条のうち総合法律支援法第二十四条第
三項の次に一項を加える改正規定のうち第四項中
「いう。」を「いう。以下この項において同じ。」の
活用に努めなければならない。公募によらない場
合であっても、透明性を確保しつ」に改める。

第七十二条のうち日本私立学校振興・共済事業
団法第十二条第二項の次に一項を加える改正規定
のうち第三項中「いう。」を「いう。以下この項に
おいて同じ。」の活用に努めなければならない。公
募によらない場合であっても、透明性を確保しつ
つ」に改める。

第一類第一号

内閣委員会議録第十九号

平成二十六年五月二十三日

平成二十六年六月二十五日印刷

平成二十六年六月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C